

平成 30 年 第 3 回

大崎町議会 9 月定例会会議録

開会 平成 30 年 9 月 6 日

閉会 平成 30 年 9 月 20 日

大 崎 町 議 会

平成30年第3回大崎町議会定例会

会 期

平成30年 9月 6日 (木) から

15日間

平成30年 9月 20日 (木) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
6日	木	10	第1日		諸般の報告 会期の決定 議案・陳情等上程
7日	金	9		特別委員会 委員会	付託案件の審査
8日	土				休 会
9日	日				休 会
10日	月				予 備
11日	火				予 備
12日	水	10	第2日		一般質問 議案・陳情等上程
13日	木				曾於地区畜産共進会
14日	金	9		特別委員会 委員会	付託案件の審査
15日	土				休 会
16日	日				休 会
17日	月				休会 (敬老の日)
18日	火				予 備
19日	水				予 備
20日	木	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

平成30年第3回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（9月6日）（木）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
児玉総務厚生常任委員長報告	5
中倉文教経済常任委員長報告	7
6. 日程第4 行政報告	9
東町長報告	9
7. 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償 の額を定めることについて）	9
8. 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償 の額を定めることについて）	10
東町長提案理由説明	10
中倉総務課長	10
9. 日程第7 議案第29号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）	12
東町長提案理由説明	12
中倉総務課長	13
中山美幸君	16
東町長	16
中倉総務課長	16
小野住民環境課長	16
中山美幸君	16
中倉総務課長	17
小野住民環境課長	17
中山美幸君	17
小野住民環境課長	18
中倉総務課長	18
稲留光晴君	18
小野住民環境課長	18
稲留光晴君	19

小野住民環境課長	19
吉原信雄君	19
東町長	19
上橋企画調整課長	19
10. 日程第 8 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度大崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	20
東町長提案理由説明	20
高田水道課長	20
11. 日程第 9 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度大崎町公共下水道事業特別会計 補正予算 (第 1 号)	21
東町長提案理由説明	21
高田水道課長	21
宮本昭一君	21
高田水道課長	22
12. 日程第 1 0 議案第 3 2 号 大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定 について	22
東町長提案理由説明	22
中倉総務課長	22
中山美幸君	23
東町長	23
13. 日程第 1 1 議案第 3 3 号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	25
東町長提案理由説明	25
中村保健福祉課長	25
14. 日程第 1 2 議案第 3 4 号 大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	26
東町長提案理由説明	26
中村保健福祉課長	27
15. 日程第 1 3 議案第 3 5 号 大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制 定について	28
東町長提案理由説明	28
川添教委管理課長	29

中山美幸君	29
東町長	29
16. 休憩	30
17. 散会	30

第2号（9月12日）（水）

1. 開議	37
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	37
3. 日程第2 行政一般質問	37
宮本昭一君	37
東町長	37
宮本昭一君	38
東町長	38
中村保健福祉課長	38
宮本昭一君	39
中村保健福祉課長	39
宮本昭一君	39
東町長	39
中村保健福祉課長	39
宮本昭一君	39
東町長	40
宮本昭一君	41
東町長	41
中村保健福祉課長	41
宮本昭一君	42
東町長	42
中村保健福祉課長	42
宮本昭一君	42
中村保健福祉課長	42
宮本昭一君	42
中村保健福祉課長	42
宮本昭一君	43
東町長	43
宮本昭一君	44

東町長	44
宮本昭一君	44
中村保健福祉課長	45
宮本昭一君	45
東町長	45
宮本昭一君	46
東町長	46
宮本昭一君	47
東町長	48
川畑農林振興課長	48
宮本昭一君	48
東町長	48
宮本昭一君	49
東町長	49
宮本昭一君	49
藤井教育長	49
宮本昭一君	50
藤井教育長	50
宮本昭一君	50
藤井教育長	50
川添教委管理課長	50
宮本昭一君	51
東町長	51
宮本昭一君	51
東町長	51
時見建設課長	51
宮本昭一君	51
時見建設課長	51
宮本昭一君	52
時見建設課長	52
宮本昭一君	52
藤井教育長	52
宮本昭一君	53
稲留光晴君	53

東町長	53
稲留光晴君	53
東町長	53
中倉総務課長	53
稲留光晴君	54
東町長	54
稲留光晴君	54
東町長	54
中倉総務課長	54
稲留光晴君	54
東町長	55
稲留光晴君	55
4. 休 憩	55
中倉総務課長	55
稲留光晴君	55
東町長	56
稲留光晴君	56
東町長	56
稲留光晴君	56
東町長	56
稲留光晴君	57
中倉総務課長	57
稲留光晴君	57
東町長	58
中倉総務課長	58
稲留光晴君	58
中倉総務課長	58
稲留光晴君	59
中倉総務課長	59
稲留光晴君	59
東町長	59
稲留光晴君	60
東町長	60
稲留光晴君	60

中倉総務課長	61
稲留光晴君	61
中倉総務課長	61
稲留光晴君	61
児玉孝徳君	62
東町長	62
児玉孝徳君	62
東町長	63
児玉孝徳君	63
東町長	63
児玉孝徳君	64
東町長	64
上橋企画調整課長	64
児玉孝徳君	64
上橋企画調整課長	64
児玉孝徳君	64
東町長	65
児玉孝徳君	65
5. 休 憩	65
児玉孝徳君	65
東町長	65
児玉孝徳君	66
東町長	66
児玉孝徳君	67
東町長	67
児玉孝徳君	67
東町長	68
上橋企画調整課長	68
児玉孝徳君	68
中倉広文君	68
東町長	69
中倉広文君	70
中倉総務課長	70
中倉広文君	70

6. 休 憩	70
中倉総務課長	70
中倉広文君	70
東町長	70
中倉広文君	71
東町長	71
中倉広文君	71
東町長	72
中倉総務課長	72
中倉広文君	72
東町長	73
中倉広文君	73
東町長	73
中倉広文君	74
東町長	74
中倉総務課長	74
中倉広文君	74
東町長	75
中倉広文君	75
中倉総務課長	75
中倉広文君	76
中倉総務課長	76
中倉広文君	76
中倉総務課長	76
中倉広文君	76
中倉総務課長	77
中倉広文君	77
中倉総務課長	77
中倉広文君	77
東町長	78
中倉広文君	78
東町長	78
中倉広文君	79
東町長	79

中倉広文君	79
中倉総務課長	79
中倉広文君	79
中倉総務課長	79
中倉広文君	80
中倉総務課長	80
中倉広文君	80
中倉総務課長	80
中倉広文君	80
中倉総務課長	80
中倉広文君	80
中倉総務課長	81
中倉広文君	81
東町長	81
中倉広文君	82
東町長	82
中倉広文君	82
東町長	83
中倉広文君	84
上原正一君	85
東町長	85
上原正一君	85
東町長	85
上橋企画調整課長	85
上原正一君	85
上橋企画調整課長	85
上原正一君	85
上橋企画調整課長	85
上原正一君	85
東町長	86
上原正一君	86
東町長	86
上原正一君	87
東町長	87

上原正一君	87
東町長	87
上原正一君	87
東町長	88
上原正一君	88
東町長	88
時見建設課長	88
福永耕地課長	88
上原正一君	89
東町長	89
上原正一君	89
東町長	89
福永耕地課長	89
時見建設課長	90
上原正一君	90
時見建設課長	90
福永耕地課長	90
上原正一君	90
東町長	91
上原正一君	91
東町長	92
上原正一君	92
東町長	93
上原正一君	93
7. 休 憩	94
中倉 毅君	94
藤井教育長	94
中倉 毅君	95
藤井教育長	95
中倉 毅君	95
藤井教育長	95
中倉 毅君	95
藤井教育長	95
中倉 毅君	96

藤井教育長	96
中倉 毅君	96
藤井教育長	96
中倉 毅君	97
藤井教育長	97
中倉 毅君	97
藤井教育長	97
中倉 毅君	98
藤井教育長	98
川添教委管理課長	98
中倉 毅君	98
藤井教育長	98
中倉 毅君	99
藤井教育長	99
中倉 毅君	100
藤井教育長	101
中倉 毅君	101
藤井教育長	101
中倉 毅君	102
藤井教育長	102
中倉 毅君	102
藤井教育長	102
中倉 毅君	103
藤井教育長	103
中倉 毅君	104
藤井教育長	104
中倉 毅君	104
藤井教育長	104
中倉 毅君	104
藤井教育長	104
中倉 毅君	105
藤井教育長	105
中倉 毅君	105

8. 日程第3 議案第36号 大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）におけ

	る事業契約の締結について	105
	東町長提案理由説明	106
	上橋企画調整課長	106
	中山美幸君	107
9.	休 憩	107
	吉原信雄君	108
	中山美幸君	108
10.	休 憩	108
11.	休 憩	109
12.	日程第4 陳情第3号 商工会に対する平成31年度補助金増額等について	109
13.	散 会	109
第3号（9月20日）（木）		
1.	開 議	115
2.	日程第1 会議録署名議員の指名	115
3.	日程第2 議案第29号 平成30年度大崎町一般会計補正予算(第2号)	115
	児玉総務厚生常任委員長報告	115
4.	日程第3 議案第30号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算 (第1号)	118
	中倉文教経済常任委員長報告	118
5.	日程第4 議案第31号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計 補正予算(第1号)	119
	中倉文教経済常任委員長報告	120
6.	日程第5 議案第35号 大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定に ついて	121
7.	日程第6 議案第36号 大崎町スポーツ交流施設整備事業(仮称)におけ る事業契約の締結について	122
	神崎大崎町スポーツ交流施設整備事業(仮称)における事業契約の締結審査 特別委員長報告	122
8.	日程第7 報告第2号 平成29年度大崎町健全化判断比率の報告に ついて	124
	東町長提案理由説明	125
9.	日程第8 報告第3号 平成29年度大崎町資金不足比率の報告について	125
	東町長提案理由説明	125

10. 日程第 9	認定第 1 号	平成 2 9 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定 について	126
11. 日程第 1 0	認定第 2 号	平成 2 9 年度大崎町国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について	126
12. 日程第 1 1	認定第 3 号	平成 2 9 年度大崎町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	126
13. 日程第 1 2	認定第 4 号	平成 2 9 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	126
14. 日程第 1 3	認定第 5 号	平成 2 9 年度大崎町水道事業会計決算認定に ついて	126
15. 日程第 1 4	認定第 6 号	平成 2 9 年度大崎町公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について	126
		東町長提案理由説明	126
		中倉総務課長	126
		中村保健福祉課長	129
		高田水道課長	132
16. 日程第 1 5	議案第 3 7 号	平成 2 9 年度大崎町水道事業剰余金の処分に ついて	136
		東町長提案理由説明	136
17. 日程第 1 6	選任第 1 号	平成 2 9 年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査 特別委員会委員の選任について	137
18.	休 憩		138
19. 日程第 1 7	陳情第 3 号	商工会に対する平成 3 1 年度補助金増額等に ついて	138
		宮本総務厚生常任副委員長報告	138
		吉原信雄君	139
		上原正一君	139
20.	休 憩		140
21. 日程第 1 8	議員派遣の件		140
22. 日程第 1 9	閉会中継続審査・調査申出書		140
23.	閉 会		141

第 1 号

9 月 6 日 (木)

平成30年第3回大崎町議会定例会会議録（第1号）

平成30年9月6日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
（損害賠償の額を定めることについて）
日程第 6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
（損害賠償の額を定めることについて）
(総) 日程第 7 議案第29号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）
(文) 日程第 8 議案第30号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算(第1号)
(文) 日程第 9 議案第31号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予
算（第1号）
日程第10 議案第32号 大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定につ
いて
日程第11 議案第33号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
日程第12 議案第34号 大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
(特) 日程第13 議案第35号 大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定につ
いて

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 児 玉 孝 徳 | 7番 中 山 美 幸 |
| 2番 稲 留 光 晴 | 8番 上 原 正 一 |
| 3番 諸 木 悦 朗 | 9番 中 倉 毅 |
| 4番 宮 本 昭 一 | 11番 神 崎 文 男 |

5番 中 倉 広 文
6番 吉 原 信 雄

12番 小 野 光 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 長 重 充 輝

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	川 畑 定 浩
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	福 永 敏 郎
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	東 正 隆	農委事務局長	大 地 敏 郎
総 務 課 長	中 倉 幸 二	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	上 橋 孝 幸	教 委 管 理 課 長	川 添 俊 一 郎
住 民 環 境 課 長	小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長	今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長	中 村 富 士 夫	税 務 課 長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	下 村 俊 郎
次 長 兼 調 査 係 長	宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長	垣 内 吉 郎
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成30年第3回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、上原正一君、及び9番、中倉毅君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（小野光夫君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から9月20日まで15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月20日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（小野光夫君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

閉会中の各常任委員会における町内事務調査の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 平成30年第2回定例会本会議において当委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の調査経過と結果について、報告いたします。

総務厚生常任委員会では、関連所管の総務課、企画調整課について、去る7月2日、町内事務調査として、水槽付消防ポンプ自動車、高速バス停留所整備工事、クロスカントリーコース整備工事及びあすばる大崎温泉施設改修工事について、調査を行いました。

調査は、委員5名の出席のもと、現地において担当課長及び関係職員から説明を受け、実施いたしました。

はじめに、水槽付消防ポンプ自動車について報告いたします。この設備は、前の

タンク車を導入してから30年近くが経過し、老朽化による故障等が多く発生したこと、また、野方地域においては水利の確保が不十分な箇所が多いことから、今回、新たにポンプ車を導入したもので、設備費は3,164万4,000円。納入日については、平成30年1月26日となっております。財源の内訳は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の480万円と過疎対策事業債2,680万円、一般財源4万4,000円となっております。この水槽付消防ポンプ自動車の特徴が、水と一般火災対応の消化剤を混ぜると、水だけの消火のときと比べて4倍近い消火効果があるとのことでありました。その消火の効果を確認するため、機会を設けて放水の実演をされるよう要望した次第であります。

次に、高速バス停留所整備工事について報告をいたします。

この施設は、東九州自動車道の開通を受け、鹿児島空港直行バスのバス停留所が設置されることとなったことから、高速バス乗り入れに必要なバス停留所の整備及び駐車場拡張等の工事を行ったものです。施設整備費は2,993万4,000円で、平成30年2月20日に完成しております。また、土地購入費は1,138万2,940円で、平成29年9月26日が登記完了日となっております。財源の内訳は、ふるさと応援基金4,131万6,000円と一般財源940円となっております。停留所については、時刻表が野方発着の時刻表示のみとなっていたため、住民サービスの観点からも、空港発着の時刻表も記載できないか検討されるよう要望いたしました。また、高速バス乗り場の案内板について、現在の設置場所では文字が小さくわかりづらいとの意見があり、利用者及び道路の通行人からも高速バス乗り場がはっきり認識できるように、案内板の大きさや設置場所を再度検討されるよう要望いたしました。

次に、クロスカントリーコース整備工事について報告をいたします。この施設は、交流人口の増加及び地域の活性化を目的として、陸上合宿において最もニーズの高いクロスカントリーコースの1キロコースを、くいの松原内に整備したものです。施設整備の総額が745万2,000円で、平成30年3月27日に完成しております。財源の内訳は、県補助金372万6,000円、ふるさと応援基金372万6,000円となっております。クロスカントリーコースは、維持費の削減の観点から、芝生に変わる材質を取り入れて整備ができないか、今後整備を計画している2キロコースの整備工事の際に検討するよう要望いたしました。

最後に、あすばる大崎温泉施設改修工事について報告いたします。施設整備費は4,093万4,160円であり、財源の内訳は、全て一般財源が事業費の全額に充当されており、完成については平成30年1月9日となっております。この施設整備は、温泉の熱量を確保するため、老朽化している機器及び施設の改修を行い、温

泉施設の長寿命化を図り、健全経営を確立するための改修工事を行なったものであります。

以上で、総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） 次に、文教経済常任委員長に報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） 平成30年第2回定例会本会議において、文教経済常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査について報告をいたします。

当常任委員会では、平成29年度に執行された5カ所の事業について、去る7月2日に、それぞれ現地において、所管する担当課長及び関係職員の説明を受け調査いたしました。

はじめに、社会資本整備総合交付金事業（横内中村線道路改良工事3区間）について、報告いたします。当該区間は、通学路であり、従来より歩行者の通行に支障を来していたことから、関係者から歩道の確保が要望されていた箇所であります。今回、当改修工事は3工区に分けて実施され、まず、横内中村線道路改良工事29の1は、工事延長160メートルで、道路・路肩にそれぞれ落蓋側溝と街路型側溝が設置され、路盤工面積は1,020平方メートルで、請負額は2,246万4,000円で、山下建設株式会社が実施しております。

次に、同工事29の2は、工事延長150メートルで、こちらも落蓋側溝と街路型側溝が設置され、路盤工面積は950平方メートル、請負額は2,268万円で、株式会社新生建設が実施しております。

さらに、同工事29の3は、前述しました2カ所のアスファルト舗装工を含めた延長393.4メートルで、そのうち86メートルに落蓋側溝が設置され、請負額は2,116万8,000円で、株式会社丸正建設機動が実施しております。

委員より、工事延長と比較し、請負額が増加した要因はどの問いに、張りコンクリートの面積が多かったことと、取付舗装の面積も加算されているとの答弁でありました。また、取付道への改良舗装の延長は、どのように決定されるのかとの問いに、既存の取付道路の通行に支障のない程度で実施しているとのことでありました。

さらに、一部に分離式歩道を確保できなかった箇所について、今後も改修の可能性をも探りながら、利用者の安全・安心につながるよう対応を求めました。

次に、中山第二水源地1号取水ポンプ取替工事について報告をいたします。本工事は、当該地の取水ポンプ1号機が経年によると考えられる不具合が生じたことから、そのポンプの取り替えと、その他逆流防止弁やバルブ等関連機器の取替工事などが実施されたものです。請負額は135万円で、株式会社明興テクノスが実施しております。

委員より、ポンプは何年に設置されたかとの問いに、昭和50年に設置しており、消耗品については、その都度交換してきたとのことでありました。また、通常のメンテナンスはどのようになされているのかとの問いに、設置業者と年間契約の中で、様々な機器について専門的にチェックを行っているとのことでありました。

さらに、今後もそれぞれの機器の耐用年数や、現在設置されている様々な計測器等が示す数値のわずかな異常にも留意されながら、今後も安定した上水道の供給につながるよう求めました。

次に、乗用全自動野菜移植機の購入について報告をいたします。当野菜移植機の購入は、現在使用している乗用野菜移植機が老朽化により故障の頻度が高くなったことから、新たな野菜移植機の購入を模索していたところ、今回、県単独事業の農業農村活性化推進施設等整備事業の採択を受けたことから実施されたものです。請負額は255万9,600円で、タハラ農機販売有限会社から購入をしております。事業費のうち、3分の1の85万3,000円が、先ほどの県単独事業の農業農村活性化推進施設整備事業から交付されております。

委員より、作業能率はどの程度かとの問いに、10アール当たり約1時間で定植できるとのことでありました。また、今回の購入効果を十分発揮するためにも、日頃の入念なメンテナンスとあわせ、JAなど関係機関とも十分連携を図り、さらなる稼働率の向上に努めるよう求めました。

次に、ふれあいの里公園遊具施設改良工事について報告をいたします。当改修工事は、遊具施設の経年による老朽化とあわせ、今回、国土交通省より示された都市公園における遊具の安全確保に関する指針を受けて実施されたものです。工事概要は、遊具施設の改修工一式と、縁石工の延長84メートル、遊具広場の人工芝工が575平方メートル、築山の人工芝工が132平方メートルで、請負額は2,400万円。株式会社谷口建設が実施しております。

委員会として、今回の改修効果を十分に発揮するためにも、今後のメンテナンスにも十分留意され、長期にわたり利用者に喜んでいただけるような施設の維持に努めるよう求めました。

次に、大丸小学校校舎等大規模改造工事及び付帯工事について報告をいたします。当該工事は、昭和40年度に建設された当校管理棟及び昭和58年度に建設された特別教室棟の老朽化により実施されたもので、請負額は、校舎等内外装改修及び塗装に2億3,760万円で、久徳建設株式会社、また校舎等電気設備改修に4,671万円で、有限会社別府電気、さらに屋内外給排水及び機械設備改修に1,963万円で、株式会社太盛工業が実施しております。

大規模改造の内容は、校舎の床・壁・天井の張りかえ、外壁の塗装等が主なもの

で、屋内外の給排水、男女共用のトイレを男女別に設置しております。屋内では、電灯・自動火災報知器・コンセントの取替、LAN配線等が施され、また、空調設備についても設置しております。総事業費は、3億2,870万9,000円で、この財源内訳は、国庫補助金が6,271万4,000円で、起債が2億1,100万円、残り5,499万5,000円が一般財源であります。

委員会として、一般教室については空調設備もなされており、今後、他学校へも設置計画があることから、使用基準や設定温度等、空調使用の取り扱いについて配慮されるよう求めました。

以上、7月2日に実施いたしました文教経済常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（小野光夫君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。町長。

○町長（東 靖弘君） 平成30年第3回議会定例会にあたり諸般の行政報告をいたします。

企画調整課関係でございます。

ふるさと納税による平成30年7月豪雨の被災地に対する支援について、御報告させていただきます。今年7月に、西日本を中心に発生しました集中豪雨により被災されたすべての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害発生直後の7月10日に、本町ふるさと納税の申し込み窓口であるふるさとチョイスを運営するトラストバンクは、寄附による被災地の継続的な支援が行える仕組みを導入しました。この仕組みは、全国の自治体の中で、趣旨に賛同し、参加した自治体を被災地支援パートナーシップとし、寄せられたふるさと納税額の3%を集めた上で災害援助法が適用されている自治体に配分する仕組みで、8月31日までの間、取組が行われました。

本町も、この取組にいち早く参加し、期間中、本町へ集まったふるさと納税額6,883件1億787万8,000円の3%に当たる349万5,247円を、被災地に11月に届ける予定でございます。被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め

ることについて)

日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(小野光夫君) 日程第5、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)」、日程第6、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 承認第5号及び承認第6号について、一括して御説明いたします。

本案は、水道課関係職員が関係する2件の交通事故について示談が成立し、損害賠償の額を定め賠償することを、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(中倉幸二君) それでは、はじめに、承認第5号について御説明いたします。3枚目に示談書を添付しておりますので、この示談書に沿って御説明いたします。

事故発生日時は、平成30年4月20日午前8時5分頃でございます。

当該事故は、大崎町役場水道課の駐車場で発生したものでございます。公用車を運転していたのは、水道課臨時職員の秋元幹夫、相手方は町内永吉牧之内の、同じく水道課臨時職員の豊住美恵子さんでございます。

事故の原因、状況でございますが、当日は野方地区の水道浄水器取替に出向くため、公用車を車庫からバックで出庫していたところ、出勤してきて、バックで駐車スペースへ駐車しようとしていた豊住さんの軽自動車と接触したものでございます。

事故の責任割合は、今回の事故の原因がお互いの後方及び周囲の確認不足から起こったことであることから、示談内容のとおりそれぞれ50%の過失があるという内容で示談が成立いたしましたので、示談書のとおり損害賠償の額を2万5,229円と定め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、承認第6号について御説明いたします。

これも3枚目に示談書添付しておりますので、この示談書に沿って御説明いたし

ます。

事故発生日時は、平成30年5月25日午後1時50分頃でございます。

当該事故は、町内永吉中谷迫の株式会社都食品近くの三叉路の交差点付近で発生したものでございます。公用車を運転していた職員は、水道課の馬込洋志、相手方は町内永吉中谷迫の草地シキ子さんでございます。

事故の原因、状況でございますが、当日は中谷迫地区の漏水確認のため、公用車で現場に出向き、到着後、路肩に駐車しようとしてバックをしていたところ、自身の敷地駐車場からバックで道路へ出ようとしていた草地さんの軽自動車と接触したものでございます。

事故の責任割合は、今回の事故の原因がお互いの後方及び周囲の確認不足から起こったことであることから、示談内容のとおり職員が30%、草地さんが70%の過失があるという内容で示談が成立いたしましたので、示談書のとおり損害賠償の額を3万8,400円と定め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、報告するものでございます。

なお、今回の2件の物損事故を踏まえ、全職員に対して公私の区別なく車を運転する際の注意喚起を行ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。まず、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」、何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」、何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号及び承認第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」、討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに決定いたしました。

続いて、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」、討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 議案第29号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第7、議案第29号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億704万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億529万2,000円にするものでございます。歳出の主なものは、スポーツ交流施設整備に伴う菱田中学校の校舎等解体及び消防詰所等整備工事、畜産クラスター事業補助金、し尿等メタン発酵処理事業化可能性調査事業委託料などでございます。歳入

は、国庫支出金、県支出金、繰越金の増が主なものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。

はじめに、歳出の主なものにつきまして御説明させていただきますが、各費目の節2給料から節4共済費までの人件費の内容につきましては、人事異動等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきます。

それでは、補正予算書の10ページをお願いいたします。

款2総務費、節13委託料200万円は、慶應義塾大学等との連携協定に基づきまして、本町の課題解決に向けた知見を有するマンパワー確保のための地域おこし研究者等募集の業務を委託するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。目14諸費、節23償還金、利子及び割引料1,129万1,000円でございますが、主なものは、昨年度実施いたしました認定こども園の施設整備に係る補助金額の確定に伴う返納金798万8,000円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費、次の13ページをお願いいたしまして、節20扶助費350万円は、ひとり親家庭医療費助成金でございます。実績と今後の見込みにより補正するものでございます。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料331万3,000円は、地域子育て支援拠点事業に係る委託料でございます。節19負担金、補助及び交付金681万8,000円は、一時預かり事業に係る補助金281万8,000円と、先ほどの地域子育て支援拠点事業を開始するにあたっての開設準備費用の補助金でございます。

次に、14ページをお願いいたします。款4衛生費、項2清掃費、目1し尿塵芥処理費、節7賃金62万5,000円と、節13委託料1,096万3,000円は地域循環圏エコタウン低炭素化促進事業費補助金を活用したし尿等メタン発酵処理事業化可能性調査事業に係る事業費でございます。

款5農林水産業費、次の15ページをお願いいたしまして、目9畜産業費、節19負担金、補助及び交付金2,163万1,000円でございますが、1段目の畜産クラスター事業補助金2,013万1,000円は、畜産農家による繁殖牛舎及び堆肥舎新築に伴う補助金でございます。2段目の全国和牛能力共進会団体総合優勝記念事業助成金150万円は、鹿児島県町村会が行う助成事業を活用しまして、鹿児島県産和牛の振興に努めるための助成金でございます。目11土地改良事業費、節14使用料及び賃借料の200万円は、町内各地区の農業用施設の維持管理補修に

係る機械借上料でございます。節15工事請負費100万円は、農業基盤整備促進事業補助金及び農地耕作条件改善事業交付金の確定に伴う増減でございます。目14営農推進費、節19負担金、補助及び交付金406万9,000円は、中心経営体等施設整備事業補助金でございますが、農業法人によります生産性向上のための大型農業機械導入に係る補助金でございます。

款6商工費、次の16ページをお願いいたしまして、目3観光費、節11需用費623万4,000円は、あすばる大崎の施設修繕料でございます。節15工事請負費2億6,894万6,000円は、菱田中学校跡地を活用したスポーツ交流施設整備に伴うものでございますが、今回は校舎等の解体と大崎町消防団菱田分団の詰所整備に係る工事費でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、次の17ページまででございますが、合計で3,420万円の補正増でございます。道路維持に係る経費でございますが、主なものは節15工事請負費の2,630万円でございます。町道の舗装、側溝改修、メンテナンス等に要する経費でございます。項5住宅費、目1公営住宅管理費、節11需用費200万円は、公営住宅に係る修繕料でございます。

款8消防費、目2非常備消防費、節18備品購入費189万6,000円は、各分団の消防ホースを更新するための備品購入でございます。目3防災対策費、次の18ページをお願いいたしまして、節13委託料402万5,000円は、防災行政無線関連の委託料の増減に伴う調整でございますが、3段目の防災行政無線バッテリー交換業務委託料398万4,000円は、屋外拡声子局等のバッテリーを耐用年数に基づき順次交換するためのものでございます。

款9教育費、目2事務局費、節21貸付金138万円の減は、奨学金利用者の実績に伴う減額でございます。

次に19ページをお願いいたします、目4教職員住宅管理費、節14使用料及び賃借料109万1,000円は、中沖小学校の教職員住宅を更新するための住宅解体に伴う機械借上料でございます。項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費230万1,000円は、老朽化に伴い撤去した遊具の新設工事でございますが、今回は大丸小と菱田小に4連のブランコを設置するものでございます。

次に20ページをお願いいたします。項5保健体育費、次の21ページをお願いいたしまして、目2体育施設費、節15工事請負費430万円は、2020年かごしま国体に向けたビーチスポーツ専用競技場の水飲み場の改修や散水栓の設置に伴う工事費でございます。

款10災害復旧費、目1現年災害復旧費、節14使用料及び賃借料150万円の

増でございますが、6月から7月にかけての大雨等に伴う災害復旧に係るものでございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は、合計で104万円の増でございますが、同じく大雨等に伴う災害復旧費でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。款9地方特例交付金、目1地方特例交付金152万8,000円は、交付決定に伴う増でございます。款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金から、次の9ページの上のほうになりますが、款15県支出金までは、歳出で申し上げました各事業の見込み及び決定等に伴う増減でございます。

款18繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金は、1億7,964万6,000円でございます。歳出のところで計上しました菱田中学校跡地を活用したスポーツ交流施設整備に伴う工事費等の財源として予定しているところでございます。

款19繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金1億2,442万8,000円は、確定に伴う補正増でございます。

款20諸収入、目1雑入1,363万2,000円は、全国和牛能力共進会団体総合優勝記念事業助成金150万円のほか、地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業費補助金1,158万6,000円、安全装備品整備事業助成金121万6,000円などが主なものでございます。

最後に、款21町債でございます。目7臨時財政対策債は139万7,000円の増でございます。起債額の決定に伴う増でございます。

以上で歳入を終わりました、次に5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。追加でございますが、現在の債務負担行為期間が今年をもって終了いたしますことから、新たに来年度からの債務負担行為の限度額としてお願いするものでございます。今回の追加は、学校給食業務委託料でございますが、平成31年度から33年度までの3年間で総額8,225万円でございます。消費税の増税を見越しまして、平成31年度は2,725万円、32年度と33年度はそれぞれ2,750万円を計上するものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。変更でございます。起債の目的欄の臨時財政対策債の限度額1億8,900万円を、起債額の確定によりまして補正後の1億9,039万7,000円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、22ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） まず、14ページ、衛生費、し尿処理費のところの1,096万3,000円で調査業務委託料が計上してございます。これの事業化可能性を追求するということですが、これをどういった事業化にしていくのか、その点について詳しくお示しをいただきたいということ。それと、款8消防費、18ページですが、13万5,000円で個別受信機のアンテナ設置業務委託料が記載してございます。この点について、新築の住宅の設置なのか、既存の住宅設置で受信感度が落ちるためのアンテナを設置するということなのか。以上、2点についてお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいま御質問のありました2点につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（中倉幸二君） ちょっと前後いたしますが、総務課のほうの分の款8消防費、これの防災無線の個別受信機屋外アンテナ設置業務のところでございますが、これについては新築の住宅ではなく、既存の住宅で受信感度の悪いところのアンテナを設置ということで予定をしているところでございます。

以上でございます。

○住民環境課長（小野厚生君） エコタウン低炭素化事業をもちいまして、現在、曾於南部厚生事務組合で加入しておりますし尿処理施設でございます。衛生センターが大崎町にございまして、昭和57年7月より供用を開始しておりまして既に35年が経過しておりまして、老朽化が進んでいるところでございます。この衛生センターを更新するためには多額の費用を要することから、現在、衛生センターに代わる施設を検討しているところでございまして、今回、環境省の間接事業でございます。先ほど申しました地域循環圏・エコタウン低炭素化事業が採択されたことから、し尿をメタン発酵することでメタンガスをとりだし、エネルギーとして利用や消化液の事業調査などを行うことで施設の整備や設置の可能性を検討していくものでございます。

以上です。

○7番（中山美幸君） まず総務課長から答弁をいただきました。アンテナ設置の件でございますが。旧住宅の電界強度が落ちたということなんです、設置当時に電界強度はすべて測っているはずなんです、業者のほうで委託されて。それが、今になってなぜ電界強度が落ちるのか。地形的に変わってきているのか、山が高くなったんですか。私は、ちょっとそれおかしいなと思うんです。個別受信機を設置する時点で電界強度を測っておいて、ここは屋外アンテナが必要ですよということは、設置の段階で、当初防災行政無線を設置する時点で測定をしているはずですよ。それで設置をして、今まで、今日までに至っているはずなんです。それが、なぜ急に電

界強度が落ちたのかということ、それについてはどういうふうに考えているのかということ、それを再度質問したいと思いますが。

それと、今、答弁をいただきました衛生費のメタン発酵、これを今後どういうふうに、例えば事業化できるのであれば、どういうふうにメタンガスを活用していくのか、もしくはそれを販売していくのか、そういった点まで考えてやっているのかどうかということで、再度お伺いします。

○総務課長（中倉幸二君） ただいま御質問にありましたアンテナ設置についてのことでございますが、最初、設置するときそこあたりを調整した上で設置しているのではないかとございまして、我々もちょっと専門的な知識がないものですからそこはわかりませんが、地域によっては現在の設置状況で、以前はちゃんと聞こえていたんだが、最近になって入らなくなったとか、そういう地域が結構、今、出てきております。

その原因については、樹木なんかだんだんだんだん伸びていって、その電波の入り具合が悪くなったのか、そこあたりはよく我々も把握はしていないところなんです、本年度においても七、八カ所程度の予算は組んでおりましたけど、地域的にそういったような苦情が結構あったということで、今回補正増をした形で対応を考えているというようなこととございまして。

以上でございます。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの質問でございますが、メタンにつきましては発電をする方向と、それから町内の業者に販売をして、ボイラーとかそういうところに使ってもらおうことを考えております。

それから、残液につきましては農地還元をして、町内の業者とか農業法人等に使ってもらえないかということを検討していく予定でございます。

以上です。

○7番（中山美幸君） アンテナなんです、私、非常におかしいなと思っているんですね。なぜ、電界強度が現在落ちているのか、その原因を追及しないで、アンテナ設置工事だけをとということであればですね、今後もますます出てくる可能性もあるんですね。だから、そこら辺は十分に業者と話し合いをされるなり、調査をされるべきですね。

設置業者が言ったから単に、住民から言ったから単にじゃなくて、設置業者の責任ということも追求しないといけないんじゃないんですか。当初は、これでいけるということで設置をしているんですね。だから、アンテナの高さを変えるなり、そういったことで、私は対応できるんじゃないかなと、新設する必要はないんじゃないかなというふうに考えているんですが、そういうことについて一括でそういった

ことが解決できるんじゃないだろうかというふうに考えますし、そこら辺はちゃんとメーカーと十分に検討されるべきだというふうに示しておきます。

それから、メタンガスについては、今、販売されてボイラー等ということで、町内のということでございますが、メタンを使っていらっしゃるそういったボイラーを使っていらっしゃる業者といたしましょうか、消費者がどれくらいいるのかということも含めて検討されるつもりなのか。大方は、それをもう自分たちで調査をされて、そしてこの事業に臨んでいらっしゃるのか。多分、計画書を出していらっしゃると思いますが、その時点でそういった計画を含んだものがあったのかどうか、お伺いします。

○住民環境課長（小野厚生君） メタンにつきましては、町内業者はボイラーに使っているところはございません。これから、メタンを使ったボイラーに変えていただくか、そういうところをまた検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○総務課長（中倉幸二君） ただいまいただきましたことについては、十二分に業者と打ち合わせをした上で、今後の対応というのを改善していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（稲留光晴君） ちょっと同僚議員と重複するところがありますが、14ページのメタン発酵の件ですが、これはさっき説明がありました、経済産業省からの地域循環圏・エコタウン低炭素の補助金を使ってし尿発酵の可能性調査の委託料に回すということで理解しているのか、今さっき説明がありました。再度お願いしたいと思います。

可能性を調査するという事なんですよ。可能性があるから委託をするんですよけども、もし不可能と判断をした場合は、この委託料はどういうふうになるのかということですよ。再生可能エネルギーは国が推奨しているということで補助金が出るというところで、メタン発酵施設の事業化可能性調査をしている、国から委託をされた会社が福岡にあるんですが、そういったところに調査をして、OKだったら客観的評価、あとは施設導入とか整備基本計画の策定、メーカー選定の発注など支援業務も行うというふうなことがあるんですが、そういったところはとうに調べられていらっしゃるんでしょうか。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの質問でござりますが、これは公益財団法人廃棄物3R研究財団というところがございまして、環境省から委託を受けた団体でございまして、そこに補助金が流れまして、そこから審査を受けまして採択を受け

ております。

この研究財団からは可能性調査をするに当たりまして申請書を出しまして、そこで審査を受けて合格した時点で予算がつくという形になっておりますので、それが、もし可能性がなくても、国からお金を返還しろとかそういうことがあるわけではございません。一応可能調査ですので、それが叶う、叶わないかは、まだはっきりとはわからないことではございますので、今から実験をしてガスがどのくらい出るのか、それからし尿をどのように使えるのかというところを調査することではございますので、今からその部分が明確になってくるというところでございます。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 雑入の9ページ、地域循環圏・エコタウン低炭素この補助金が1,100万円、これとの関連、先ほど、課長何かおっしゃいましたよね、これを使ってという、これとの関連はどうなんですか。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの質問でございますが、環境省から公益財団法人廃棄物3R研究財団というところが委託を受けまして、そこに申請書を出しまして、そこで採択を受けますと、今回申請しました予算がつきまして、仕事が執行できるという形になるところでございます。

以上でございます。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（吉原信雄君） 16ページの観光費、修繕費のあすばるのことだと思んですけど、623万4,000円。この件、もうちょっと内容を詳細に伝えてもらえませんかでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

あすばるの2階コンベンションホールがございまして。その空調機の一部が、現在使用不能の状態でございます。それから、同じく、主にコンベンションホールで使われております畳の取り替えの修繕、それから機械室にございましてけれども、給湯システムで発生する膨張水を吸収するための膨張タンク、それも現在使用不能という形になっておりますので、その取替修繕等の経費でございます。

以上です。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第30号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第8、議案第30号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的支出及び資本的支出の補正増ですが、収益的支出の予定額を2億787万3,000円に、資本的支出の予定額を1億2,433万7,000円とするものでございます。

まず、収益的支出の主な補正内容は、人事異動に伴う手当の増であります。

次に、資本的支出においては、道路改良工事等に伴う配水管布設替え工事の補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、御説明いたします。1ページをお願いいたします。

第2条は、収益的支出の補正でございます。支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を51万1,000円増額しまして2億787万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。第3条は、資本的支出の補正でございます。支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を659万円増額いたしまして1億2,433万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、参考資料で御説明いたしますので10ページをお願いいたします。款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費37万8,000円の増は、職員の定期異動に伴うものでございます。目5資産減耗費13万3,000円の増は、道路改良工事に伴う既設配水管の除却費でございます。

次に、11ページをお願いいたします。資本的支出の説明になります。款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事業費659万円の増は、県道改良工事に伴う配水管の布設替え費用659万円でございます。

以上で説明を終わりますが、4ページ以降にキャッシュフロー計算書等を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

よろしく願います。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第31号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第9、議案第31号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,155万4,000円にするものでございます。

歳出は、維持管理費のうち、今後の住宅新築工事に伴う下水道取付管設置見込みに係る費用でございます。

歳入は、歳出で説明しました新築工事のうち、本年度完成し、納入見込みの受益者負担金と前年度繰越金を財源に繰り入れ充当するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目2維持管理費165万円の増は、新築住宅の下水道取付管設置に係る機械借上費の見込みによるものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、前の6ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金90万円の増は、新規に接続される公共下水道の受益者負担金の見込みでございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金75万円の増は、9月補正歳出増に係ります財源として、前年度の繰越金を充てて調整するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○4番（宮本昭一君） 7ページの歳出のところの、ただいま説明がありました機械借上料165万円、新築住宅の関係でしたが、この新築住宅は何戸であるか。

○水道課長（高田利郎君） 今回、165万円の増でございますが、これにかかわる予定は11件の予定でございます。

以上です。

○議長（小野光夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第32号 大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第10、議案第32号「大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、農林振興課において、元職員に対する不祥事に関し、管理監督責任を負うため、私の10月と11月の2カ月分の給料につきまして10%の減額を行うものであります。また、副町長につきましても、管理監督責任として10月の1カ月分の給料につきまして10%の減額を行うものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明申し上げます。

本案は、町長の説明にありましたように、本年3月まで農林振興課に在籍しておりました元職員の公金横領事案に関する管理監督者としての責任を負うため、町長並びに副町長の給与を、本来の条例支給額から、町長については10月及び11月の二月を10%減額、また副町長については10月の一月を10%減額した額を支給するために、新たに大崎町町長等の給与の特例に関する条例を制定するものでございます。

それでは、2枚目にあります参考資料で御説明いたします。

大崎町町長等の給与に関する右側が条例に規定されている本来の額と、左側が今回の条例制定により支給される額の対照表でございますが、まず町長の給料月額、現行条例では77万2,000円でございますが、これを平成30年10月1日から平成30年11月30日までの2カ月間は、10%カットの月額69万4,800円に、次に、副町長につきましても、現行条例の61万3,000円を平成

30年10月1日から平成30年10月31日までの1カ月間は、10%カットの月額55万1,700円とするものでございます。

次に、1枚目の議案書のほうをお願いいたします。下のほうの附則でございますが、この条例は平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） これ、町長に本当に申し上げますが、給与を減額したからといって管理体制がどうなるのかということなんです、問題は。問題はそこなんですよ、町長、副町長の給与をカットしたから、今後起きないのかということですよ。私は、それはないんじゃないかなと。それよりも、管理体制をどういうふうにしていくのかということが一番重要であって、私は給料をカットする必要もないし、それだけの仕事はやってほしいと思っています。

ですので、この件については、この事件についても監査の時点でコピーなどを見て監査をしたような状況がありましたよね、説明の中では。だから、そういったところを改善していくのが当然であって、給与をカットしたから責任をとったというんであれば、非常に、私はおかしいなと思ってますので、そこをどういうふうに、町長、考えているのかお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 管理体制を十分にすべきだという御質問でございますが、もうそのとおりだと思っております。

この件について、現金が動いていたのでこういった不祥事が発生したということでもありますので、全員協議会の中でも報告して御指摘を受けたところがありましたので、この件につきましては現金の授受がないようにしていきたいということで、農協のほうに相談をして、営農口座から引き落としをすると、そういう形で進めさせてほしいということで、農協の理事さん、組合長さんには、その旨御相談を申し上げました。そういう形で進めていって、今回は獣医さんがワクチン接種の接種料とかそういったものを徴収した上で担当のほうに持ってくるというシステムになっておりましたので、やっぱりこのことが一番危ないということですので、農家の皆さん方に御理解をいただいて、営農口座から引き落とすという形で進めるという、そういった方向で協議をやっているところでございますので、管理体制の中でその点については十分反省しながら進めていきたいというふうに思います。

それと、やはり各種団体の決算ですので、いろいろと各種団体の構成の中から決められていきますので、やはりそこの方々の監査の在り方ということも問題が発生するわけですから、残高証明をやはりつけて監査すべきだというふうに考えております。大きな事業の監査等においては残高証明を添付して監査を受けるとい

うのが常識でありますので、我々の中でも、通常は信頼していても、監査のときにはやはりこういった証明書をつけた上でやるべきじゃないかなと思っておりますので、そのことも各管理職にもそういった指導をしたところであります。

給料の減額について、責任の証しをするという形でこういうような提案をさせていただいて、どこの自治体もそういうことでありますけれども、御指摘いただきましたように、二度とこういったことが発生しないような創意工夫をしながら取り組んでまいりますので、どうかその点はまた御理解と、それから御指導をお願いいたします。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第32号「大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議がありますので、この採決は起立によって採決いたします。

議案第32号「大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

したがって、議案第32号「大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 3 3 号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第 1 1、議案第 3 3 号「大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正する内容といたしましては、放課後児童支援員の要件について、学校教育法の規定から教育免許法の規定に変更されたことと、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者で、町長が認める者が追加されたこととなります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、放課後児童支援員の資格要件の拡大と放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 1 0 条第 3 項第 4 号の規定の明確化を図るために、大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案の 2 枚目をお開きください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししてございます。今回、改正の対象となります第 1 0 条は、職員についての規定でございますが、第 3 項第 4 号の規定の明確化を図るため、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするために改正するものでございます。また、放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るため、新たに第 1 0 号を追加し、新設するものでございます。

議案にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第33号「大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号「大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第34号 大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第12、議案第34号「大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正する内容といたしましては、代替保育に係る連携施設の緩和、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用

猶予期間の延長などが主なものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年度厚生労働省令第65号）によるもので、平成29年度の地方からの提案等に関する対応方針に基づき行われるものであり、次の3点を実現するための改正となっております。

まず、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、2番目に、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長、3番目に、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案の3枚目をお開きください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししてございます。今回、改正の対象となります第5条は、家庭的保育事業者等の一般原則についての規定でございますが、第6条に第2項が新設されることに伴い第5項を改正案のとおり改め、第6条は保育所等との連携についての規定でございますが、第2項と第3項を加え、代替保育に係る連携施設の緩和を図るものでございます。

次のページをお願いいたします。第16条は、食事の提供の特例について規定しておりますが、第2項に新たに第4号を加え、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大を図るものでございます。

4ページ目、第37条は、居宅訪問型保育事業についての規定でございますが、第6条において「（子ども・子育て支援法）は、以下支援法という」に改めたことによる変更で、第45条も第6条の変更に伴うものでございます。

附則の第2条、食事の提供の経過措置の第1項を改正案のとおり改め、第2項を新たに加え、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長等を規定しております。

議案の2枚目にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第34号「大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号「大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第35号 大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第13、議案第35号「大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、私の5期目の公約の1つとして掲げておりましたリサイクル奨学金制度の創設に関する提案でございます。

家庭から出された資源が、再び価値あるものとして活用される持続可能な資源循環型社会づくりの取組のように、大崎町で育った人材が、故郷の活性化を担う人材に成長するため勉学に励むことを支援し、再び大崎町に定住し活躍することを促進するために、大崎町内の金融機関から借りたりサイクル未来創生奨学ローンの返還をした補てん財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、大

崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定をお願いするものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○教委管理課長（川添俊一郎君） それでは、御説明いたします。

本案は、町長の5期目の公約でありますリサイクル奨学金制度の創設に基づきまして、大崎町リサイクル未来創生奨学基金を設置するにあたり必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例案について説明いたします。

第1条は、大崎町内の金融機関から借りたりサイクル未来創生奨学ローンの返還をした補てん財源としての基金の目的及び設置について定めております。

第2条では、基金として積み立てる額について定めております。

第3条では、基金に属する現金の管理について定めております。

第4条では、基金の運用から生じる収益の運用益金の処理について定めております。

第5条では、基金に属する現金の処分について定めております。

第6条では、委任事項について定めております。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） この条例の第2条、基金として積み立てる額は、前条目的に対し寄附された寄附金の額及び一般会計歳入歳出予算ということで定める額としておりますが、町長は基金を大体どれくらいの金額を考えているのか。そうでないとですね一般会計からどれだけ持ち出すのかということ等も今後問題になってくだろうと、私は思います。そこをどういうふう考えているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 基金につきましては、予定といたしましてふるさと応援基金から1億円、それからリサイクル販売益金がありますので、その中から毎年300万円を基金として積み立てて、それを原資としていきたいと考えております。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っております。こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定いたしました。

これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会によって互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でさせていただきます。

これより暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時24分

再開 午前11時29分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、神崎文男君、副委員長に、1番、児玉孝徳君が選任されました。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前11時29分

第 2 号

9 月 1 2 日 (水)

平成30年第3回大崎町議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月12日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（11番，1番）

日程第2 一般質問

(特) 日程第3 議案第36号 大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について

(総) 日程第4 陳情第3号 商工会に対する平成31年度補助金増額等について

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 児玉孝徳

7番 中山美幸

2番 稲留光晴

8番 上原正一

3番 諸木悦朗

9番 中倉毅

4番 宮本昭一

11番 神崎文男

5番 中倉広文

12番 小野光夫

6番 吉原信雄

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 長重充輝

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘 農林振興課長 川畑定浩

副町長 千歳史郎 耕地課長 福永敏郎

教育長 藤井光興 建設課長 時見和久

会計管理者 東正隆 農委事務局長 大地敏郎

総務課長 中倉幸二 水道課長 高田利郎

企画調整課長 上橋孝幸 教委管理課長 川添俊一郎

住民環境課長 小野厚生 社会教育課長 今吉孝志

保健福祉課長 中村富士夫 税務課長 本高秀俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下村俊郎
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、神崎文男君、及び1番、児玉孝徳君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（小野光夫君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順に許可いたします。まず、4番、宮本昭一君の質問を許可いたします。

○4番（宮本昭一君） おはようございます。私は、さきに通告しておきました大崎町特定健診等・がん検診等についてと、ジャンボタニシによる水稲被害対策について、及び学校内通学路などの安全対策についての3件について質問をいたしたいと思っております。

はじめに、1件目の大崎町特定健診等・がん検診等についてお尋ねをいたします。

この集団健診は、町民の健康と病気に対する早期発見・早期治療に大変役立っていることは、私も承知いたしているところであります。さらには、早期に発見して、病気が重症化しないよう早期の治療することにより患者の負担軽減など、少しでも医療費を抑えることにつながっていくことになると思っております。さらに、この事業で町民の方々が、この健診等により健康で長生きしていただくという目的も兼ねているかと思っております。

そこで、1点目の、受診状況はどのようになっているかについてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 受診状況はどのようになっているかという御質問でございます。

平成20年4月から、医療保険者に対し、40歳以上の被保険者を対象とする内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドローム該当者及び予備軍を減少させるための特定健診、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられたところがあります。この特定健診は病気の予防が目的であります。各種がん検診等と同時

に受診していただき、病気を早期発見し、早期治療することにより重症化を防ぐことができるものと考えております。

そこで、本町の特定健診とがん検診の受診状況についてでございますが、初めに、特定健診の受診状況について、平成29年度の特定健診受診率ですが、平成30年8月末現在で43.57%となっております。内訳は、集団健診が888名、個別健診が58名、医療機関・職場健診及び人間ドックからの情報提供が372名であります。年齢、性別の受診状況を見ますと、60歳未満の男性の受診率が25.33%、女性が34.08%で、60歳以上の男性は44.75%、女性が50.85%となっており、若年層の受診率が低くなっております。特定健診受診率の推移は、平成27年度が39.00%、平成28年度が43.80%ですので、訪問による受診勧奨の成果もあり、年々増加傾向にあるところでございます。

次に、各種がん検診の受診状況についてですが、平成29年度の受診率は、胃がん検診が8.2%、肺がん検診が21.5%、大腸がん検診が16.6%、子宮頸がん検診が14.7%、乳がん検診の40歳以上が17.6%、30歳以上が21.3%、腹部超音波が14.1%となっております。なお、平成27年度、平成28年度も、ほぼ同様の受診率となっております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま町長から詳しく説明をいただいたところです。確か平成20年4月から、保険者に対して、40歳以上だったですか、これの対象にするということでメタボリック関係を答弁されましたけれども、やはり、これは該当者あるいは予備軍を減らせるというような答弁でございました。

そしてまた、平成27年、28年度においては、この受診率というのは同様であると、ほぼ変わらないというような感じの答弁だったと思います。これについては、これでこの質問については終わりたいと思います。

それでは、次に、受診者の中でですね社会保険の方もいらっしゃいますけれども、社会保険の方の受診割合は、受診されている方の中で幾らぐらいなのかということをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、数字的なものでございますので担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 受診者の中で社会保険の方は幾らぐらいかという御質問でございますけれども、実際的に特定健診につきましては、これは国保の方が対象で、40歳から74歳以下ということになっておりますので、がん検診のほうにおきまして、受診者の方に社会保険の方がいらっしゃるんですけども、統計としては、国保の方の割合と社会保険の方の割合については、とりわけデータとして

は持ち合わせていないところでございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま、データとしては持ち合わせていないという答弁で、担当課長の答弁でございましたが。おおよそ国保の方と社会保険の方が受診されておるわけですよね。おおよそ何割ぐらいの方なのかというのはわかりませんか。大体でいいです。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 正確な数字ではございませんけれども、大体社会保険の方の割合は2割程度かなということでもあります。また、詳しいデータについては、統計的にとれば結果が出るとお思いますので、後ほど、また御報告をさせていただければと思います。

○4番（宮本昭一君） ただいまの答弁で、データについては、また後ほどということで、約2割程度はいらっしゃるというような答弁でした。

そして、次にですね、今、健診を行われておりますが、今後さらにこの受診率を上げるために何か、先ほども訪問による受診勧奨の成果もあるというような答弁があったようでございますけれども、ほかに何か受診率を上げるための方策、特別、何かありますか。

○町長（東 靖弘君） なかなか健診等の受診率が、我々が考えているとおりに上がっていないということが課題でありまして、これについてはいろんな自治体も同じ状況であります。その中で受診率を上げるための方策は何かないかということでございますので、これにつきましては担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 受診率を上げるための何か方策は考えているのかという御質問でございますけれども、現在の受診率向上対策につきましては、広報おおさき並びに集落へのチラシ・回覧、それから保健推進員12名と、今、臨時職員で看護師を2名を雇っておりますけれども、その方々による訪問活動の受診勧奨と、65歳以上の方につきましては、元気度アップポイント事業による商品券の付与を実施しているところでございます。

今後も訪問活動につきましては、受診勧奨は非常に大切でございますので、重点的に行ってまいりたいというふうに考えております。また、先ほどの数字でもありましたけれども、若年層、40歳、50歳の方の受診率が非常に低いということもありますので、来年度以降、来年度になるか再来年度になるかちょっとわからないんですけれども、若年層のみの検診日を設けて勧奨を図っていこうということで、今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま、広報おおさきとか、それから訪問看護師による訪問

をして指導していくというような答弁でございました。やはり受診率が上がらないと話にならないんじゃないかなと、私は個人的に思っておりますので、そういう方策がまたさらにありましたら、御指導のほうをしていただくように要望いたしておきたいと思います。

次にですね、2点目の、受診率による国保医療費の動向はどのようになっているかについてお尋ねいたします。これについては先ほど申し上げましたが、毎年受診率により早期発見・早期治療により医療費の増減が出てくると思っております。医療費改定の絡みもあるかもしれませんが、これに対するこれまでの数年間の医療費の動向はどのような状況になっているかということについてお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 受診率による国保医療費の動向は、どのようになっているか。先ほども申し上げましたが、本町の特定検診受診率は、平成27年度が39%、平成28年度が43.8%、平成29年度が速報で43.57%と増加傾向にあるところでございます。一方、各年度の大崎町国民健康保険の医療費は、平成27年度が18億9,617万円、平成28年度が15億8,569万円、平成29年度が16億1,331万円となっております。

医療費につきましては、特に平成27年度にC型肝炎等の高額薬剤が開発、処方され、全国的に医療費が急増いたしました。その高額薬剤も、平成28年度に薬価改定が行われて、また最近では社会保険や後期高齢者医療保険への加入者が増加し、国保被保険者が減少したこともあり、平成28年度及び平成29年度の医療費の伸びも抑えられている状況でございます。

しかし、被保険者数が減少しているにもかかわらず、平成29年度の1人当たりの医療費は41万7,048円で、前年度比で5.47%の増加となりました。このことは、医療が高度化したこと、及び高額薬剤の開発が影響しているものと考えております。

以上のような状況を踏まえ、議員の質問にある、特定健診受診率による国保医療費の動向についてでございますが、特定健診受診率の上昇が即時に医療費の減少につながるものとは考えておりません。特定健診を受けていただくことにより、被保険者の医療に関するデータを管理することが可能となって、そのデータをもとに保健師等が訪問指導を行い、疾病の重症化を予防することが医療費の削減につながるものと思っております。また、平成28年度のデータではございますが、特定健診を受診した被保険者と受診していない被保険者の生活習慣病に係る治療費ですが、特定健診受診者が1万173円であるのに対し、特定健診未受診者は2万8,296円もかかっているというデータもあります。特定健診を受診され

る方々は、疾病が重症化する前に医療機関へ受診することが可能で、また健康に対する意識も高いというふうに感じております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま町長の答弁によりますと、27年度が18億円でしたか、それと、これについては薬価改定とかありまして医療費が、C型肝炎の關係の薬価改正があったということのようでしたが、それで上がったんだろうという答弁でございました。そして、さらに28年度は、確か15億ということでもございましたけれども、これは若干C型肝炎の關係からすると、その次の年が下がったのかなというふうに解釈いたします。そして29年度については、28年度より1億円増えて16億円と、逆に上がったという答弁でございましたけれども。ただいま町長の答弁の中では、受診率が上がったから、これがすぐ医療費の減少につながるものではないというような答弁でございました。私も大体このところで質問をしたのは、若干3年間の近年の動向はどうかということが知りたかったものですから。この受診率が上がることによって、すぐ医療費に跳ね返ってくるというのではないというような答弁でございましたので、そこらあたりは、私も一応理解はいたしております。そういうことだろうというふうに思っております。

それではですね、健診によってですね病気が、先ほどの答弁の中でも若干あったような気がいたしますけれども、健診により病気が発見された方で、保健師ができる範囲内で追跡調査といいたいまいしょうか、指導といいたいまいしょうか、これには個人情報等の制約もあろうかと思いたいまいけれども、また、病気の種類にもよると思いたいまいが、そこらあたりはどのようになっておりますか。そして、受診したら、これで終わりですか、終わりですかと聞くのも少しあれですが。先ほど答弁の中にあつたような気もしますけれども、再度よろしくお願いたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 健診により病気が発見された方で、保健師ができる範囲での追跡調査・指導というようなことの御質問だったかと思うんですが。健診結果につきましては、それぞれ結果報告会を実施しております。その出席率は、代理人を含めて約90%以上の出席率ということで、非常に高い方々が出席していただいているんですけれども、まだ出席をされていない方については、また訪問活動等を行っているところでございます。

また、要精密検査の方で精密検査をされていない方というのも、こちらのほうにデータとして送ってまいります。その方々については、訪問指導員が今4名、保健師、看護師がおりますけれども、在宅の、その方々をお願いして、受診勧奨訪問を

実施して、再度の健診をお願いしているところがございます。ただし、それが100%受診につながるかと申しますと、まだその中でも受診をされない方が数名はいらっしゃるといふことで、今度の課題といふことでなっているところがございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま、担当課長のほうから、保健師とそれから看護師を含めて4名で訪問介護なり、そういうのをやっているということでした。やはり、受診をしたら追跡調査というのは非常に大切であろうと。保健師、看護師が許される範囲で、是非保健指導はやっていただきたいというふうに思っております。

それからですね、社会保険の方は職場での健診ももちろんあると思いますけれども、本町の場合は、この健診については国保も社保の方も一緒になっておりますので、これに対する、町が負担する健診費用についてはどのようになっているのか。それと、社保の方もすべて町の負担なのか、あるいは社保の方は社会保険事務所なりからの助成金があるのかについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましても担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 健診の個人負担分のことだと思うんですけども、集団健診時に、当然、先ほど申しました特定健診につきましては国保対象ということで無料ということになっておりますが、がん検診につきましては、国保と社保の方も受診をしていただいております。このところの負担金については、国保、社保それぞれ負担金については変わっておりません。ただし、子宮頸がん、乳がん検診につきましては、集団検診、個別検診の両方で実施しているという状況もございません。他のがん検診については集団検診のみということですので、国保、社保それぞれ町負担は同額ということでございます。

○4番（宮本昭一君） 私がただいま質問いたしましたのは、検診の個人の負担ではなくてですね、やはり町が国保の方も社保の方もどういう割合で出しているのかというのを聞いているところでございます。ほとんど、町の負担も、社保の方も同額ということございましたので、これについてはわかりました。

それと、社保の方については社会保険事務所とかいろんな機関から補助金的なのは、町には何も入らないんですか。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 特にそういったものはございません。

○4番（宮本昭一君） ということは、すべて国保も社保の方も一般財源の持ち出しということに理解していいんですね。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 済みません。今のところで、子宮頸がんそれから乳

がん検診について、21歳、それから41歳の方については、クーポン券ということで無料で受診していただくというのがございます。これにつきましては、国が2分の1、個人負担分の2分の1です、それから町が2分の1ということで負担をしております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいまの答弁で了解いたしました。

それでは、次に、3点目の、検診の負担金等を志布志市と同等にできないかについて伺いをいたしたいと思えます。

これについては、町民の方から、「志布志市は自己負担が無料だが、大崎は負担金があるが、どうしてか」というお話を聞きまして、私は志布志市に調べに行ってきたところであります。志布志市は特定健診等・がん検診等については、料金が国保と社保の二とおりに分けてありました。本町は国保、社保、さっきもありましたけれども、国保、社保一緒になっておりますけれども、志布志市は、国保の方については胃がん検診、大腸がん検診については30歳以上で無料であります。本町においては、胃がん検診の対象者は40歳以上で、900円、大腸がん検診対象者は40歳以上で、300円。志布志市の腹部超音波検査については、対象者が30歳以上で1,000円で、70歳以上は無料となっており、本町は対象者が40歳以上で1,500円となっております。ほかにも子宮がん検診、乳がん検診とありますが、志布志市は、一部を除いて、国保の方はほとんどが無料であります。

隣接する志布志市と、中身的には負担金等の差があるということはいかななものかなというふうに思いますが、これについてよろしく願います。

○町長（東 靖弘君） 検診の負担料金等を志布志市と同等にできないかという御質問でございます。

特定健診につきましては、40歳から74歳で、国民健康保険被保険者の方が対象となっていて、受診料は無料でございますが、各種がん検診につきましては、それぞれの市町村で個人負担の受診料が異なっております。志布志市は、国保の方につきましては腹部超音波検査以外は無料となっているようでございます。個人負担金につきましては、それぞれの市町村で決定しておりますが、近隣市町の個人負担金を見ますと、本町とほぼ同額程度の負担金となっているようでございます。また、受診年齢につきましても、志布志市だけが胃がん、大腸がん、腹部超音波につきまして、30歳以上が対象となっているようです。

このようなことから、対象者を引き下げることと、各種がん検診の無料化につきましても、町の財政等も考慮しながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま町長の答弁の中では、考え方もいろいろとあろうかと思いますが、町民の方はなぜか比較をするとすると、志布志市が一番比較がしやすいと。東串良はいけんじゃろかいというようなことは考えず、まず志布志市はいけんじゃろかいということで、そのような話が出てまいっております。そういうこと等から、ほかのところは、東串良なんか調べておりませんでした。志布志市との比較だけでまいりましたので、そのような質問になりますけれども。

考え方としてはいろいろとありますが、町の財政も考慮しながら今後検討することでありましたけれども、私としてはやはり、今、先ほど言いましたように、志布志市は隣接している町ですから、せめて同等にすべきではないかと思いますが、これについて再度、町長お願いします。

○町長（東 靖弘君） 志布志市が非常に、大崎町からすると、がん検診に対する受診料の負担とかそれがゼロになっているということで、同額程度にとということでございました。そこらは、今後検討していきたいというふうに思っております。ただ、理解していただきたいのは、先ほど担当課長が答弁しましたように、30代、40代とか、あるいは40代、50代とか、こういった層の受診がなかなか進んでいないというのが現状でありますので、その分野をターゲットにして取り組んでいく、そのことによって高齢になったときに健康が維持できるというそういったこともつくっていききたいと思っておりますので、その分については、担当課長を含め十分検討してまいりたいと思っておりますことと、無料と受診率との関係というのは、あまり大崎町とそう大差はない状況になっておりますので、やはりそういったところも無料だから受診率が上がったというそういったことでもあまりないようにとらえておりますので、たとえ無料にしたときには受診率が相当上がるような、そういう対策を事前に講じていかなければならない。

保健師等がたくさんおりますので、その方が一生懸命やっておりますから、やはりそういったところを核にして、無料にしたときにどういうふうに健診を勧めていくのかとか効果策が見えないと、なかなか難しいということがありますから、そこらを十分検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（宮本昭一君） いろいろ検討したいということの答弁でございましたので、よい方向で検討していただきたいと思っております。

この問題について、最後に1点だけ、担当課長にお聞きいたします。先ほど、年齢と負担金については何か基準があるのかどうかそれについて、わかる範囲でいいです。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 対象年齢と個人負担の割合の基準というのがあるのかということなんですけれども、対象年齢につきましては、厚生労働省ががん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針というのを定めております。その中で、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進することによって対象年齢を定めているというのがあるようでございます。ただ、それは、がん検診はほとんど40歳以上なんですけれども、胃がん検診については、今、50歳以上で、それから胃カメラについては2年に1回というような指針も出ているようでございますけれども、あとのその年齢については、それぞれの市町村で拡充ができるというようなことになっているようでございます。

それから、負担金のことなんですけれども、特に国が定めた基準というのはいませんが、本町においては市町村がする健康診査等に要する費用の徴収に関する規則の中で一部負担金というのを定めておりますので、当然、無料化にするときにはその規則を改正するということになるかと思っております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいまの担当課長の答弁で了解をいたしたところでございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

2件目のですねジャンボタニシによる水稻被害対策についてをお尋ねいたします。まず1点目の、近年ジャンボタニシが広範囲に異常発生しているが、これまで行政指導はどのようにしてきたかについてお伺いをいたしますけれども。これについては、農家の方々から何とかならないかという相談を受けまして質問をさせていただきました。この問題については、平成22年6月議会で同僚議員が一般質問で取り上げた経緯があります。このジャンボタニシは、正式名は、皆さんも御承知のとおりだと思いますが、スクミリング貝でありますけれども、町長も御承知のとおり繁殖力が非常に旺盛で、被害は田植え直後の苗を食害するのでありまして、年々増えてきておるところであります。欠株ができて収量に影響が出ておりますが、特に5月末の飼料稲の植え付け時期で、飼料稲の苗が被害を受けている状況であります。これまで被害対策として、行政としては、今までどのようなことを周知してやってきたかというのをお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） ジャンボタニシの水稻被害対策について、これまで行政指導はどのようにしてきたかとの御質問でございます。

今から3年前の平成27年に、ジャンボタニシの被害が多発したことがありました。このときは、生育初期に例を見ない大雨が続いたことにより、通常の水管理ができる状態ではなかったという理由から、特例措置として牛の飼料用稲、WCSの

作付面積に応じて支払われる交付金が、ジャンボタニシによる食害部分の面積もその対象として、平成27年度は認められました。これは、あくまでもこの年だけの特例措置でありましたことから、平成28年度以降は、通常の天候不良による食害は管理不足と見なされ、被害は認められないこと、そしてジャンボタニシが圃場に発生した場合は、田植え前の耕耘や水管理、駆除剤散布を実施し、食害防止に努めていただくよう呼びかけを行っているところでございます。

近年、飼料用稲への被害がよく見受けられますことから、飼料用稲作付農家に対しまして、次のような対応を行っております。飼料用稲を作付けされる方については、毎年、新規需要米取組計画書を九州農政局に申請し、認定を受けることになっておりまして、その提出依頼文書を、毎年5月に町から送付しておりますが、その文書の中でジャンボタニシに対する防除対策を各自で講じていただくことと、食害部分の面積は交付金の対象とならない旨のお知らせを行っているところでございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま町長の答弁によりますと、指導としては、田植え前の耕耘とか、それから駆除剤の散布について、食害に努めていただくように呼びかけるというようなことでした。飼料用については、農政局でしたか、そこに計画書を出すということになっているわけですね。これについては、もう農家には多分、その申請は毎年でしょうから、やっておられると思いますけれども。

この薬剤散布なんですけれども、薬剤散布はスクミンベイトというのがあるんですが、通称、略してスクミノンといたりもします。これについては10アール当たり大体1キロから4キロの間、大体1キロかな、大体そのあたりです。そして、早期水稲については、使用期限が収穫前の60日までというのが期限が定めてありますので、早期水稲に使用する場合はなかなか考えて薬剤散布はしていかないといけないような気がいたしますので、一番いいのは手で取るというのが一番いいでしょうけれども、そういう薬剤の使い方については農林振興課のほうで、農家の方にはこの期限が使用期限前60日ですよというようなことも教えたほうがいいんじゃないかなと、農家の方は知っていらっしゃるかもわかりませんが、そういう指導もすべきだろうというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の2点目の、似たような質問になるような気がいたしますが、今後の具体策など、どのように考えるかをお尋ねをいたします。今後の対策として、何が一番ベストなのか、9月1日の集落の文書発送がなされておりますけれども、農家に対して行政としてはどのような考え方で周知をしていくのか。重複する点もありますけれども、よろしく願いします。

○町長（東 靖弘君） 今後の具体策をどのように考えているかとの御質問でございま

すが、ジャンボタニシの被害防止策としては、薬剤による防除と耕種的防除の二とおりがあります。耕種的防除の対策として、水稻の収穫後から来年の植え付け時期までの間に行う耕耘作業が生息数の抑制につながります。冬の間、ジャンボタニシは土の中で越冬しています。そのため、収穫後に丁寧に耕起を行い、貝を破碎すると同時に、寒気にさらすことで殺害することができます。これについては、用排水路の清掃等を地域全体で実施することも効果的である旨も併記した文書を、9月1日付の文書発送便で回覧として送付したところでございます。

薬剤による防除と耕種的防除を併用して行うことが、最も効果的な方法ではないかと考えますが、圃場内で被害の実態を一番把握しているのは、実際に作付けしている人でございます。あわせて、水田はそれぞれ個人の財産でありますことから、個別に防除していただくしか方法はないかと考えます。町としましては、被害の防止に少しでもつながるよう、防除の重要性と、その手法を多くの農家に伝えることで、実践していただけるよう努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） 今、町長の答弁では、やはり防除と耕種的防除の二とおりで併用というような答弁でございました。

やはり、これは、先ほども言いました早期水稻には60日前までは、その後は使えませんよというのは大事なことであります。早期水稻の植え付けの初段階はですね、なかなかジャンボタニシは多く発生は、その時点ではしておりません。だから、あまり食害は、早期水稻を遅く植えられる方がいらっしゃいます、この人については特にその食害が出てきます。その後、ある程度大きくなりますと、今度はジャンボタニシは下のほうの除草をしてくれる、よい利点もあります。これもあります。そして、卵をですね畦の際にずっと産みつけていくもんですから、あるいは水路のところとかですね、ここら辺を、今のシラサギなんか食べてくればいいんですけど、グリーンの色で、つまむとべちゃっとなって、なんか気持ちが悪いです。だから鳥も、これは何かあるなということで、知っているんだろうと思います。

そういうこともありますから、やはりこれについてはですね、先ほども言いました薬剤散布等についてはよく指導していただいて、そして早期水稻が大きくなりますと、次のWC Sの飼料用稲を植えてきますので、その方たちののが畦を乗り越えて食害でやってきます。ここら辺が一番大事だろうというふうに思います。一番被害を受けているのはWC S、飼料稲の農家の方だろうというふうに思いますので、ここらは十分指導を徹底してやっていただきたいというふうに思います。

それからですね、毎年2月頃、農政集落座談会がされておりますが、このときが

田んぼの田植え前の準備期間であって、このときに詳しく説明するべきだろうというふうに思っております。これについては、早期水稲の方も、やはりWCSの飼料稲の方も全員が対象で説明をされるわけですから、そこあたりをこの時点ではよく考えて、2月時点で、今ではなくて、その時点であるのが一番効果的かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいま、宮本議員さんの御説明で十分理解することができました。座談会等の件につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（川畑定浩君） お答えします。

議員さんが今おっしゃるとおりであると思います。農政集落座談会を各集落を回しまして、実際に農家の皆様と膝を交えて直接お話ができる唯一の機会でございます。この問題は個別に取り組んでは、なかなか効果が上がらないものですから、皆で取り組む。いわゆる一人一人が取り組んでいかないといけない問題であることを、十分に認識をしていただいくということを、この座談会の場で、今おっしゃるとおり、早期水稲の方もいらっしゃれば飼料用稲のWCSの方もお見えになりますので、一堂に会された中で、そこを詳しく説明を今後取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○4番（宮本昭一君） 課長の答弁、よくわかりましたので、よろしくそのように御指導のほどお願いいたします。

次に、3点目の、捕獲したジャンボタニシの買い上げをする考えはないかについてお伺いいたします。数十年前に、畑にアフリカマイマイというカタツムリが異常発生した時期がありました。このとき、役場かどこだったかははっきりしませんが、買い上げがあったことをうっすらと記憶があります。町長、ジャンボタニシの絶滅運動として、例えば団体等で捕獲したジャンボタニシを買い上げる考えはないかについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） 買い上げを行うことで、一時的に生息数を減らすことにはつながると思います。しかしながら、繁殖力旺盛な生態であることを考えたときに、それにも限界があるものととらえております。やはり、各個人がそれぞれ取り組んでいる地道な駆除に勝るものはないと考えます。

そして、それは一部の人だけで取組をしても効果は上がりません。地域全体でみんなに取り組んでいくことで、その効果が上がってくるものと考えております。町としましては、引き続き地域の皆様のジャンボタニシの被害防止対策に対する意識を高めていただけるよう粘り強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（宮本昭一君） これは本当に繁殖力旺盛でございます。そういうことから、町長の答弁の中では、地域全体で取組が必要ということのようございました。ということは、この買い上げは考えていないということですね。それで理解していいんですか。

○町長（東 靖弘君） 御質問のとおりでございます。

○4番（宮本昭一君） 私も、ジャンボタニシについては先ほど言いましたアフリカマイマイのカタツムリのことを考え出したもんですから、それでこの手もあるのかなということで質問させていただきました。いずれ、これについてはですねいろんな形で、いろんな方法もまた出てくるかも、手法も出てくるかもわかりませんので、またそのとき、また考えていただきたいと思います。

それでは次に、3件目の、学校内や通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。

まず、1点目の、学校敷地内のブロック塀や遊具施設など、安全上問題はないかについてお尋ねをいたします。先般、大阪の小学校で、プールに設置されたブロック塀が倒壊して、児童が下敷きになり死亡する事故がありました。文部科学省は、8月10日、国公立の幼稚園や小中高など全国5万1,085校を対象とした、ブロック塀の緊急点検結果を発表しております。敷地内にブロックがある学校のうち、3分の2に当たる1万2,640校で安全性に問題がある塀を確認したということで、このうち80%の1万122校は撤去や周辺の立ち入り禁止など対応の安全対策を取ったが、残る2,518校、約20%については実施しておらず、学校側に早急な対応を求めています。

県内では、全体の3割を占める349校で安全性に問題の塀があったと報道されておりますが、そのようなことから、学校敷地内の建造物や遊具施設など安全であるか調査されたか、また、問題はないかについてお伺いいたします。

○教育長（藤井光興君） 学校敷地内のブロック塀は遊具施設など、安全上の問題、調査などについての御質問についてお答えいたします。

本年6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする直下型地震によって、大阪府高槻市内の小中学生が、通学途中に学校敷地内のブロック塀の倒壊により命をなくすという痛ましい事故が発生いたしました。本町でも、この事故を受けまして、町内の小中学校内のブロック塀等の調査を早急に実施したところでございますが、建築物の調査には建築士の資格を持った者の調査を行う必要があったことから、建設課の職員と合同で調査を行ったところでございます。

その結果、早急に対策を講じなければならないと判断された建築物は、ほとんどがプール内の目隠し用に設置されたブロック塀で、大崎小学校を除くすべての学校

で設置されている状況でありました。調査の結果を受けまして、早急に対策を取らなければならないと判断をされたブロック塀については、7月末までに解体をし、撤去したところでございます。

また、遊具施設については、これまで各小中学校において、毎月実施している学校施設の安全点検の中で遊具施設についても点検しておりましたが、専門的な資格を持った方による点検も必要かと考えまして、平成29年度から専門業者による点検を実施したところでございます。点検の結果、早急な撤去が望ましいと判断されたものにつきましては撤去をし、修繕が必要なものにつきましては本年度修繕をする予定でございます。

本町の将来を担う児童・生徒の安全で安心して学べる教育環境づくりのために、今後も学校施設における施設整備について引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○4番（宮本昭一君） ただいま教育長の答弁によりますと、専門の業者で点検を実施したという答弁でございました。そして、危険なようなのは撤去したということでしたが、どのような遊具を撤去したのか。また、それとですね、9月の補正予算で新たな遊具の設置として、ブランコの説明がありましたけれども、ほかには計画はないかというのと、それから、ブランコで、もし万が一転落したときの安全のために、そのブランコの下に砂場にすべきであろうかなと、すべきであろうと、私は考えていますが、この点まで含めて答弁をお願いします。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

撤去後のことについての御質問でございますが、本年度、小学校2校につきましては、4連のブランコをそれぞれ設置する計画であります。また、来年度以降、各学校の要望を受けまして、順次各学校には遊具を設置していく予定であります。

それから、ブランコの設置についての予防でございますが、議員にありましてしており、安全上には十分配慮して設置する予定であります。

以上です。

○4番（宮本昭一君） 先ほど、危険なようなものについては撤去したということでしたが、撤去したのはどういう遊具を撤去されたんですか。

○教育長（藤井光興君） その件につきましては、管理課長に答弁させます。

○教委管理課長（川添俊一郎君） 撤去をした遊具でございますが、先ほど言いましたブランコもございまして、それから木製の遊具が腐っていたというようなものもございました。あとシーソーとか雲梯とか、金属製のそういった、もう基礎から駄目になっているというようなものは撤去したところでございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ブランコの下の砂場等については、十分に安全管理に努めて、計画をやっていただきたいと思います。

次に、2点目の、通学路など危険ブロック塀や危険箇所の調査はされたかについてお尋ねします。温暖化により大型台風が発生して、ほかのところは大きな被害が出ておりますけれども、南海トラフ地震の報道もされておりますが、私は、台風シーズンであり、今後も大雨が懸念されます。用水路等の水嵩が増し、特に児童・生徒の通学路など危険性が高まってまいります。自転車通学や、さらには高齢者の乗用カートも最近増えつつあります。まずは安全第一であります。ブロック塀の倒壊の危険性や、町道・農道で付随する用水路等で、転落防止の不備や危険箇所はなかったものか、これについて点検は、あるいは調査はされたかについてお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 町内の主要な通学路を対象に、町道・農道並びにこれらに面している排水路等について、危険ブロック塀や危険箇所はないか、調査を実施いたしました。

結果については、特段危険箇所は見受けられませんでした。なお、今後、危険箇所の発生や危険箇所の改善要望等があった場合においては、その都度対応してまいりたいと考えております。

○4番（宮本昭一君） 危険箇所等がもし発見されたようなときは、その都度対応していくという、町長の答弁でございました。

それではですね、ブロック塀については、先ほど1点目の質問でも言いましたけれども、大阪の小学校プールのブロックが倒れて、児童が亡くなったということですが、本町も4月13日の集落文書発送で、ブロック塀の安全対策について、国土交通省が示したブロック塀点検のチェックポイントとして構造図を示したものが配布されているところであります。これについてはいち早く対応されたことはよかったと思っております。これについて、町民からの問い合わせとかが来ておるかどうかについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） その点の質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） ただいまの相談や問い合わせにつきましては、5件ほどございました。

○4番（宮本昭一君） 5件ほど問い合わせがあったと。内容としては、どのような問い合わせだったのでしょうか。

○建設課長（時見和久君） ブロック塀の鉄筋の確認方法とか、それから、相談の中に

は、30年以上経過しているので安全の確認をしてほしいというような内容でした。

○4番（宮本昭一君） ただいま課長の答弁でよくわかりました。今後また、問い合わせがあったものについてはいい方向で対応、指導をしていただきたいと思います。

この安全対策の文書は、空き家とかそれから施設等に入所されて、誰もいないところは、当然届かない可能性があると思います。見ていない方もおられると思います。そういう文書ですから、ほかにも見落としがあつたりする方もあるかもしれません。このことについては大事なことでありますので、一回限りの文書ではなくてですね、再度出すなりして、個人所有のブロック塀については私的財産に当たりますので、第三者への被害を未然に防ぐための安全点検を行政としては呼びかけて、町内全域を調査するなりすることも必要ではないかと思いますが、ここについてはいかがですか。

○建設課長（時見和久君） 7月に配布しましたお知らせにつきましては、住民の安全・安心に關することでありますので、再度周知を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど、町内全域の調査につきましては、今のところ予定してないところであります。しかし、危険性のあるブロック塀等については、情報提供などにより支障等を確認した場合は、指導官庁でもある県と連携して指導などでの対応を取ってまいりたいと考えております。

○4番（宮本昭一君） このブロック塀の安全対策について出された文書もここに持ってありますが、やはり危険性があるものが今後は出てくる可能性もございますので、やはり今、課長が言われました情報提供をしてくださいというような文言も文書の中に、今度出されるときは詳しく入れたほうがいいのかなとそういうふうに感じましたので、その点はまた考慮して考えていただきたいと思います。

それからですね、教育長に再度お尋ねをいたしますが、通学路の安全点検については、PTA等による点検もしているようなことを聞いたことがあるんですけども、これについてはどのようなふう聞いておられますか。

○教育長（藤井光興君） 議員の御指摘のとおり、通学路の安全点検、危険箇所については、学校に毎年調査を求めています。学校では、PTAと連携して、PTAの協力を得ながら、通学路の危険箇所については委員会に報告が上がってまいります。危険箇所につきましては教育委員会のほうで、道路管理者のほうに改善のお願いをしているところであります。これからも、毎年、今のような形で通学路の安全については安全を図ってまいりますけれども、そういう形で取り組んでまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○4番（宮本昭一君） それでは、一応ですね私の質問はこれで終わりたいと思います。

通学路の安全点検については、常に子どもが十分配慮されるようによろしく願いをいたしたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 次に、2番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○2番（稲留光晴君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留でございます。さきに通告しております本町の非正規職員処遇改善を求める、会計年度任用職員制度の実施について、本町の職員採用時の憲法擁護の宣誓は具体的にはどう実施されているかの3点について質問をいたします。

まず、第1点目の、非正規職員の労働条件の改善であります。行政改革のもとで、職員に代わる業務の多くが非正規職員に委ねられております。住民に責任を持つ業務なわけでございます。本町においても、非常勤職員が重要な担い手となっていると考えます。また、経験を活かして指導的立場の方もおられると、私は感じております。非正規職員の労働条件の改善で、働きやすい職場をとの思いで質問をさせていただくものでございます。さきの一般質問では、非正規職員の改善要求に対しまして、28年の4月から非正規職員の交通費は支給されるようになりました。

そこで、本町の非正規職員の実態はどうか、正規職員を比較をして、過去5年間の非正規職員の人数の推移をお尋ねをして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の非正規職員の実態は、との御質問でございます。

まず、過去5年間の4月1日現在の職員数でございますが、平成26年度は非正規職員99人、平成27年度が非正規職員84人、平成28年度が非正規職員87人、平成29年度が非正規職員85人、平成30年度が非正規職員80人となっております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 26年度から30年度までを、今、非正規の方を教えてくださいました。

同じく、正規職員の方の人数ですね、正規職員と比較をして、非常勤がどうかという推移をお尋ねをしたいんですが。正規職員をお尋ねしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、非正規職員に対しての正規職員の数でございますが、26年度が143人、27年度が141人、28年度が142人、29年度

が145人、30年度が143人、すべて4月1日現在の職員数でございます。
以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 今、人数をお尋ねしましたが、非正規に関しましてはですね一番多い時期で26年度、99名と、少ない、今年30年度ですね80名ということでございますが、正規職員も141名から145名と、そう大差はないようなことになっているようでございます。やはりですね人材育成とか、部署に対して、あと業務遂行に支障がない、こういう場合ですねオーバーワークとならないような配置と申しますか、こういう課題があると思うんですが、そこ辺の非正規の人数を活用と申しますか、そういう配置と課題があると思うんですが、どういうふうなお考えですかね。

○町長（東 靖弘君） 正規の職員は年々少なくなっているという現状でも、最近においてはほぼ同数ですが、以前からすると、かなり正職員は少なくなっているというのが現状であります。

それはいろいろ、国の動きとかそういった中での状況にもなっているわけですが、それに対して非正規職員が、いわゆる臨時職員が、ただいまお示したとおりであります。それについてはどうかというようなことでありますので、あくまでも正職員の事務の補助的役割ということがありますから、数字としては適正であるのではないかと考えております。

○2番（稲留光晴君） 今、適正であるというふうにお答え願いました。

やはり正規職員のオーバーワーク、以前、一般質問で取り上げましたが、過大な残業をしなきゃいけないというようなことに対して、その補助的に臨時職員を補充してやるということ、今後はないと思いますけども、そういうふう感じております。

それではですね、28年4月から非正規職員に交通費は支給されるようになったんですが、その後の改善と申しますか、改善はありましたでしょうか。

○町長（東 靖弘君） その点につきましては、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（中倉幸二君） それ以降の改善という質問でございますが、本町の場合については、最低賃金が毎年改定になっております、それに基づいて、それを下回らないような賃金のアップというのはしておりますけれど、通勤手当その他手当については、特に今のところ新たに設けたものはございません。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 最低賃金の件ですね。鹿児島県の最低賃金は737円なんですね。非正規職員の賃金というのは時給で計算されると思いますが、これも、26年

度から30年度の本町の賃金は幾らかをお答えいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 26年度から30年度までの本町の臨時職員の賃金について、
ということですが、26年度、27年度が時給700円です。平成28年度
が時給730円、平成29年度が時給740円、平成30年度が時給740円とな
っております。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 済みません、30年度740円でしたか。一応、こういう本町
の賃金です。

正規職員なんですね、初任給、ちょっと私は把握をしておりませんが、新入
職員といいますか、その方が月20日出勤いたしますよね、月給といいますか手取
り額プラス年金等を引かれておりますが、その金額で時給を計算しますと、大体ど
のくらいになりますか。

○議長（小野光夫君） 暫時休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

○総務課長（中倉幸二君） 高校新卒の採用の場合の金額で計算に足しますと、いろん
な控除を引いた残りが、20日勤務の7.75、一日7.75で計算しますので、7
41円というような結果になっているようでございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 今、この数字はですね、私は初めてわかりましたが。非正規職
員の方は、ある程度キャリアがあらわれて、当然経験もあらわれる方が、私はほとんど
だと思います。今、初任給をおっしゃったけども、正規と、これを比較しても一緒
の金額というか時給になるんですよね。ですから、やはり非正規といっても正規職
員と同じような、補助的などいっても、やはり重要な任務をこなしているわけです
よね、私はそう思いますが。

最低賃金737円に対してですね740円というのは、住民のために仕事をして
いく、単なる職員の補助的役割というような、私はそういう考えはない、ちゃんと
同じような任務分担をしてですね行政の仕事をされていらっしゃる、同一のような
仕事をされていらっしゃる、私は考えておりますので、こういうふうな、今、私
が言いました、住民に責任を負う行政の仕事をですね担っているというふうには私は
考えておりますが、単なる補助員ではないと、私は考えますが、町長の考えはどう

ですか。

○町長（東 靖弘君） 我々のとらえ方としては、あくまでも正職員に対する補助的役割を行うというのが、臨時職員の務めであるというふうにとらえております。

それと、時給について、ただいま高卒が741円と、臨時職員の方々の時給は740円でありますから、ほぼ変わらないというそういった数字が出ておりますが、最賃制については、これは鹿児島県、全国的には区分がしてありますので、東京圏はすごく高いのが時給でありますし、また鹿児島県においては、毎年改正されているような、30年度を見れば、本町は740円ですけど、その以下に納まっているというのが実情でありますので、それぞれの地域の状況に応じた最賃制が講じられているというふうにとらえております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） この最低賃金は700円から始まりまして、今740円と、これは当然県の、国もそうですが、鹿児島県が最低賃金737円ですよ。こういうのが出ないと、やはり本町としても決められないということで理解していいんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 全くそのとおりでございます。

○2番（稲留光晴君） 私なんかもいろいろ仕事を頼んだりするときがありますが、やはり長年キャリアのある方々、そういった経験のある方にはですね800円とか、そのぐらいの賃金が妥当ではないかというふうに考えております。町長のお考えは単なる補助的なのということで、私も納得はしますが、やはりそこ辺では踏み込んで、住民に責任を持つ任務ですから、やはり同一労働同一賃金ということもありますから、そこ辺ではちょっと考えていただければと。

この740円が、住民に責任が持てる賃金、単なる臨時雇いだよと、補助的だよというお考えであれば、私の質問もですね、この賃金でいいのか、住民に責任が持てる賃金だと考えられるのかというのは、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） やはり基準がないと、こういったのは決めていかれませんので、鹿児島県においても、先般最賃制の中で一定の線が出されているということで、それを目安にして、どこの自治体も取り組んでいるというのが、そういうふう決定しているというのが実情でございますので、その点については御理解をください。

そしてまた、ただいまの御質問で、800円とかそういうふうにし給を上げて仕事をやってもらえるようにすればいいんじゃないかというような御質問でございますけれども、臨時職員のとらえ方としては、非常に失礼な言い方かもしれませんが、補助的な役割を担うという立場で、これはどこの自治体も一緒であります。

それともう1つ御理解していただきたいのは、役場にお勤めになっていらっしゃる方々の中におかれては、いわゆる扶養の範囲内での勤務を希望される、フルタイムあるいはパートタイムとありますけれども、やはり自分の時間があまり上がりすぎても所得税の控除から外れてしまうというところがありますので、そういったところを考えられて15日勤務とか、あるいはほぼ15日勤務とかそういう形を望んでいらっしゃる方々もいらっしゃるということは御理解をしてください。あまり賃金を上げてしまうと、その制限に引っかかっていってしまうということも出てまいります。また、今般、それも改正をされましたけど、やはり上げていくと、そういう状況が出てくるということは、是非御理解いただきたいと思います。

○2番（稲留光晴君） 町長がおっしゃった63万円枠ですよね。最後にお尋ねしますが、非正規に関して、近隣自治体の賃金というのは、当然参考にされて出されていらっしゃると思いますか、いかがでしょうか。

○総務課長（中倉幸二君） そこについては、先ほど申し上げました鹿児島県の最低賃金、今回10月1日をもって多分通知が来ようかと思いますが、現在740円を、最低賃金が761円に変わりますので、それに基づいて770円に引き上げる予定でございます。

あと、近隣市町の状況についても、4市5町ではありますが、大体足並みを揃えた形でもっていくような、毎年決定する際にはそのような取り扱いにしているところでございます。これは、あくまで一般事務に従事する臨時職員のことであって、それぞれ看護師とか、また、あと学校支援員とか、その能力、資格に応じた設定をしておりますので、その金額についても、ある程度横並びの形で対応しているところでございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 最低賃金改正ということで、今、総務課長のほうからいただきました。

それでは、2番目にですね入りたいと思います。会計年度任用職員制度の実施についてでありますけれども、さきに質問した、1点目の処遇改善に向けての第一歩ではないかと考えております。これは、2020年4月から施行をされるということで、準備をされているのではないかと思いますけれども。

会計年度職員は、期末手当、退職金、各種手当が正規職員と同様に支給できる対象になっておりますけれども、支給すると明文化されていないと、判断は自治体任せであるようであります。また、総務省はですね、この財源についても一切はっきりしたことを数字で出していない、こういう状況ですね。ですから、支給するかどうか、その水準は各自自治体が決める、条例等で決めるようになっているみたいで

けども、この件に関して再来年、2020年度から、これはどういうふうに進めていっていらっしゃるのか。今、私が申しあげました内容は、当然把握をされていらっしゃると思いますけども、いかがですか。どう進められているかをお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（中倉幸二君） 本町での準備の状況でございますが、現在、2020年、平成32年度からになります。4月からのこの制度の実施に向けて、本町においても、先ほど議員が質問された臨時職員の実態把握、人数とか、誰がどこにいるというのはわかっておりますけど、その従事する業務内容、それから、果たしてそれが臨時職員が携わるべき業務なのか、そこあたりを含めて各課のヒアリングを9月から始めたいということの予定をしております。

それらを含めて、議員もご存じだと思うんですが、地方公務員の場合に、定年制延長、それから再任用制度というのがございます、そこあたりの任用の人数も含めた形での調整というのも必要になってくるかと思えます。そういったようなことを総体的に含めて、人数の在り方も考慮しながら準備を進めているところでございますが、先ほど、会計年度任用職員制度については、期末手当、退職手当、これについてはそれぞれの市町村での判断で、ということでおっしゃいましたけど、会計年度任用職員制度の場合、フルタイムは期末手当も支給しないといけません。退職手当も、6カ月以上勤務した場合については支給することというふうに国が明示しております。あと、パートタイムについては、期末手当については支給することができるという規定になっておりますけど、国のいろんな見解からいけば、これを支給しないことはできないだろうということで、私どもは理解した上での準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） パートタイムであっても、期末手当を、正月であれば若干出すとかですね、餅代程度に出す、そういったことも必要ではないかと思えます。やはり正規職員とですね同様に支給できる対象というふうな中身だと、この制度はですね、思えます。期末手当、退職金、各種手当でいろいろありますよね。私も、前の一般質問で質問をしたと思えます、忌引き手当で等をですね、各種手当でいろいろありますよね。ちょっとそこ辺、全部、私、頭がないんですけども、ちょっと教えてください。

○総務課長（中倉幸二君） 一般的な時間外勤務手当で、それから休日勤務手当で、それから通勤手当はもう支給しておりますけど、この通勤手当、先ほど申し上げまし

た期末手当、そして、フルタイム職員だけに限定された退職手当、そういったような手当てが、職員と同様に支給することというふうな形になっておるところでございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 私は聞きたいのは、忌引き手当てということでございます。そこ辺も多分入るのではなかろうかという、前の総務課長の答弁でありましたけど、そこ辺ははっきりしているんですか。

○総務課長（中倉幸二君） 手当ての質問でございましたので、私はそういうふうにご答えましたけど、休暇のことになれば年次有給休暇、それから産前産後休業、育児時間休暇、介護休暇、それから、今おっしゃったような親族の死亡の忌引き等が設けられることになっております。

ただ、これについては、有給のものもありますし、無給のものもあります。有給のものは、年次休暇とか公民権の行使、災害等による出勤困難、それから親族の死亡、これについては有給扱いとなっております。あと、無給の休暇として、産前産後、保育時間、介護、負傷または疾病というようなことが、今のところは国のほうの通知からは示されているところでございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 私が一番聞きたかったのは、今、総務課長がおっしゃったことでございますのでですね、是非、今おっしゃったのがすべて適用できるようにしていただきたいと思っております。

もう1つなんですが、賃金待遇に関して、現在の水準ですね、この賃金が安くても、待遇が悪くてもかまわんよというようなことに判断されないような、そういう制度の中身という問題も出てきております。また、臨時職員の再任が可能かどうかとか、常勤職員の原則に沿っているか、あと当然、会計年度任用職員への移行に当たって、不利益が生じることなく、必要となる財源確保に努めなさいということですね。あと、もう1点、民間部分における同一労働同一賃金の動向を注視しつつ、臨時的任用及び非常勤職員に係る給与の在り方に重点を置いて対応に努めることと。こういったいろんな問題点がですね、この実施制度について、審議会のほうで出ておりますけども、こういったことも当然、今後検討されていくだろうと思っておりますが、最後にお尋ねをいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） いろいろ出ておりますけれども、財源の確保とかということがありましたが、そういったことはもう当然のことですので、規定に基づいてしっかりと対応していくということと、改正法という法律がありますので、趣旨に基づいて適正に執行してまいりたいと考えております。

○2番（稲留光晴君） 少しでもですね臨時職員の処遇改善で、働きやすい職場ということで、2番目の質問はさせていただきました。

それでは、最後の3点目の質問でございます。本町の職員採用時の憲法擁護の宣誓は、具体的にどう実施されているかということでございます。この中身は、当然、憲法99条及び地方公務員法31条関連の中にうたわれておりますが、憲法というのは意外と、皆さん習われたんだけど、中身についてはぴんとこないとか、いろいろありますが。法律は、国家が私たちに対して、これはしてはいけないよと、そういった罰則とかのを与えておるものでございますけども、反対に、憲法は、我々国民が権利を保障してくださいと、国家権力に対して歯どめをかける、立憲主義というふうな呼び方をしています。憲法99条は、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うと、そういうふうなことでございます。

31条に関しては、これを受けて地方公務員の宣誓義務を定めている地方公務員法ということで、私はここに、主権が国民に在することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを高く宣誓しますということで、憲法99条の趣旨がですね的確に示されていると思います。

最近ですね、よく新聞、昨日の南日本新聞に載っているんですね、改憲の執念を隠さない安倍政権のもとで、公務員の憲法擁護義務の在り方をめぐり、様々な議論が交わされています。2018年9月11日に、南日本新聞社説でも、「総裁選と憲法」と題して論じられておりました。安倍さんは自衛隊員の前で、憲法9条改定をですね変えると、憲法9条を変えるような、そういうことをですね自衛隊員の前でやっております。憲法を守るという宣誓を、自衛隊員、公務員ですからやっているわけですけど、憲法を守るような自衛隊員の前で平気で、一国会議員である安倍さんもですね守らなきゃいけないのに憲法改正を宣誓をしているわけでございます。

それでは本題に入りまして、本町は具体的に、どう実施をされているかお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 法のことはいろいろ、もう御質問の中で説明していただきましたので、本町では大崎町職員のサービスの宣誓に関する条例及び職員サービス規程により、新たに職員となった者は、辞令交付時に、町長、副町長、総務課長の立ち会いのもとで宣誓書を読み上げ、宣誓書に署名押印を行っている状況でございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 私は、その宣誓書というのを見たことはないんですが、中身がどうなっているか、ちょっと読んでいただいていたいいですか。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、宣誓書を読み上げます。

宣誓書。私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を帯するとともに、公務を民主的かつ能力的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。平成何年何月何日、氏名、ということで印鑑を押して、町長の前で宣誓をしてもらっております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 非常にすばらしいと、私は思います。今、私は中身、99条と31条のですねそういうことで、職員の方にはそういうふうになっているというふうに思います。

業務のですね公共的性格が変わらない。例えば非正規であっても正規であっても、雇うときは全くその宣誓書、雇用通知書ですか、それをやはり署名をしているわけですね。

○総務課長（中倉幸二君） 現在のところ、臨時職員に対しては辞令は出しておりませんので、この宣誓書については取り扱いはしておりません。ただ、先ほどから稲留議員が質問されていらっしゃる会計年度任用職員については、地公法の適用を受けることになって服務規程が遵守するという形に変わってまいりますので、これも必要なかなというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） こういう文書があるんですね、多かれ少なかれ公的性格を有する職務に従事する者は、公務員に含まれると解するべきであるというふうなそういう論議があるわけですね。ですから、臨時といっても、同じ正職の臨時といっても公務に携わるわけですから、そこ辺はやはり、先ほどの正職と同じような、臨時であろうが正職であろうが、私は従事する者は公務員ではなかろうかと思えます。

あと、もう1つなんですが、指定管理者ございますよね、質問にはないと、後ろから声が飛んでおりますが、公務公共的業務を担う民間人の憲法擁護義務、指定管理者が公の施設を管理を行っている場合、「通告外」と呼ぶ者あり）そういうことで、やはり公務を扱うのはですね公務員ということではないだろうか、私は感じます。ちょっと町長が私をにらんでいますが、一応職員採用時の擁護ということでお尋ねをしましたが、やはり今申しましたように、そういうふうな解することもできますので、今後はそういうことも参考にできると私は考えますので、厳守してもらおうということで、最後の質問、これですべての質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 次に、1番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○1番（児玉孝徳君） 皆さん、こんにちは。私は、さきに通告しました地元中小企業個人事業者への支援について質問いたします。

少子高齢化が進む今日、大崎町も人口減少による問題が深刻化しております。安倍政権のもと、三本の矢の成長戦略で日本経済は10%以上成長しているということですが、私たち地方には、この波がまだ届いてきません。このような環境の中で、近年の地元中小企業の経営悪化の原因は売上の減少であり、厳しい資金調達環境が影響していると思われます。その要因の1つとして、多くの中小企業が、人材不足のため人材の確保、育成が課題となっています。また、後継者がいないことも、中小企業にとってかなり重要な課題として認識されています。

高齢化が進展すれば、多くの企業で次世代への事業承継をどのように行うかが課題となります。円滑な事業承継が行われなければ、本町経済の衰退へとつながります。業績の伸びない親の家業の跡を継ごうと考える子どもは少なく、まして娯楽施設やショッピングセンターなどの少ない、不便な田舎には帰りたくないという悪循環が起きています。

そこで、本町の活性化のため、地元の中小企業、個人事業者への支援はあるのか。あるのなら、どのような取組をされているのかを、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 本町においては、大崎町小規模企業振興基本条例に基づき、地場産業の経営安定と雇用の確保を図るための支援策を行っております。

具体的には、商工業者の制度資金借入者に対する利子補給補助事業や、事業規模の拡大や経営改善のための地域産業育成事業、新たに町内で起業する方への新規創業企業支援事業、人材育成事業においても必要な資格等を取得する支援策を講じております。また、国・県などの公的機関が行っている融資制度や助成制度につきましても、本町や商工会などの関係機関のホームページや広報紙によりPRし、利用促進に努めております。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） ただいま支援策を幾つか上げていただきましたが、中小企業にとって最も深刻な課題は、受注量の減少、低価格競争であります。消費者にとって魅力ある店舗が減少したことにより、近年の大型店を中心とする価格面、品揃え面への競争の対応が困難となり、売上の減少へ拍車をかけています。

これからの経営課題は、売上が減少する中で人件費や設備投資の合理化を行い、業績の回復に向けて、どう取り組むかが課題となってくると思います。このような取組と並行して、これからの中小企業には、自社が直面する経営環境や自社の強み・弱みを把握した上で、多角的な視点から思い切った経営、自立した中小企業とし

て活躍し、我が国経済が再び活性化している中で中心的な役割を果たしていくことができるかが課題と考えます。

先ほど利子補給補助事業を上げられましたが、売上が減少する状況では、設備投資を行うにはリスクも伴います。非常にリスクの可能性も高いことも、事実であります。高齢化が進む現在で、地元商店の集客力向上として、高齢化の多様なニーズに応え、暮らしやすい社会的基盤を創出するとともに、各商店に足を運んでもらい、活性化を図ることだと考えます。

そこで、経営面からの支援として、自治体が経験豊富なプランナーを高額の報酬でスカウトし、責任と権限を付与して、商店街などの一元的なまちとして開発の推進を目指す取組ができないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 商店街の活性化やにぎわいづくりの創出のためのプロデューサーやコーディネーターの任用についてのお尋ねでございました。

平成30年4月10日に、本町と慶應義塾大学SFC研究所、鹿児島相互信用金庫が、未来を先導する社会システム形成と人材育成に資するため、大崎町リサイクル未来創生プログラムの共同開発に関する連携協定を締結いたしました。相互に共同開発する事項に、大崎町の地方創生、地域活性化、グローバル戦略、未来戦略に関する事項も含まれております。今後、この協定に基づき様々な研究開発が行われていくこととなりますが、商店街の活性化をはじめ、賑わいの創出などもテーマとして取り上げることも可能でございます。

慶應義塾大学SFC研究所、鹿児島相互信用金庫の知的・人的・物的資源を有効に活用して、活力あるまちをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） ただいま町長のほうから、活力あるまちづくりを進めていく、慶應大学や鹿相信用と一緒にとということでありましたが、是非その点は進めていって、活力あるまちづくりに取り組んでいってほしいと思います。

では、次に、本町でも人材不足が進んでいます。また、特に土木とか建設業ですね技術的な分野での仕事において、その悩みは深刻なものとなっております。そこで、人材育成の支援についてはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 人材育成の支援についてはどのようなものがあるかという御質問でございました。

町といたしましては、人材育成基金を活用し、地域の産業基盤の強化を図るための人材の育成等に関する経費として、資格を取得する際に必要となる試験及び技能講習の受験料並びに受講料の支援を行っております。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） ただいま、資格とか講習ですね、その支援ということで受講料の支援ですね、おっしゃいましたが、具体的にですねどのような金額までとか、どのような試験とか講習、講演について支払いをするということですか、その辺をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） ただいま、資格の具体的な要件ということでございましたので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいま、資格等の要件とか、あと補助率、補助金の額等についての御質問をいただいたところでございます。

まず、補助率については、先ほど町長の答弁の中にもございました、資格取得をする際に必要となる試験、それから技能講習の受験料並びに受講料の2分の1というところでございまして、上限が3万円というところになっているところでございます。

なお、要件でございますけれども、本事業の目的が地域の産業基盤の強化を図るというところでございますので、あくまでも個人の趣味でそういった資格を取得されたりとか、技能取得するとかそういったもの以外の地域の産業に資するような自立能力の取得だとか資格を取得する場合に対象になるというところでございます。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） 地域産業の強化ということなんですけど、具体的に幾つか挙げてもらってよろしいですか。例えば事業所で小型クレーンを取得するとか、そういったときも出るということですか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） この制度が平成28年度から設けた新たな補助事業でございまして。現在まで1件の申請が上がってきているところでございます。

ただいま児玉議員のほうから具体的な事例をいただきましたけれども、今後、いろんな資格であったり、技能講習というのもあるかと思えます。その中で、個々に相談があったものについて、対象になるもの、対象にならないものを随時こちらのほうで判断をしたいというふうに思っております。

○1番（児玉孝徳君） 多くの町民の方が、その制度自体を知らないと思うんですよ。そこは十分に周知していただいて、事業者の活性化につなげていってほしいと思います。

それでは、人材不足への対応として、若い働き手が減少しないように、例えば育児支援制度を充実させて、技術者や優秀な社員の流出を防止して、ニーズにこだわり、成長する企業になるためのアドバイスをしていくとか、また、大崎町として高度な技術力を備えた人材育成を強化し、地元企業への支援となるように要望いたしておきます。いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいま例を示して、育児支援制度を拡充してとか、あるいは高度プロフェッショナルのとか、いろいろ今言葉がありますけど、そういった専門的な知識、資格取得できるようなということも含まれていると思っております。

本町において、それぞれ専門的な資格取得をするための受講の場ということでは、なかなか難しい面があります。例えば人口の多い鹿屋市を中心として、そういう講師の方を呼んですることとか、あるいは鹿児島市でやることとか、そうしていかないと人員がなかなか把握できないということもありますので、そういったものに対する制度の周知かそういったことも含めて、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

○1番（児玉孝徳君） 先ほど言いましたように、若い働き手ですね、この方々が減少しないように、ほかに流出しないように、是非取り組んでいって行くように要望いたしておきます。

○議長（小野光夫君） ここでお諮りします。ただいま12時前になっておりますが、昼食のため休憩に入りたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 異議がなければ、1時から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

○1番（児玉孝徳君） では、引き続きまして、後継者問題についてお伺いいたします。

皆さんもそうだと思いますが、多くの商店や地元の事業所で後継者がいない、いわゆる跡取りがいないので事業をやめる、店を閉める、儲からないので子どもには跡を継がせたくない、仕事がきつから子どもにはさせたくない、という話をよく聞かれると思います。そのために、自分の代で店や事業所を廃業される方が大勢いて、まちの衰退にもつながっています。

先ほど、新規創業や企業支援があるということがございましたが、事業承継をするための、卒業し、すぐに家業に従事する方や、今まで就職して帰ってきた方などの後継者に、何か支援ができないかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町において、高齢化、過疎化の進行が著しく、中小企業等の地場産業における後継者不足、人手不足は喫緊の課題ととらえております。これまで、空き店舗対策

や新規創業支援事業等の補助事業を実施してまいりましたが、後継者不足や人手不足に対応するためには、これまで蓄積された技術や生産基盤を活用しつつ、新たな設備等の導入を図ることが重要であると考えております。

このようなことから、本年度、国が定めた生産性向上特別措置法に基づき、新たな設備を導入した際の固定資産税の軽減など、町内企業の設備投資の促進を図るための制度を構築いたしました。

また、農林水産業や商工業等の事業を後継または新規創業を目的に、高等教育機関などを卒業後、町内で就業した場合に奨学金を免除する産業後継者育成奨学金制度を設けるなど、後継者不足対策に取り組んでおります。今後も、既存の助成制度の利用促進とあわせ、商工会などの関係機関と連携し、地域経済について適確な状況把握に努め、その時々々の状況に合った制度改正も検討しながら商工業の振興発展に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） ただいま、高等教育機関などの奨学金の免除とおっしゃいましたが、今議会にも、言われています町長の公約の大崎町リサイクル未来創生奨学金基金等もあるんですが、高校生などは、まだ将来、自分が何になりたいのかしっかりした目標がない子どももいっぱいいます。また、家業を継ぐかどうかもわからない、帰るつもりがない、そういう子もいっぱいいます。また、就職してですね奨学金を借りていない、しかし、親が病気をしたりしてですね帰ってきて跡継ぎをしないとどうしようもない、そういったような後継者への対策として、農業従事者のようにですね、せめて後継者が一人前になるまでの一定期間、支援か何かできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま、帰ってきた子どもたちに対しての、農業等と同じような後継者に対する支援措置はできないのかということでありました。

商工事業等については、ほとんど融資制度というのがとられておりまして、本町としてもその利子補給をしたりとか支援しているところではありますが、実際、商売を営んでおられる中でそういった制度がないというのは事実であろうと思っております。大きくは、やはり農業等の場合には産業の振興とかそういったことがうたわれておりまして、産業の振興かつ地域経済の振興ということがイコールになっていくんだろうというふうに思いますが、現制度の中ではないことは事実でありますので、それがどうあればいいのかということは今持ち合わせておりませんので、やはり勉強の機会を与えていただきたいというふうに思っております。

今回、先ほどの質問でもお答えしたところでありましたが、リサイクルの未来創生プログラムの共同開発に関する連携協定ということを慶應大学等とも結んでおり

ますので、また、その中でも商工業の、特に商工業等の振興というところは、十分その中でもとらえていくべきことととらえております。そういったものを含めながら、いかに地域の商業に人が来るようになるのか、そういったことも含めながら、検討をしながら考えていきたいというふうに思います。

- 1番（児玉孝徳君） やはり、本町の発展のためにはですねそういった後継者への支援というのも重大なことになってきますので、現在のところはないということですが、今後勉強していくということですので、是非検討されて、よりよい答えを出してほしいと思います。

それでは、最後にですね大崎町の経済発展のためにはですね地元の農家や畜産家などの地元野菜を地元商店でしたり、地元レストランなどで提供したりして、大崎町のいいものをPRできるよう、地産地消の取組が重要だと考えますが、本町の現在の取組について、まずお伺いたします。

- 町長（東 靖弘君） 地産地消の取組で経済の活性化を図れないかとの御質問でございます。

現在、本町では地産地消を基本とした、町民の健康で豊かな食生活の普及・定着を図ることを目的に、大崎食育推進計画を策定しております。この計画に基づき、子供たちへの啓発活動や学校給食での地元農畜産物の利用促進、グリーンツーリズムを通じたPR活動など、様々な取組を進めているところでございます。

また、町内にある様々な資源特に本町においては1次産品をビジネスチャンスにつなげていくことが地域経済の発展には必要であると考えておりますので、地域の資源、特性を生かした、大崎ならではの地域ブランドの研究開発と自立心に満ちた意欲ある事業者への支援も必要であると認識しております。

このようなことから、本年度、新たな販路を広げるためデザイン・商品力・販売力の向上を目指した販路拡大事業を実施しており、資料作成や商談効果を高めるなどの技術指導を行いながら、地域資源を活用した商品開発も進めております。今後も、大崎食育推進計画に基づき取組を確実に進めるとともに、関係団体等の協力のもと、新たな企業間連携を推進し、町内飲食店での1次産品の活用促進に努めるなど、地産地消の推進による地域経済の活性化を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 1番（児玉孝徳君） 学校給食などで地産地消ということで、地元の食材を提供されているというのはよく知っているんですけど、そのほかに地域ブランドの確立とかありました。大崎食育推進会議等で進めていくということですが、企業間連携ということもおっしゃいました。企業間連携で、町内飲食店で活用を進められた場合に

ですね、何か特典を与えられないかということでお伺いしたいと思います。

例えば、地元産の食材を使ったら、午前中の答弁の中で、私の質問じゃなかったんですけど、診察の無料クーポン券ですかね、そういう話もございましたが、そのような特典は考えられないかということで、さらなる販路開拓のですね支援制度の拡充を図って、またふるさと納税の地元産商品化を高める対策としてセミナーを開催するなど、より多くの方々に大崎町産を消費してもらうというように要望しますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問の中で、さらなる商品開発あるいは販売開拓とか地産地消、地元産のセミナーを開催して商品力を上げていくとか、そういった御質問がありましたので、そこにつきましては担当課長のほうで答弁させていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいま児玉議員のほうから、ふるさと納税を通じ、セミナーの開催とかしたらいいんじゃないかというような御質問をいただいたところでございます。

本年度、ふるさと納税事業の新たなPR事業ということで、ふるさと納税事業者だけでなく町内のいろんな事業者の方々にお声かけをして、本年度から、さらに各事業者の方々が生産されている品物、そういったものの磨き上げをしたり、そうすることで販売力を、みずからの商品の価値を高める取組、それからそれに基づいて、町内町外を含めて販売力を高める取組ということで、セミナー等の開催もこれまで数回、既に実施しているところでございます。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） 町内事業者へ向けて、生産者とかに商品開発力とか販売力を高めるセミナーをやっており、今後も取り組んでいくということでしたので、是非ですね大崎町産というブランドを確立していただいて、町内のですね農家や畜産家、地元野菜など、いっぱいいいのがございますので、是非商品のブランド化というのを進めて、地元経済の発展のために尽くして行ってほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 次に、5番、中倉広文君の質問を許可します。

○5番（中倉広文君） 今回、本町の防災行政について質問と提案をいたします。

まず、消防団の人員状況と加入促進策について伺います。

近年、未曾有といわれる大災害が全国的に多発しており、住民の不安感は日に日に高まりつつあります。そのような中で、災害を少しでも防ぐための組織として、常備消防や消防団の役割は一層重要になってきているところです。特に、私たちに身近な存在である地域消防団においては、火災発生時のみならず、風水害や地震、

津波への対応、また行方不明者の捜索・救助、さらには地域行事等の重要な担い手として、実に広範多岐にわたる活動を行い、地域の安全安心、安定に大きく貢献しているところです。

しかしながら、社会経済の変化に伴い、団員の減少が進み、また非雇用者団員の占める割合の増加や、少子化、人口減少社会への移行もあって、このままでは消防団活動を十全に果たせなくなることも懸念されています。

そのような中、平成25年に、議員立法により消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団等充実強化法が制定され、消防団員の加入促進、消防団活動の充実強化等が進められているところです。本町においても、自営業者等の減少や職場の関係で、平日昼間に在町してない団員が増加しており、災害時に出動できる団員が減少をしております。その出動団員の不足を補うため、平成22年から、役場職員で構成する特設分団を創設した経緯もありますが、ここでまず、住民の安全・安心に直結する本町消防団の人員状況と加入促進についての対応策を伺い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 消防団の人員状況と加入促進対策についてというお尋ねでございます。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は本業を持ちながら、みずからの地域はみずからで守るという郷土愛の精神に基づいて、消防・防災活動を行っており、地域の安全確保のため果たす役割は極めて大きいものであります。

本町の消防団員の定数条例は240人ではありますが、近年の消防団員数につきまして申し上げますと、平成28年4月1日現在で234人、平成29年4月1日で231人、平成30年4月1日で232人となっている状況であります。本年4月1日現在の分団別の団員数を申し上げますと、本部が定数3人に対しまして3人、中央分団が47人に対しまして45人、大丸分団が26人に対しまして26人、菱田分団が35人に対しまして34人、中沖分団が27人に対しまして27人、持留分団が25人に対しまして23人、野方分団が44人に対しまして41人、特設分団が33人に対しまして33人、と分団によっては定数を満たしていない状況であります。これも、高齢化の進展や後継者不足によるものであると考えております。こうした消防団員の不足を解消するために、平成22年4月に、役場特設分団を配置したところであります。

加入促進については、各部団の勧誘、町の広報紙、及び町民体育祭での勧誘など進めておりますが、今後は消防団幹部や各分団長等との協議を重ね、県内自治体などが取り組んでいる加入促進対策などを参考にしながら、また女性消防団員の活用

も視野に入れるなど、加入促進対策などを図ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

○5番（中倉広文君） 若干の定数不足ということで確認をいたしました。

以前、同僚議員の質問の中で、消防団員を雇用していることで公共事業の指名競争入札で優遇措置をすると、点数加算をしているというような答弁がございました。そのときと同時に、法人町民税の減免措置については検討をするというような町長答弁であったと思いますが、まず、指名競争入札の優遇措置について、どういったやり方をしているかということと、法人町民税の減免の検討結果についてお聞きします。

○総務課長（中倉幸二君） 消防団員の加入についての入札参加資格の加算については、今現在も点数の中にその分を設けて対応ということでしているところでございます。

住民税のほうについては、今現在のところは、その時点では検討ということだったということですが、そこについての移行の検討ということは、今のところはなされていない状況でございます。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 雇用的人数によって点数が変わりますか。そのことについてお聞きします。

○議長（小野光夫君） 暫時休憩をとります。

-----○-----

休憩 午後1時20分

再開 午後1時23分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

○総務課長（中倉幸二君） どうも申し訳ございませんでした。

入札参加資格の審査要件として、地域貢献活動の部になりますが、消防団員1名の場合が2点、2名以上の場合が5点というような取り扱いをしているところでございます。

○5番（中倉広文君） わかりました。答弁の中で、法人町民税の減免措置については実施していないというようなことでしたが、今実施している公共事業の入札には、関係のない事業者もたくさんいらっしゃるんですよね、本町には。そのような事業者に対しても、地域貢献度というのが反映されるような対応をすべきじゃないのか。町長、どうですか。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

町内の企業の中でたくさん消防団員として出していただいている企業もあるわけですが、また、御質問のように企業の中で消防団員がいないということもありますので、優遇措置を図る観点からこういった特典措置が講じられておりますけれども、御質問のように、やはりそれぞれの企業にも働きかけながら、是非地域の消防団として活動していただけるような取組は進めていきたいというふうに思います。

○5番（中倉広文君） ひょっとしたら、私の質問の趣旨を取り違えているかもしれません。町長、いいですか、公共事業の入札に参加する事業者というのは、まず一定の建設とか土木関係とかそういったものに偏ってしまうから、もっと広く、この地域貢献度が反映されるような施策をとってほしいということなんです。このことについて、どうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

ただいまの御指摘のあったことに対しましては、今までの入札制度の中でそこまでは取り組んでいないところがありますので、それができるかできないかも含めて、関係課を交えて検討してまいります。

○5番（中倉広文君） ちょっと食い違うので、ここでとめますが。

いろんな事業者がいます、消防団を雇用しているところはですね、いろんな事業者がいるので、それぞれがやっぱり自分たちがこうやって消防団を抱えているよということが反映されるように、またいろいろ協議いただいて、取組されるように要望をいたします。

それでは、次に行きます。これらの措置の目的というのは、住民の安全・安心につながる消防団員の加入促進と若年の退団防止、こういうのが目的であろうと思います。消防団でしやすい環境というのをつくるのが行政の務めであろうと思いますので、この貢献度の反映が、今申しましたように、一部の事業者に偏ることがないように、公平な対応をしていただきたいと思います。

消防団員が減少する一方で、女性消防団、先ほど町長からもありましたが、女性消防団員は年々増加をしております。平成29年4月1日で、全国で2万4,947人です。鹿児島県でも、同じく29年で469人の女性消防団が活躍をしているとのことでございます。

女性消防団については、それぞれ地域の実情で、本部付きであったり、あるいは分団所属だったりしているわけですが、女性の持つソフトな面を活かして、住宅用火災警報器の普及促進とか独り暮らしの高齢者の在宅の防火訪問とか、それから防災教育、応急手当なんかの普及指導で活躍が今後期待をされているところでございますが、本町も今現在、女性消防団が2名いらっしゃるということですが、この女性消防団の役割を考えた場合に、効果的に発揮してもらうためには、やはり

一定の人数が必要じゃないかなというふうに思います。そうした中で、今回の補正予算でも、菱田分団詰所内に女性消防団員に係る設備も計画をされておりますが、さらに女性消防団員を今後増員するために、どのような募集をされるのか。それから、また、その場合に、現在の条例定数はそのままなのか、増加するのか、そこについてちょっとお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきまして、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（中倉幸二君） ただいまの御質問についてでございますが、今回、菱田分団の分団詰所の新設に際して、町といたしましてもやはり、今議員がおっしゃるような消防団員のなかなか、うちの場合は240という定数を満たさない、そこがちょっと不足している部分もございますので、そういったような欠員部分について、女性消防団員を確保しながら、分団付でいくのか、それから本部付でいくのか。また、従事してもらう内容を検討しながら、我々としては多くの方が女性消防団員ということで手を挙げてくださるのであれば、条例定数の改正とかそこあたりは考えていく必要があるかなというふうには思っているところでございます。

県内でも、35市町村が女性消防団員が加入されているところでございまして、うちが、この調査の時点では未加入の8町村の中に含まれておりましたので、そこあたりも含めて、うちもどうかしないといけないよなということで、菱田分団のほうから、こういうことで入りたいという方がいらっしゃるといったことだったので、是非加入をしていただきたいということで話を進めていただいたところでもございます。ほかの分団からもそういう要望があれば、人数があまり多くない場合については分団付、多くなってくれば本部付という形をとりながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 今後検討するというところでございますので、是非とも効果的な募集の仕方というのをいろいろまた検討されるでしょうから、女性消防団員について増員できるように御努力いただきたいと思っております。

それでは、次の質問にいきます。

資機材及び設備は十分か、についてお伺いをします。現在、分団に配備されている資機材や設備、また団員への対応、支給品でさらに必要なものはないかということで、これは提案になるんですが。これまでも法律の改正や、現場で活動する団員方の要望もあって、各分団には様々な資機材を投入、また団員には救助用半長靴など、現場における安全確保のための装備を充実してきた経緯があります。そのような対応のおかげで、幾分か現場において活動する団員の安全確保は保たれたと

思っていますが、現在の本町における防災用の資機材、設備、主に消防団にかかわるものが多いと思いますが、それは充実しているかどうか、町長の所管を伺います。

○町長（東 靖弘君） 資機材及び設備は充実しているかというお尋ねでございます。

消防団の装備の基準に基づき、活動服などの安全確保装備、チェーンソー、投光器、発電機などの活動用資機材、デジタル簡易無線機などの情報通信機機材など、年次的に整備を進めているところであります。また、消防水利等の設備については、毎年耐震性貯水槽を2基、消火栓を数基ずつ整備している状況であります。消防水利の確保から、畑かんの水利等も有効に活用しながら、消防水利等を含めた消防団の要望等については、大崎町消防団幹部会において、毎年要望の把握を行っているところでございます。

今後も、総合的かつ計画的な資機材の整備及び防災行政への推進を図りながら、地域住民の生命や財産を守るために取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中倉広文君） 資機材、水利等について、今、答弁があったわけですが。質問冒頭に、消防団等充実強化法に触れております。この中の消防団の安全確保のための装備というのがうたってありますが、本町消防団では、まだ、今までに配備はされたいものは幾つかありますけど、すべてとはいいません、その中でですね特に耐切創性手袋と、手袋のことかと思われるかもしれませんが、この耐切創性手袋については、やはり必要性を強く感じているんですね。これは、読んで字のごとくなんですけど、大変強度があって、かつ機能性に優れたもので、また炎や熱に対しての防護性能も付加しているというような、おそらくそういう手袋だと思いますが。

私も団員の一員で、現場においての実感なんですけど、団員はサイレンを聞くと、とにかく、それと同時に法被や支給いただいた編み上げ、それからヘルメットを、自分の身を守るための装備をして来るわけなんですけど、急いで駆けつけるために、現場では大体素手か、よくて軍手なんです。そういった中で作業をしているのが実情なんです。先ほど説明した災害用に適した手袋を、自分で準備してくる団員というのはごくわずかなんです。結果として、多少なりとも負傷をすることが出てくる、そういう団員がいるのも事実なんです。火災現場などは特にやけどとか裂傷とか危険因子が十分にあることから、災害現場用の手袋については必要な装備品の1つであり、これは自治体が支給すべきではないかなと思いますけど、このことについていかが思われますか。

○町長（東 靖弘君） 耐性手袋が必要だというような御質問でございました。

消火訓練等をするときに、やはり一番先頭に立ってやる人たちについては筒先を持ったりとか、その中でもそういったことも考えられたり、いろんな面で軍手を使ってやっておられる、そういったのを見たりとか、素手でやっておられたりとかそういうことだろうと思いますので、やはりけがから身を防ぐということが一番大切なことでもありますので、いろいろと状況をもうちよっとなんか勉強しながら、必要なものについては、その耐性手袋ですが、必要なものについては準備していくように、担当課とも十分協議をしていきたいと思っております。

○5番（中倉広文君） 検討ですが、消防団の装備の基準の改正ということですので、また確認をいただいて、本町消防団にどういうものが必要かということをやちゃんと協議検討なされて、今申しましたようなことに対しては措置いただくようお願いをしておきます。

引き続き、先ほど町長からの答弁でもありましたが、消防水利のことについてちよっとなんかお聞きいたします。防火水利は十分なのかという観点から、現在設置してある防火水槽、それから消火栓の設置箇所数ほどのように決められているのか、その根拠についてあればお聞きしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（中倉幸二君） 消防水利のことについてでございますが、防火水槽については毎年2カ所、それから消火栓については随時3カ所、4カ所、その年度によって違うところなんです。水道課のほうの本管の取替とかそういったような機会を見て、うちのほうとしても対応しているところですが、現在、消火栓が235カ所、防火水槽が332カ所、水利合計が567カ所ございます。

ただ、火災現場に私どもも行ったとき、状況を見たとき、消防水利が不足しているところ、そういったようなところも見受けられるものですから、防火水槽の設置とか、それから消火栓の設置をする際については、水利のないところ、水利の不足しているところ、そういったようなところを重点的に設置したいということで、いろいろと土地の提供者とかお願いをして回ってはいるんですが、なかなか我々が思うように土地提供者がなかったり、設置場所の確保ができなかったり、29年度においては公共用地に設置したという経緯もございますので、なるべく、我々としては消防水利の不足しているところ、近隣にないところですね、そういったようなところを重点的に設置というような形で進めているところでございます。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 消防水利の基準では、一応は規定がありますね、おそらく総務課長はご存じだと思いますが。防火対象物から、市街地または準市街地以外の地域

です、防火対象物から1つの消防水利に至る距離が140メートル以下となるように設けなければならないという基準があります。おそらく、これに従って本町の水利は設置されているだろうとは思いますが、やはり現場を見ますと、必要な箇所というのはまだあって、用地に対してなかなか承諾がなかったりとかそういう部分もありますけれども、極力この基準に沿うように、それから、今答弁にもありましたように、新たな住宅地の造成とかできてきている部分もありますけど、そういった場所もやっぱり加味しながら、必要な場所をもう一度見直して、防火水利、消火栓も含めて、水槽、消火栓を含めて設置をしていただきたいと思います、町長、そういった取組で進んでいきますか。

○町長（東 靖弘君） 基準等が140メートル以内の基準ということでございましたが、住宅があるところ、ないところ様々でありますので、そういったところについては、現場を検証しながら取り組んでいくことが必要であろうと思っています。

水利がないところで、乏しいところで火災が発生した事例等もありますので、やはり水利については十分な配慮がとるような形を進めていかなければ、安心して住めるという状況からも、また違って来るだろうと思っておりますので、その点については、基準どおり行くかどうかは住宅等の事情によりましては、そこについては、また担当課とも十分検討をしながら、なるべくそういう方向で取り組んでいくように努力していきたいと思っております。

○5番（中倉広文君） つけ加えますと、市街地または準市街地であれば、まだ近いという基準でありますので、現場をまた検討されながら、設置に向けて動いていただきたいと思っております。

次にですね、防火水槽の不足部分といいますか、補給バルブ等の修理についても各分団から要望が上がってきていると思うんですね、今までも。なかなか進んでいないのが現状だと思います。本町の総合計画の中でも、消火活動等に支障を来すおそれがある、老朽化でですね、支障を来すおそれがあるというふうに課題として認識されているので、いざ災害時に発揮すべき効果を発揮できないとなると、被災者はもとより防火水槽の設置にかけたコスト、このコストの意味合いも薄らぐので、早急にこれ、対処をされるように求めます、補給バルブについてはですね。

さらに、水利マップの作成の進捗状況について伺いますが。現在、消防係のほうで作業を進めていると思っておりますが、防火水槽や消火栓のマップ作成の状況はどうなっているか、このことについてお聞きします。

○総務課長（中倉幸二君） 現在、消防水利のマップについては、今、我々が住宅地図なんかを使っていろんな取組をやっておりますけど、その住宅地図に落とし込みは終わっております。ただ、分団ごとに、そのデータのまだ確保が終わっていないよ

うな状況ですが、ペーパーで出すのであれば出せられるんですが、まだそこまでシステム化できていないような状況でございます。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 大体いつぐらいに配布できそうですか。

○総務課長（中倉幸二君） 消防幹部会でも、担当のほうからなるべく早くお渡ししますということで話は進めているところでございますので、それについてはなるべく早急に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 定かではないけど、なるべく早く、このマップについてはつけていただきたいと思います。非常に助かる備品だと思います。

さらにこのことに加えてですね、現在消防組合から火災発生の場合に送られてくる火災情報ですね、この位置情報が入ってくるんですね、メールと一緒にですね。そのシステムがあるんですが、現在、設置されている本町の水利箇所を、それと同時に、例えば携帯端末等で表示できるシステムにステップアップできないのか、この検討をしていただけないだろうか、これは要望ですが、どうですか。

○総務課長（中倉幸二君） そのことについては、前、私もちょっと興味があって、消防組合のほうに相談をしてみたんですが、消防組合のほうとしては、タンク車とかポンプ車、その車のほうには司令室のほうではその表示までできるようなシステムを入れているみたいです。ただ、消防団員を含め我々のほうにも火災現場のマップが送ってくるんですが、そこまでのシステム化はまだ、ちょっと対応できていないということでした。

そこで私も、自分たちで何か安価な方法でそういうことができないかなというふうにネットのほうで調べたときに、全国水利台帳とかそういったようなものを使ってやっているところがありましたので、それについては担当のほうに、これを使えないかということは今話を進めているところではございます。ただ、まだその実現には至っていないところでございます。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 先進事例もあるということですので、またそういった部分も勉強していただきながら、確かに専門的な分野なので難しいかもしれませんが、これは関係者と協議をいただいて、できるだけ早急にそういったシステムも構築されるように要望をしておきます。

もう1点、消防団の装備の基準ですが、この改正に伴って消防団の装備について、地方交付税の措置を大幅に増額とありましたが、現在もそのような措置がなされているのかどうか、そのことだけちょっとお聞きします。

○総務課長（中倉幸二君） 消防の装備の充実については、地方交付税措置というよう
な形でいろいろと言われておりますが、それは実際どれだけ、うちが増やしたらど
れだけ来ているのか、そこあたりは詳細な把握は今のところできていないような状
況でございます。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 額についてはですが、そういう措置をされているのか、されて
いないのかということについての認識はどうですか。

○総務課長（中倉幸二君） 消防団の設置に係る経費については、毎年交付税措置は来
ておりますので、その中で見てあるのか見てないのか、どれだけ見てあるのか、そ
こあたりについて確固たる確認というのができていないような状況でございます。

○5番（中倉広文君） おそらく詳細にはわからないとは思いますが、今後もまた、そ
ういった部分もありますので、必要な部分については設置をしていただきたいと思
います。

次に入ります。現場を想定し、技術指導を重ねるべきだが、ということで提案を
いたします。

現在、大崎町消防団で実施されている訓練は、出初め式前の訓練や非常呼集など
があり、出初め式前の訓練は主に紀律訓練ですね、これを主体に、非常呼集等の訓
練では分団ごとの裁量で、分団詰所から現場へ駆けつけ、仮想火点への放水までの
流れを現在までも重ねており、2年の1回の操法大会前は、操法要員に関しては基
本的な操法要領を学ぶ場になっているところであります。

しかし、実際、災害現場では様々な状況がありまして、被害を最小限度に抑える
には、その現場によって対応も変えなければなりません。そういったときに、高度
な技術を持った現場の実践も多い消防組合などプロの知見を学ぶ座学、あるいは実
践も含めた技術指導の機会をつくることはできないかということではありますが、
現在でも分団ごとに消防組合と連携した訓練を行えというような達しはありますが、
おそらくそういった場合に、消防組合タンク車への水利補給の訓練とか、それから
お互いの伝達要領のチェックとかそういうのに終始するんじゃないかなというふう
に思います。

伝達要領についても、本町消防団の無線機と消防組合の無線機では、まず交信が
できません。消防組合タンク車への水利補給を行うにも、間に中継を入れて、無線
連絡や、あるいは人員によって伝達に頼っているのが実情なんですね。そういった
課題についても、こういった技術指導の機会に相互で問題点を出しながら、解決策
を見いだしていくことが必要だと思います。

基本的には訓練は消防団長の指示のもとに消防団員は行いますが、多少なりとも

予算を伴うと判断したことから、現場を想定し、技術指導を重ねるべきということ
で、ここで提案をさせていただきます。町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 多様な現場を想定し、技術指導を重ねるべきだがというお尋ね
でございます。

消防団員においては、消火活動をはじめ、災害時には救助活動や水防活動、平常
時には地域などで防災訓練や初期消火などの講習会など多岐にわたる活動をしてい
ただいているところでございます。現在、消防団員を対象とした訓練については、
日置市の鹿児島県消防学校で開催される教育訓練をはじめ、町防災訓練、非常呼集
訓練、消防操法大会などを通して消防団員の技術向上を図っているところでござい
ます。また、大崎町消防団幹部会において、年2回の非常呼集訓練において、大隅
曾於地区消防組合及び分団同士の連携を図るなどの訓練の在り方等について、現在
御検討をいただいているところであります。

本町としましては、技術指導なども含め、今後も県内の指導状況を参考に、多様
な現場を想定した活動の充実につなげるため、消防団をはじめ関係機関、団体と連
携を図りながら、消防団活動の充実に努めてまいりたいと考えます。

○5番（中倉広文君） 是非ともですね、そういった訓練をやはり複数回やっぱり重ね
ていかないと、消防学校にも実際行くんですね、初任課、幹部課いろいろ、基幹課
とかありますけど、そのときは習得した気になってはいますが、実際また反復をしな
いと忘れてしまうんですね。そういった部分もありますから、やはり、本町で行わ
れるといたしますか、本町消防団に対しての訓練、全体訓練なんでしょうけど、そう
いったものをやはり数回やるべきだなというふうに思います。いろいろ、分団から
もそういった声があると思いますので、必要かつ効果的な施策については実施でき
るように要望をいたします。

次の、特設分団の位置づけについて伺います。

平成22年に、平日昼間の消防団員の人員確保のために特設分団が設置をされま
した。特設分団は、条例によると大崎町消防団長が任命権者であり、一方、本町条
例にある自衛消防団は任命権者である大崎町長の管理下にあると認識しておりま
す。それぞれの目的を確認すると、さほど差違はなく、特設分団については費用弁
償と、その他福利厚生部分が充実していますが、まず、本町における特設分団の
位置づけについてお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 特設分団の位置づけについてというお尋ねでございます。

特設分団に関しましては、消防団員の就業形態が大きく変化する中で、大崎町役
場自衛消防団では自衛消防を超える消防活動を任務することができないことから、
平成22年第1回定例会において、大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等

に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御審議、御可決いただき、消防活動に従事することとなり、今年で8年を経過しているところであります。

大崎町消防団特設分団は、大崎町消防団の活動能力を補助する目的をもって設置されたものであり、勤務時間内の活動となっております。大崎町役場自衛消防団は、規則のとおり大崎町公共施設及びその周辺の水・火災の予防及び鎮圧を図ることを目的としております。

お尋ねの特設分団の位置づけにつきましては、条例や規則などそれぞれの目的に沿って、今後も活動できるように連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中倉広文君） 今答弁にありました自衛消防団の目的ですね、公共施設やその周辺の水・火災の予防及び鎮圧を図ることを目的とありますが、こういった公共施設やその周辺の水・火災、それらが発生した場合には、どちらの立場で出動するんですか。

○町長（東 靖弘君） 規定が2つあります。そこは十分ご存じのことというふうに理解しております。役場内の状況等については、自衛消防団としての対応をしていきたいというふうにそんな考え方でもっております。

また、外部の火災等については、自衛消防団として活動しているとそういう解釈をしているところであります。

○5番（中倉広文君） 公共施設の火災の場合には自衛消防団でいいんですか、確認です。

○総務課長（中倉幸二君） 自衛消防団は、消防法第8条の2の5と消防法施行令第4条の2の5に基づいて、それを根拠に設置しているものでございまして、消防計画に基づく火災の場合、今回の場合については庁舎内外の火災の場合については自衛消防団で対応するというようなことになっています。これは第一次的な対応ということになっておりますので、自分たちでできる分については自分たちでそこについては対応するんだよという消防計画に基づく対応ということになっているところでございます。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 外もありますけど、その線引きがうまくできるのかどうか、そこがちょっと不安になるものですからお聞きしているところなんです。

本当に一刻一秒を争う災害現場なので、そうした場合に、じゃあどっちで出るというのがちゃんと判断ができるのかどうか、そのことについてお伺いします。

○総務課長（中倉幸二君） 今おっしゃられたのは、よくわかりました。公共施設とい

うことですが、本庁舎それから庁舎別館、それから中央公民館は中央公民館のほうで自衛消防隊ということで設置をしておりますので、そういう対応をしております。ほかの、庁舎から離れた近隣の公共施設というような、ここでの意味合いではございませんので、よろしく願いいたします。

○5番（中倉広文君） そうした場合には、この自衛消防団規則というのを少し整理をしたほうがいいのか、誤解を与えるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○総務課長（中倉幸二君） この目的及び組織のところ、それから、私ももう一回読み返してみましたけど、細目の第5条ですね、ここあたりの在り方がちょっと、今、議員がおっしゃるようになんてちょっと特設分団の規則とごっちゃになっている部分がございますので、ここあたりについては規則ですので、早急に整理をしたいと思っております。

○5番（中倉広文君） 認識いただけたということで、よろしく願いをいたします。

次にですね、大規模災害が発生した場合に、災害対策本部の活動と、それから特設分団もやはり災害の場合には出動しないといけないと思いますが、そういった場合のすみ分けですね、職員ですので、おそらく災害対策本部も何らかのかかわりがあるのかなというふうに私なんかは思うんですが、そういった場合のすみ分けというのはしっかり区別してあるかどうか、そのことについてお伺いします。

○総務課長（中倉幸二君） 大規模災害が発生した場合については、災害対策本部の設置に基づいて、職員の招集をかけます。それで、現状の把握となった場合については全職員対応というようなことになりますので、仮に特設分団員であっても職員であるという、そちらを優先するのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） 優先順位は、災害対策本部のほうに従事するというのが基本ということでよろしいですね。はい、わかりました。

特設分団員は役場職員の中でどのように決定されているのか。本人の希望に基づいているのかどうか、また、活動の任期というのは大体どれくらいなのかということについてお伺いします。

○総務課長（中倉幸二君） 大体40歳以下の男性職員で、これに従事するという事になっております。

任期については特に定めはないんですが、ある程度、係長になるかならないか、そこあたりで任意に線引きをしているところでございます。

○5番（中倉広文君） 40歳以下で、大体役職もわかりましたが。さらに、この分団員は、各課にある程度分散するとか、通常の業務に支障のないように配慮がなされ

ているのかどうか、そのことについてお伺いします。

○総務課長（中倉幸二君） この構成については、特に災害対策本部、その前の警戒本部設置となった場合のことを想定して、事業課の職員についてはある程度、全員がこれに構成員として加入するというような義務づけはしておりません。一般事務職の場合については、ほとんどがその現場に行くというようなことがございませんので、特設分団員ということで加入をさせておりますが、事業課については任意での対応というようなことをやっているところでございます。

人数については、各課平準化とか、それについては異動等がございますので、どうしてもそこについてはちょっと状況として、今のところは整理していないところでございます。

以上でございます。

○5番（中倉広文君） であるとするならば、人事に関しても、そういった部分もある程度は加味されないといけないのかなというふうに思いますので、そこは御検討いただきたいと思います。

特設分団については、昼間の出動団員が少ないということで設置をされた経緯もありますので、現在の本町においてはとても必要かつ重要な組織であります。今後も団員の安全対策を図りながら、現場でしっかり機能できるように配慮をしていただきたいと思います。

それでは、次に入りますが、災害発生時の本町の対応について、ということでお聞きします。

災害が発生した場合に、あるいは発生が予測される場合に、本町は地域防災計画に基づいて行動することになるかと思いますが、実際に大規模災害が発生、あるいは発生が予測される場合に、災害ごとや、またその規模でも変わってきますけれども、大規模な災害、一例でも構いませんので、そういった災害が発生した場合、本町の初動はどういうふうにとられるのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 災害発生時の本町の対応について、というお尋ねでございます。

今日、災害や事故が複雑多様化の傾向を強めており、豪雨や台風による風水害が依然として後を絶たず、災害が全国各地で発生しております。豪雨災害等を含めた災害対策に関しましては、災害対策基本法に基づき作成しております大崎町地域防災計画に基づきまして、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、応急対策を実施するための災害警戒本部及び対策本部の設置、災害対策要員の動員等について定めております。

気象警報、洪水警報等の発表によりまして、町内に災害の発生が予想されるとき

は、職員を動員し、警報の伝達や情報の収集伝達を実施しながら、災害発生の防止に努めているところであります。また、災害の発生が予想される際には、避難所を開設し、住民の方々へは防災行政無線や消防団員によります広報などで自主避難等の呼びかけを行うなど、避難態勢の整備に努め、人的被害の軽減を図っているところでございます。今後は、情報通信技術の活用を視野に入れながら、より効果的な対応につなげることができるよう検討することも重要と考えております。

町では、今後予想される地震、津波など様々な災害を視野に入れた防災協議会とするため、委員の定数を変更し、海上保安庁、電気事業者と関連する組織に委員をお願いしております。今後も、防災に関する重要事項を審議していただき、防災体制の整備に努めてまいりたいと思います。

○5番（中倉広文君） 実際に発生した災害に関する情報、気象庁や公共機関、またメディア、インターネットを通じて収集ということになるかと思いますが、今、町長答弁の中で、職員をもって情報収集をするというようなことがありましたが、どういった手法をとって現場の情報収集をされるのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 災害が発生したときに災害対策本部を設置して対応するためには、職員が初動の出動をしていくということが当然であります。災害によっては来れない場合も、みずから災害に遭って来れない場合ということがありますが、ある程度、職員が集まってきたときには、やはりその災害状況の把握をまずやっていくことが必要でありますし、そしてまた情報を発信していくという体制も構築していかなければならないというふうに思っており、そういうふうな体制を講じていくべきだというふうにとらえております。

やはり、現在の災害においても職員が被害調査等をやっておりますが、大規模災害においても、まずそういった職員が状況把握をしていくこと、あるいはまた外部の皆さん方からの情報収集をやることということは必要だと思っております。

○5番（中倉広文君） 規模の小さい災害であれば、おそらく職員対応でなるのかな、現場に行って確認をするというようなことになるのかなと思うんですが、大規模災害のときに、職員の数も限られているわけですね、そういった悠長なことは言ってもらえないということで、今回いろいろ提案をさせていただきますが。

先ほど町長の答弁の中にも、情報通信の活用とかありました。今回、災害情報の収集伝達の手法ということで、大規模災害が発生すると、通信インフラというのは通信規制とか電話回線がつながりにくくなったりとかそういったことは承知のことだと思います。これは、固定電話に限らず携帯、それからスマートフォン、すべての通話が困難になるというようなことでございますが、一方でネット回線については、電話と比較すると災害発生時にも利用できるということが多くて、災害時には

情報発信・収集の迅速さ、量の多さ、つながりやすさということでメリットを發揮しているようでございます。それらのメリットを活かすことで、安否確認、被害状況、避難状況、避難所の状況、二次災害の危険、支援物資を得られる場所とかりアルタイムで発信したり、あるいは収集できるため、より安全に避難したり、避難生活がおくれるということにつながってくるだろうと思います。

実際、東日本大震災とか熊本大地震では電話回線がつながらなくなった状況のもとに、多くの人がインターネットを通じて家族との連絡、安否確認とか災害情報の収集伝達というのを行ったというふうに言われております。平成29年3月にですね、内閣官房IT総合戦略室から災害対応におけるSNS活用ガイドブックというのが出されました、御承知だと思いますが、SNSソーシャルネットワーキングサービスですね、その中では、一般市民がソーシャルネットワーキングサービスを活用し、時々刻々と変化する情報を数多く発信しているため、SNSによって発信される情報を上手に収集分析し活用することにより、市民に対する避難指示や被災者への支援等に関し、より効果的な対応につなげることができるとあります。あわせて、行政側からの情報発信として情報の拡散ができることから、こういった情報発信手段を活用することが有効というふうに掲載をしてあります。

同じくですね、全国の市区町村の状態も列記してありました。現在1,029団体がSNSアカウントを保有して情報発信をしておりますが、そのうちの全体の50%強ですね、53%ですか、934団体が災害対応として活用しているということです。しかし、この934団体のうちの927は、今でも情報発信だけということになっているようでございます。一方、残りの7団体については、情報収集も行っているということで、そのほか106団体については、この情報収集への活用を検討、または今後検討をする予定であるということで、これに記載がしてありました。

内閣官房IT総合戦略室でこのような検討がどうか、そのような動きになっているようでございますが、本町においてもソーシャルネットワーキングサービス、SNSを、今以上に災害対応に活用すべきではないか、町長の所感をお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 災害が、今回北海道の災害もありましたし、大阪での北部地震もありましたが、その中で新聞とか、あるいは関連する資料等を見たときに、やはりSNSが大活躍をしているという状況であります。その中で、やはりSNSを通じて現在の被害状況はどうだとか、あるいは被災している人たちに対しての発信をしたり、避難所に入る人たちに発信したりとか、いろんな形でSNSとか非常に重宝されているという状況であります。

現在大崎町から出されている、大崎町で災害があったときに、まず、先ほどの中に追加でしますと、やはり防災行政無線で町民の皆さん方には周知するということがありますが、現場での被害状況とかそういったものを災害対策本部で収集する能力というものには、やはり情報網を整備していくということは必要かというふうに思っておりますので、そのところは勉強しながら整備していくようにしていきたいと思っております。

○5番（中倉広文君）　ぴんとこない部分もあるかもしれませんが、今、流れとしてはそういった流れになっているんですね。是非とも検討いただいて、できれば早急にやってほしいと思うんですが。もちろん、このSNS活用、デメリットもあって、その最たるものがやはり悪質なデマとか、誤った情報の発信とか収集とか拡散とか、これが、エリアが広域的になればなるほどそういった頻度も多くなって、非常に難しい問題になってきているのも実態であります。こういった信頼できる情報を発信していただくためには、例えば、前もって災害情報の報告者として能動的に自分から、じゃあ私はそれに登録しますということで登録をいただいたりとか、自治会とか消防団の責任者の方であったりとか、そういった方を最初で登録していて、1つの線引きじゃないですけど、情報を収集するための手法としてとっていったらなというふうに思います。

これから、是非とも前向きに検討していただくということを前提にお話をしますが、詳しく協議されると思いますので、実際、本町では情報発信に、今フェイスブックというのを使っているんですね。いろいろ私も見せてもらって、本町で行われるいろんなイベントとかもそれで確認をしたりするんですが、そのフェイスブックでも構いませんし、ほかにもたくさんアプリの活用例があるので、本町住民の利用状況とかも考慮されながら、また、さらに住民に対してもそういった利用も促していきながら、災害対応として活用していただきたいと思えます。

もちろん複数のアプリを並行して使うのが一番いいんですけども、可能な限り多くの市民に伝達するためには、なるべく多くの通信広報媒体を活用することが効果的なので、先ほど町長からありましたが、防災行政無線あわせて、それからホームページ、防災メール、そういったのも実際今つかっていますので、そういったものも連動しながら、手間をかけずに媒体を増やすことでやっていくというのが一番の理想です。

詳しい職員もおそらくいると思います。特に若手は、私なんかの理解力を越えた、本当に詳しい職員がたくさんいますので、そういった方々も中に入れながら、早急に確認をしていただいて、実施に向けて進めていただきたいと思えます。

先ほど申しましたが、これからも本町の防災・減災施策につなげるような取組、

いろいろ申しましたけれども、是非とも早急に対応いただいて、いい形で防災行政に努めていかれるように要望して、私の質問を終わります。以上です。

○議長（小野光夫君） 次に、8番、上原正一君の質問を許可します。

○8番（上原正一君） 今回は、さきに通告しました危険廃屋解体撤去事業の復活の考えはないか、2番目に、町道・農道の未登記地解消について、3番目に、窓口案内所はつくれないか、最後に、毎回行っております公営霊園の設置について、を質問いたします。

まず、平成23年度から25年度まで3年間行われました危険廃屋解体撤去事業の実績はどうだったのかをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問の危険家屋解体撤去事業につきましては、平成23年度から平成25年度までの3年間の期間限定で実施いたしました。この間の補助事業実績としましては、補助件数が累計で69件、補助金額の累計が1,735万2,000円となっております。

以上です。

○8番（上原正一君） 69件の事案が解決されたといいますか、事業が行われたということですが。申し込みは相当あったと思いますが、そのうちで要綱に触れなくて却下された申し込みの方というのはどれくらいあったんですか。

○町長（東 靖弘君） その点の質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 3年間で不承認となった件数につきましては、合計で14件でございます。

○8番（上原正一君） その主な理由は何だったんですか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 当時の危険家屋の解体撤去事業の補助要綱によれば、補助対象となる物件が主要構造物、例えば屋根だったりとか柱が朽ちて危険である状態でないといけないというところでございますので、不承認となった件数については、それほど危険ではないと判断されたものと思います。

○8番（上原正一君） 危険でないというのは却下されたというようなことで理解をいたしますが、危険家屋解体撤去補助金交付要綱の中で9条に、違反したものは補助金を返還させることができるとあるわけですが、69件の事業を行って3年ほどたってきたわけですが、補助金交付の取り消しといいますか返還を求められた事案がありましたか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 私の記憶では、ないというふうに記憶しております。

○8番（上原正一君） そうすると、適正に69件危険家屋であったというふうに理解

をいたすわけですが。聞いたところによると、事業が終わってからでもですね住民の方々に「解体事業はないの、壊さんないかんたいばっ、危ないんだけども」というような意見を聞くんですが、そういうことですね、もう2番目に入りますが、危険廃屋解体撤去事業の復活の考えはないかということでお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 御承知のとおり、平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布されたことに伴い、全国の自治体が空き家問題に関し様々な取組を進めておりますが、鹿児島県においては県が中心となって、県及び県内全市町村、関係機関により構成された鹿児島空き家等対策連絡協議会を平成28年度に設立され、県内が統一した考え方で空き家対策に対処できるよう実務者のための手引き書が策定されました。

このことに伴い、本町においても、平成29年度中に町内関係部署による協議を重ね、今年3月に本町としての対策を示した大崎町空き家等対策計画を策定したところでございます。この計画につきましては、これまでの相談事例等も踏まえ、法に基づく手続や処分のほか、空き家等対策の基本的施策を策定しておりますが、基本的施策については、その具体例として現在運用しております空き家等バンク制度、空き家リフォーム補助制度といった活用施策について記載しており、これらの活用施策は年々利用者が増加するなど、町民のニーズに対応していることから、今後も引き続き実施していくこととしております。

しかしながら、計画においては、効果検証を踏まえた必要な制度の整備や改正についても記載しており、議員が御質問されました解体補助についても、今後、制度の必要性や目的、補助対象基準等といった制度設計を含めて検討させていただきたいと考えております。

○8番（上原正一君） 確か、なくなったと、この事業が打ち切られたときには、事業としては空き家の古い家の危ない部分を撤去するというような考え方、それから、その後は空き家ではあるんだけど、まだ使えるんじゃないの、なんとかならないのという、空き家でもまだ価値のある家のほうを今度はリフォームをして貸し付けていく、それから新しい住民を呼び込むというような考え方に、一番最初にした危ない建物、今、価値のある空き家というのをやっておられると思ったんですが。まだまだ危ないという廃屋というのが残っているような気がするんですね。先ほども屋上のほうに上って見たんですけども、密集地のまちの中にもやっぱりそういう、危なくないのかなというようなのも見受けられているんですが。その辺をどうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） ただいま議員さんが述べられましたように、市街地区域においても相当心配だなというような老朽家屋が発生していることは事実でありますの

で、そういう状況等については既に確認をしているという状況でございます。

○8番（上原正一君） 3年間事業をされて、今後もまた新しく何か取り組んでいかれるような答弁でございましたけれども、今後もし取り組んでいく場合の予算といたしますか、件数といたしますか、どれくらいのあれを考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 必要性は感じておりますけれども、まだどれぐらいの予算でというところまでは検討はしていないところではありますが、予算の範囲内ということになるかと思っておりますけれども。市街地等において、非常に、管理人がわからなかったりとか、多分そういった状況がある家屋等がありますので、それらについて法律もありますので、そういった、また計画もつくっておりますので、何らかの指示とかということはやっていく必要があると思っております。

前回、3年間という限定でいたしましたけれども、そのときに非常に皆さん方に喜ばれた制度であったのかなというふうに思いますが、やはり3年間の限定で、一旦やめていきまして、それからまた現在こういった家屋が、非常に空き家が多いということですので、何らかの対応は考えていくと思っておりますが、ただ、どういうふうに再生利用していくかというところが、空き家等について単に解体で終わりということじゃなくして、解体したら、それを再度宅地化にしていくこととか、そういった利用をしていくというところでどういうふうに指導を結びつけていくかということが我々の協議しなければならないところだと思っておりますので、そんなところも十分検討をした上で進めていきたいと思っております。

○8番（上原正一君） 確かに補助を出して、それから解体をして撤去をした。やっぱりその跡地もきれいに使っていかなくちゃいけないと、大事に使っていかないといけないよなという気がいたします。それで、そのことについて69件の事案が終わったわけですが、その跡地が荒れているということは確認がとれますか、荒れてないとかいうようなのが。なければ、ないでいいです。

○町長（東 靖弘君） 確認はしておりません。それで、先ほど申し上げましたけれども、解体して補助金を出して、それが何らかの形で利用されてなかったということは大きな反省点でありますので、現状を確認をしていなかったわけでありましてけれども、次に制度をつくるとすれば、そういう条件もつけていくという形になろうかなと思っております。

○8番（上原正一君） 前向きに、大変喜ばれた事業であったと、私のほうも考えております。そういうことを町長も理解をしていらっしゃいますので、是非これから事業をもし取り入れた場合に、跡地もどういう追跡調査をされてですね、やっぱり有効に利用されたというような事業にしていただきたいと思います。

続きまして、2件目の、町道・農道の未登記地解消についてを質問いたします。

これを質問するに当たってはですね、私のほうも大変考えさせられたわけですが、今、今の執行部の責任じゃないということは最初に申し上げておきたいと思えます。

当時、40年から50年前の、特に基盤整備、構造改善事業だったと思いますが、大崎でも構造改善をするときにむしろ旗が立って、ブルドーザーの周りに仕事の邪魔をしたという歴史がある構造改善でございます。しかし、その構造改善をしたその後の、今度は農道つくりとかいうときには、今みたいに予算がない、予算がないじゃなくて、その逆で年度末になって、今年は800万円残っているから、それから3月いっぱい道路を1本つくりなさいとか、つくらないかん、返納をしようとする来年の予算が少なくなるというようなことで急々に道路1本をつくったり側溝をつくったりとか無理に何か事業をした時代があったと記憶しておるんですが。それを踏まえて、しかし、今、そのときの負の遺産が未登記地をそのまま残してしまっているということでもありますので、皆さんを責めるわけじゃないんですけども、こういうことがあったということを、町長、どう考えておられますか。

○町長（東 靖弘君） 御質問のとおりであります。かなり以前から、農道とか水路を通すといったときに、現在の納税管理者に登記前支払いをやるという形で、それを恒常化して進めてきておりますので、用地の補償費は支払ったけれども、受け取った方はその後相続登記を開始していないというそういった状況がたくさんあるわけでありまして、また我々もそこを確認しなかったということも落ち度でありますけど、やはりその当時はそういうやり方でどンドンどンドン進めていたということがあります。

したがって、大崎町のみならず全国的に公共用の施設の道路等の中で、未登記物件がたくさん発生しているというのは認識しております。

○8番（上原正一君） 確かに今、町長がおっしゃるように、町道の拡張工事をするときも用地買収はなくて、もう提供だったというふうに記憶をしております。

しかし、そのときにあまりに無理に整備を進めたのかなという記憶にあるんですが。現在、町道それから農道、この未登記地の件数がどれくらいかをお尋ねしたいと思いますが、わかりますか。

○町長（東 靖弘君） 件数は調べましたので、それぞれ担当課長から説明させていただきます。

○建設課長（時見和久君） 町道の未登記につきましては、約400件程度でございます。

○耕地課長（福永敏郎君） 耕地課分でございますが、県営事業分が1,639件、そして町の事業分が701件、あわせて2,340件でございます。

○8番（上原正一君） 通告をして、課長さんたちが、これは本当出たくない数字だというふうに再三言われましたけれども、この数字を聞いて、だろうなという思いもあります。だけど、これはどこか誰かがしないと変わらない物事であって、それから2番目に上げています農道整備にも支障が来していると考えているんですが、この点については、町長、いかがお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 工事による未登記は、過去の用地買収において相続人全員の承諾書等が揃わないことなどが主な要因でございます。近年、未登記が発生している一部の路線に、農道の再整備計画があった経緯がございます。結果といたしまして、移転登記を行うことが困難であると判断し、整備を見送っております。このような事例も含め、特別な案件については道路整備に支障を来すことのないように未登記解消に最大限努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（上原正一君） そういうことですね、自分もつい、この前できた道路の、農道ですが、2区画つくって、3区画まで整備をしてほしいと思っておったんですが、最初の説明会の中で県のほうが、ここの最後の1区は名義が直っていませんので、これはまた後で取り組みましょう、とりあえず2区画をやりましょう、でも、頭から議論の中にといいますか、もう入らせてもらえなかったという、また反対をすると延ばされてしまうというような事業が、畑かん事業があと2年半ですか、農道整備が。過去に10年ぐらい前にもですねこういう例があったんです、道路を3メートルでつくりましょうという説明会があったときに、いや、これからは機械が大きくなるから4メートルでつくってもらえませんか、そしたら嫌とはいわなかったんですね、じゃあ持ち帰って検討します、持ち帰って検討されて、次に説明会があったときに10年かかりました。今から、また何かをくりようといいますが、あまり言うと、もう10年延ばされると事業自体がなくなる。畑かん事業もあと2年半ぐらいの予定ですが、多分計画としてはもうちょっと延びてくれないかなと期待感で見ているんですけれども。

そういうようなことで、悪く言えば苦情、自分側からすると要望だったんですけれども、なかなかそういう要望も意見として出しにくいところもあるなというふうに思って、100メートルでも200メートルでも整備をしてくれるんだっただけでももらおうと、今しないと遅れてしまうというような気持ちがあって、現在の事業に取り組んでいるところでございますが。先ほどの未登記の問題で住民からの、これよっての苦情というのは、何か経験がありますか。

○町長（東 靖弘君） このことに対しての苦情は、私自身は聞いておりません。

○耕地課長（福永敏郎君） お答えいたします。

未登記地に接する用地については、未登記地は行政財産という考え方でよろしいんですけども、個人の用地については個人の所有であることから個人が何かやりたいと、どうしてもここを分筆したいというときにどうしても必要になってまいります。そういうときに住民から、ここをどうしても解消したいんだが、という相談がございます。そういうときには優先的に対応しているということで、現在のところ進めております。

○建設課長（時見和久君） 今までの中で町道での未登記の部分については、苦情とかそういうものは来ておりません。

○8番（上原正一君） 自分が思うには、面積的に道路の幅の部分で、そんなに広範囲の分じゃないから、多分あまり気づいていらっしやらない方も多んじゃないかなというふうにも思っているんですけど。ここ二、三年で未登記地の土地を解消を今やっておりますという、前の会話の中ではおっしゃっていたんですが、その件数がどれくらい、今進んでいますか。ここ3年間ぐらいの分でいいと思うんですが。

○建設課長（時見和久君） 建設課の分におきましては、3年間で11件処理をいたしております。

○耕地課長（福永敏郎君） 耕地課分におきましては、3年間で23件でございます。以上でございます。

○8番（上原正一君） 全体件数からすると、そう大した件数ではないんですけども、ただやはりこうして少しずつでも変えていかないと、相続人は減ってはいかない、どんどん増えていきますので、できるところも、簡単なところもあると思いますので、直接事業の計画に乗っている、もしくは乗りそうな場所は、優先的にですね。件数ももうちょっとスピード感をもって、大変だとは思いますが、1筆直すのに20万円とか30万円とかかかるような金額だそうですので、大変とは思いますが、ただ、かといって先ほど申し上げましたように、置いておってもどうにもならないと。ただ、全体的には水田の基盤整備などとひっくるめて考えると、やはりこれは首長が特に努力をされて、法改正を国会議員の先生方にですね何か変えてもらうような方向で進めないと、今後も基盤整備を大分取り組んでいらっしやいますけれども、やっぱりそのときも難儀をすることになりますので、是非上のほうにも陳情を機会があるごとにお願いをしてもらいたいというふうに思います。

淡々といきたいと思いますが、3番目のですね、窓口の案内所をつくれないうこと、この質問をすると、窓口が悪いのかなという批判で言うつもりは毛頭ございません。昔からすると、今の窓口の皆さんは声も大きいし、挨拶もされるし、相当格段に質がというとおかしいですかね、上がってきているよなという気はするんです。ただ、住民から、混んでいるときに窓口で3人、4人カウンターのと

ころに来られると、その次に入ってこられる方はもう見えないわけですね。だから、ただパソコンに向かって住民票を打ち込んでいたのか何なのか、そういう感じでただ気分を悪くされた、たまたまだったんだろうとは思いますが、ただやはりいらっしゃるということは、忙しかったと言え一言ですけれども、そういうときに考えたときに総合案内所かそういうところを設置できないかというふうに考えておりますが、いかがお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 窓口案内所はつくれないかという御質問でございます。

平成26年3月議会におきまして同様の御質問を受けております。その際の答弁として、総合窓口は設置できないが、案内板を設置し、職員については住民への声かけや窓口までの案内など、庁舎に入ってこられたお客様への気配りを徹底するとお答えしております。

今現在でございますが、案内板を設置し、また職員については積極的な声かけや挨拶などを実践しており、その結果、町内外から本町の窓口対応について高い評価の声をいただいております。私もそう認識しているところでございます。

市町村行政を取り巻く状況は、地方分権の一層の進展や行政ニーズの多様化により行政事務は複雑多岐にわたってきており、職員1人に係る負担も大きくなってきております。このような状況の中で、総合窓口職員の育成、配置、さらに窓口案内所のスペースの確保など、総合的に判断して新たに窓口案内所を設置することは、非常に難しいと考えております。よって、今後も引き続き、朝礼や課長会などを通じて、庁舎に入ってこられたお客様への挨拶や声かけ、また担当窓口への案内などについて徹底した対応をしてまいりたいと思っております。

ただいまの御質問で、窓口が混雑しているときの対応がちょっと悪くてといましようか十分でなくて立腹されたという声を聞いたということに対しての、それをとらえての御質問だと思っておりますが、窓口は混んでいるときは、担当課長もその窓口に出て対応するとか一生懸命そういったところに努めておりますので、引き続きこういう体制で進めていきたいと思っております。

○8番（上原正一君） 今、町長が言われたように、窓口の対応が悪いということは一度も、この頃は特にですねそういうことは思ってもおりませんし、今評価をされているとおっしゃったように、私もそういうふうに評価をしております。ただ、こういう質問をするときには、すぐ志布志市もあるよ、曾於市もあるよ、鹿屋市もちゃんとした方がいらっしゃるよというのが普通の今まで、自分なんかもそういう例で話をしておりましたが、市庁舎と町村とはまた違うのかなという、この頃そういう気持ちでも考えておりますが。この前、東串良町のほうに行ってみたらですね、うちの財政の半分ちょっとというところでやはり案内所ができていて、そして1人そ

こに座っておられた。ただ、そこでちょっと話を聞いたときに、肝付町も大体そのような対応をされている。中身につきましては聞いていらっしゃいますか。もし、わかっておれば、もう説明はしないんですけど、交代制でそこに座ると。人員を1人増員をして案内所をつくるじゃなくて、各課、臨時も含めて1時間ずつずっと交代で声かけをして案内をしていくと。考えると、1人の人件費を増やすんじゃなくて、各課1時間ぐらいずつは職員も空けることができるよな、そうであれば人件費も1人増やす必要もないのかな、そういうような考えを持って、この質問に至ったんですが。その辺を考える余地もないですか。

○町長（東 靖弘君） 志布志市に行ったりしたときに、窓口対応の方がいらっしゃったときもあればいないときもあったりとか、そういった状況も見ておりますけれども。

挨拶の励行とかそういったことも徹底しておりまして、通常、私が窓口を見ていても、非常にいい状況でなされているというふうに理解をしておりますので、ほかの隣接する、東串良町とか肝付町とかもそういう対応をされているということでありまして、今の状況を続けさせていきたいと思っております。

○8番（上原正一君） そこまで町長が言え、それ以上は責めませんが。ただですね、窓口の方々もすごく、せつかく一生懸命されているのに、あそこの目の前に3人、4人のお客さんが立たれると、当然その次の方の対応は難しいんですよね。そして、この方と話をしているときに、こっちの方をこうして見ながら話すわけにもいかんし、自分でやっぱり接しているお客さんの目を見て話をしていけば、次に来られた、後から来られた方がきょろきょろしながら迷っておられるという。ちょっと無理だというような答弁でございますけれども、やはりそういうところも、町長が考えていただいて、そうすると、今、執行部の皆さんも窓口において挨拶の練習を、一番悪いのは執行部の方々かな、窓口の女の子たちはすごくいいんですけども、やはりそういう練習もですね、またひとつの勉強もなるんじゃないかなというふうにも考えますので、もし時間がありましたら考えていただきたいなと思えます。

続きまして、3回目になります、どうしてもですね、町長、いろいろつくらない理由をおっしゃる、私は町長を説得をしていこうという思いで、毎回こういう公営霊園をお願いをしているわけです。新聞を、これは南日本ですが、見られるとですねほとんど毎日農機具の買取、そして斎場のこういう宣伝ですね、何件も。これが今一番だから、結局離農者が多くて農機具販売が、中古が手放しているということ、それから墓を求められている方が多いということで、ほとんど毎日、見ていただければわかると思いますが、そういう感じで世の中で今流行をしているというの

か、注目されていることじゃないのかなというふうに考えております。

中身につきましては、樹木葬のことでございますが、死んだら自然に還るという基本のもとでいろいろな考え方があるわけですが。私はこのことは、町長を説得しようというふうに、議員である以上、ずっと説得していきたいと考えております。町長は、私に諦める説得をしてください。諦める説得をしていただければ諦めるかもしれません。ただ、前回してから、この間にも、「どしてん正ちゃん、もう一回この問題を言うみてくいやん、町長もわかいやったいが」と言う住民の方もいらっしゃいましたので、しつこいとかあきらめが悪いとか、どう考えられるかわかりませんが、町長、ちった考える気持ちはないですか。

○町長（東 靖弘君） 3回目の意見交換ということでもあります。

非常にいろいろとお話を聞くたびに、みんなでどうしたらいいんだろうかということ常には考えながら、分析したりとかやっているところではありますが。たしか上原議員さんがおっしゃる樹木葬ということに対して、本当に大崎町の地域でそれが該当するのかどうか、そんなところが自分としてはどうしても判断しがたいし、踏み込めないというところは、私がいろいろ思案しているそういった状況であります。

○8番（上原正一君） いろいろ調べたときに、都会で樹木葬が一番最初流行ったところで樹木葬で葬儀をされた。それから五、六年行けなかったから、五、六年ぶりにそこに行ってみたらビルが建っていたと。民間が霊園をすれば、そういう金儲けのものの考え方になりますので、そういうこともあり得るんだよなということ。それから、死んだら自然に還るということと、それから形を残さない、見送った側の、要するに今でもそうなんです、幾らお墓があったとしても、見送った側の気持ちがないと荒れるし、墓参りもされない。だから、そういうときにお願いができればと。ただ、今は少子化で墓守をする人たちが限られてきている。親だけが残って、子どもは都会に出ている、命日にも帰ってこない、ましてや外国まで、子どもさんが出世をされて外国なんかに行かれた家庭は、もう亡くなったらそのままで終わり。

前回でしたか、前々回でしたか、福祉課長でしたか、お墓のほうを何十カ所か見て回られたと、そのときに荒れていたところはなかったという報告でしたけれども、共同墓地自体が荒れるということはおそらくないと思うんですが、そのうちの幾つかは空き墓、墓参りをしない墓が隅っこのほうにだんだん出てきている。どこの共同墓地もそういうところが、お参りをされない墓ができています。自分なんかのところもそうなんです、人んやどんとに中が入っちゃったろかい、中も片付けちゃっどかいという、見るわけにいかないし、触ることができない。これから多く

なればなるほど、そういう共同墓地もなんともならなくなって、今の空き家問題と同じようになってくる。そして、今、仮置き場となっていますが、住宅宅地内に仮置き場、お墓を持って帰ってお庭でお参りをされるところも多くなってきている。亡くなられるときに、それも整理をされるといいんですけども、その土地は死に土地になってしまう、誰もそこを買う人もいないし、幾ら家がよくてでもですね。そういうこともありますので、とにかく考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（小野光夫君）　ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩　午後２時５３分

再開　午後３時００分

-----○-----

○議長（小野光夫君）　再開いたします。

次に、９番、中倉毅君の質問を許可いたします。

○９番（中倉　毅君）　平成２６年４月、新生大崎中が誕生いたしました。統合前はいろいろと町民との間で議論がございました。私たち議会としましては、この統合によって、学力、体力、これがどうなっていくか、少人数の中ではどうしても競争原理が働かないんじゃないかということが１つ。それからもう１つは、少人数では十分な部活活動ができないんじゃないか、この２つが大きなテーマでございました。

そこで、本年度が５年目になります。果たして、この２つの理由づけがどういうことになっているのか。まず、１問目は、学力は向上しているかということでお伺いして、質問いたします。

○教育長（藤井光興君）　ただいまの質問にお答えいたします。

現在の大崎中学校は、今議員がおっしゃったとおり、平成２６年４月に旧大崎中、大崎第一中学校、菱田中学校の３校が統合されて、現在５年目を迎えております。

現在の大崎中学校の学力についての状況ということでお答えしたいと思います。明後日１４日付の広報おおさきに、本年度の４月にやりました全国学力調査の結果を公表する予定ですので、またご覧いただければと思っております。平成３０年４月に実施されました全国学力学習状況調査で、大崎中学校３年生の結果は、国語、社会、数学、理科、英語の５教科の合計の正答は２９７点となっております。これは、地区平均は上回るものの、県や全国平均には及ばない結果となりました。県平均は３０７ですので、このことから県平均を１００として比較を出しますと、本町は９６．７となっております。これは統合前の平成２４年度の結果としますと、そ

のときの結果が県との比較が93.0ですので、現在は96.7ですので、少し伸びているとは言えるかと思えます。経年変化も出しておりますけれども、少しずつ毎年毎年、少しではありますけど右肩上がりでは上がっている状況ではあります。ただ、県平均と全国平均には及びません。地区平均については、地区の平均に比べたら、地区内では9市町の中では真ん中から上のほうなのかなと思っております。

以上です。

○9番（中倉 毅君） 本年8月に出されました外部評価報告書、これによりますと町内の小学校はほぼ県の平均を上回っております。全国の平均にも下回っているということでございます。一方、中学校におきましては、県・国の平均に届かないという評価があります。これは事実でございますか。

○教育長（藤井光興君） 結果にあったとおりであります。

○9番（中倉 毅君） この中でですね課題としまして、家庭学習の習慣の定着が不十分だという課題が載っています。これは、私から見ますと、学校現場というよりも家庭のほうに押しつけているというか、そういう印象を受けるわけです、家庭教育が悪いんだと。学校の先生たちも一生懸命やっつけようという気持ちは理解できますが、家庭学習の習慣の定着が不十分というその要因は何かということをお伺いします。

○教育長（藤井光興君） 家庭学習が足りないということについては出ているとおりですが、その要因は何かといわれますと、中学3年生の家庭学習の時間は今度の学力学習状況調査によりますと、3割を超える生徒たちが平日の勉強が1時間未満という状況です。そして、家でテレビを2時間以上見ている子どもたちが約3割ぐらいおります。それからスマホをやっている子どもたちも、約40%の子どもたちが1時間以上やっているのが実態であります。

そういうことで、家庭学習が足りないことについては前から申しているとおりですけれども、どうしてもそのあたりが広がっていかなくて、家庭教育強調週間というのも設けておりますけど、徹底していかない。どうしても保護者の理解がもう一つなのかなと思っているところです。

以上です。

○9番（中倉 毅君） 今、教育長から話がありましたが、学校のほうからはいわゆる宿題ですね、これは保護者のほうには出されているのかどうか。

○教育長（藤井光興君） 中学校の場合ととらえていいんでしょうか。中学校では今朝ほど貰ったんですが、今言いましたとおり家庭学習が足りないというところで、ある学級の学級週報を見せてもらったんですけども、生活の記録の中に一日の学習計

画を立てさせて帰しているようです。ある子どもの例が出ているんですけど、今日帰ってから、国語を30分とか英語を20分とか社会を20分とか、それからテスト勉強とか内容をずっと書いてございますが、この子どもの場合は90分という時間が出ています。また、ある学校の、これもまた週報なんですけれども、これは3年生なんですけど、3年生の学級では家庭学習を、2学期ですので、時間がありませんので週に25時間というところで、担任のほうは子どもたちに指導しているようです。毎日3時間、土日においては一日5時間、合計25時間、これをみんなで努力しようということでハッパをかけているようであります。

以上です。

○9番(中倉 毅君) 今話されましたのは、自主学習ということですね。毎日3時間はやりなさいということで、自主学習をしなさいということですが、私が提案したのは、予習復習も含めてやっぱり課題というかテスト方式かわかりませんが、何かそういう宿題みたいなのを与えて、そしてそれについてどういうふうに勉強したかということのほうが高効果が高いんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○教育長(藤井光興君) おっしゃるとおり、授業の最後のほうで、例えば英語であれば、今日学習したことはこういう内容だと、今日は自宅でこのことについては調べてきなさいとか、社会の中では、次の時間はこういう内容になるから、このあたりは教科書をしっかり読んで、また参考資料を読んでまとめてきなさいとか、そういう課題は出しているかと思います。

○9番(中倉 毅君) 後でまた具体的な対策は議論したいと思います。

次にですね部活の問題ですが。これはいろんな部活があると思いますけども、活発に行われているかどうか、その辺からお伺いします。

○教育長(藤井光興君) 部活の状況についてですが、お答えします。

現在、大崎中学校には、野球部、サッカー部、男女ソフトテニス部、陸上部、水泳部、男女バレー部、卓球部、剣道部、吹奏楽部、ボランティア部の12の部活動に256人の生徒が加入しております。部活動の加入率は83.1%となっています。これは、平成26年度統合時の76%に比較して伸びていることとなります、増えています。

統合前の状況ですが、平成25年度における町内3中学校の部活動の加入率は81.7%でした。その中で、学校によっては、生徒数の影響で部活動数が少なかったり、あるいは他校と合同でチームを組まなければならない状況もありました。統合後は、部活動数の増加により生徒の選択肢も増えたこと、ボランティア部を創設することによって地域貢献活動も充実しているところになります。なお、今年度の

活動状況ですけれども、吹奏楽部の県大会の金賞や、陸上個人種目男子200メートルですけど、九州大会出場とか、男子バレーボールでは結成したビーチバレーボールは全国大会の出場を果たすなどがありました。また、地区大会においては、男子バレーボール部や女子卓球部、陸上部の男子400メートルハードルで優勝、軟式野球部、男子卓球部、男子ソフトテニス部で準優勝、その他個人種目では多数の好成績を収めているところでもあります。

以上です。

○9番（中倉 毅君） 今、部活のほうは非常に活発に行われているということで、特にまたバレー、野球、吹奏部ですか、こういった中では対外的にも非常に成果を収めているということでございました。当初、統合するときに話がありました、やっぱり部活ができないという大きな理由があったわけですね。それに対して、今、部活も非常に、加入率も83%ということで加入率もいいという、高くなってきたということでございます。

児童の中にですね部活をしていないという生徒というのは、あと17%ですか、これが部活をしてないということですかね、その子どもさんたちからは何か、もう少し何かやってくれというようなことは教育現場のほうには出ていないですかね。

○教育長（藤井光興君） 部活の編成については、ずっと3年間部活動をそのまま続けるわけじゃなくて、毎年子どもたちの実態というか、希望を調査しておりますので、その中で調査して、人数が成立できる部分、成立できない部分、指導者の関係等もありますので、そのあたりで構成しているようであります。

○9番（中倉 毅君） それでは、部活の活動については生徒さんも保護者もほぼ満足しているということよろしいですね。

それでは次はですね体力の問題ですが、体力は向上しているかということでございます。一般的に体力の問題は向上しておりますか。

○教育長（藤井光興君） 体力の状況についてお答えいたします。

毎年中学校2年生を対象に行われる全国体力運動能力・運動習慣調査で、50メートル走とかハンドボール投げなど9種目について調査を行っております。平成29年度の結果を見ますと、総合得点で上位の評価とされるA・B判定の生徒数は、男子が51.2%となっています。半分以上はA・B判定、上のほうですね。これは、県と比較しますと、県が100としますと、A・Bのほうを100としますと、大崎中学校の値は171.8という好結果であります、これは男子です。ところが女子のほうは、県との比較値は90.1と、100に対して90.1と低くなっています。ただ、平成26年度が86.8ですので、少しは上向いておりますが、女子の場合はちょっとやっぱり低いのかなと思っております。男女別の種目によっ

ては課題もありますので、引き続き体力向上には努力していきたいと思っております。

以上です。

○9番（中倉 毅君） 平成30年度の教育行政の中に、学力はもちろんです、体力のほうも一応考えられているんですけども、教育基本計画の中でですね体力、運動能力の向上という項目があるんですけど、この評価報告書の中には事業としては取り組まれていないんですよ、体力の問題は。学力はありますけれども。わかりますかね。教育委員会の外部評価書、こっちのほうではプロジェクトとして事業として取り組まれていないんですよ、体力については。これはなぜかということも含めて、答弁をください。

○教育長（藤井光興君） 管理課長に答えていただきます。

○教委管理課長（川添俊一郎君） 今お尋ねの件は、外部評価委員会の評価報告書の中に体力向上の部分が入っていないんじゃないかということだと思いますが、実はこの外部評価の点検報告につきましては、その基本計画の中の項目をすべてやるのではなくて、その年の重点的な部分の項目を、管理課、社会教育課で挙げておりました、その重点の事業につきまして評価をしていただくということで、29年度の評価の中には体力の部分については入っていないということで、評価をしないということではございませんので、抽出した事業についての評価ということで御理解いただければと思います。

○9番（中倉 毅君） 教育行政の平成30年の主要事業の中には体力向上の文句がうたわれてありますね、管理課として。その中に4つだけ目にとまったんですが、教科体育の充実、それから体力の向上への取組の推進とか、体力向上推進協力校の設置とか、登下校時の徒歩の問題とか、こういうのを取り上げておられるんですが、これは、この中からまたさらに重点として取り組まれることということですか。

○教育長（藤井光興君） 今議員がおっしゃったとおり4点のことが上がっておりますが、子どもたちの体力がないということ等から、今出た4点と、特に最後の、歩いて登下校については進めておるところですけど、それなりに効果が上がってきたのかなと思っておりますが、体育の授業の中で、例えば大崎中であれば主な、例えばバスケットボールとかありますよね、種目が、その前に準備運動のところで体力向上のためのサーキットを何種目か入れてやっております、弱いものを、特に女子についてはそういう取組をやっておりますが。それから、今言いましたとおり、体力向上につきましては町内の小学校の中では1校だけ推進校を設けて、そこで体育の授業を一緒に見て研究をするとか、それぞれの学校の中に1種目、何か取り組むように指導しておりますので、縄跳びとか、それをやっておりますので、体力向上

の努力はしているつもりです。

その縄跳び等につきましては、県の保健体育課が進めておりますので、県のベストテンというのを出しますけれども、その中には中沖小とか大丸小とか菱田小とか野方小とか、種目によってはベストテンに入っている状況ではあります。

以上です。

○9番（中倉 毅君） 町民にですね広く知らせるという意味では、この評価報告書の中でも、今さっき言われた体力の問題で、特に女子はもう一歩だけ、男子は非常に上回っているんだと、それをですねやっぱり町民に知らせることが必要だと思うんですよ。私たちも知りませんでした。学力は書いてあったから、ああ、なるほどと思ったんですが、体力については、今、教育長が話をされて初めてわかったんです。これをやっぱり町民にですね、大崎中の生徒は体力もこういうふうに向いていますよというのをやっぱり知らせる必要があると思うんですね。それを何らかの形で町民に情報提供をしていただきたいと思います。

それでは、4番目の、実効性のある学力向上対策ということでお伺いします。

○教育長（藤井光興君） 実効性のある学力向上対策ということですが、本来ならば私自身が中倉議員の私見を聞きたいところですけども、ここで考えていることだけちょっと話したいと思います。

先ほど答弁しましたとおり、学力は向上してきておりますが、県や全国平均には届かないというのが中学校の現状です。このことから、大崎中学校では教師の授業力向上、それから家庭学習の充実の両面から改善や充実を図っております。授業力向上につきましては、本年度、県の教育委員会から、学びの組織活性化プロジェクトのモデル校として、数学科を中心に授業改善研究を行っております。具体的には、大崎町教育委員会と県の教育委員会や県総合教育センター、大隅教育事務所が学力向上支援チームとして、大崎中学校の授業を参観し、改善に向けての指導・助言を行っております。また、このほかにも鹿児島国際大学とも連携を図り、学習指導の改善も取り組んでおります。

次に、家庭学習につきましては、先ほどいいましたとおり、そういう状況であります。いずれにしても家庭学習の時間確保については保護者に呼びかけて、もっともっと家庭学習をさせなきゃいけないのかなと思っております。このことについては、先ほど議員もおっしゃったとおり、生徒自身がどのように家庭学習を進めたらいいのかわからないのではないかとこのところもとらえて考えているところですが、そこで、先ほど言いましたとおり大崎中学校では、生徒が学校で家庭学習の計画を立てる指導をしておりますので、そういう面で少しはこれから成果が出てくるのかなと思っております。

また、教育委員会では、基礎学力や思考力や表現力を伸ばせるような家庭学習ができるよう、具体的な問題を示しながら学校を指導してまいります。子どもたちがみずから学び、学力を向上させる原動力は、将来の夢に向かって努力し続けることだと考えております。質問をいただきました実効性のある学力向上を図るためには、その突破口である教師のさらなる授業改善、家庭学習の充実について、より具体性のある取組を充実していかなきゃいけないのかなと思っていますところでは。

また、町教育委員会では、中学校だけの問題ではなくて、すべての小学校の学力向上については喫緊の課題だととらえております。この課題解決を図るために、現在、基礎学力を身につけ、思考力や表現力を伸ばすための学習問題を作成しているところでは。今後、この学習問題を各学校で継続的に利用していただきまして、学力の定着やら向上につなげていこうという考えでおります。

以上です。

○9番（中倉 毅君） 今、教育長の話では、教育行政の中にもうたわれておりますが、学力アップのセミナーの実施とか、それから町家庭学習強調週間の設置とか推進とか、小中連携の研究会とか、教職員の指導力の向上とか、職員研修の充実、こういうことは非常に、私が見たところでは一つの、何と申しますかね、学力アップについても5日から8日間ということで、さっきは毎日3時間と、家庭では、話もありましたけど、もうちょっと突っ込んだやり方をしていかないと、中学生に対しては特にもう少し重点的にやっていかないと、学力は上がっていかないんじゃないかなと思います。

そういう点では、私は2つだけ提案をしたいんですが、1つは、先ほどの課題の中で、家庭学習がどうもうまくいっていないと。今の中学生の教科を見てみてもですね、今の保護者の中でどれくらい子どもたちを勉強の面倒を見てもらえるかなと、できるかなということが1つあります。これは100%ということじゃないんですが、一部だろうと思いますけれども、そこらあたりを考えると、やはり学校からの関与というのがですね、非常に私は重要だと思うんですよ。そういう点では、先ほどもちょっと言いましたけれども、やっぱり平均点以下の生徒、私たちの時代は300名の学年の中で50番まではテストのたびに教室に張り出されたんです、名前と点数と。それで、自分の位置は大体どの辺にあるというのがわかります。

ところが、今のそのやり方ではですね、子どもさんたちは自分の位置はどのくらいになっているのかわかっていないんじゃないかなと思います。通知表があるから、ある程度その辺も理解している面もあるかもしれませんが、もうちょっとやはり突っ込んだものをやっていただきたいということで、学校においては平均点以下の生徒の、学年別にですね補習、教科の補習の教室を設けて、そこでやっぱりそ

ういう人たちを勉強の機会を与えて、そして学力を伸ばしていくという方法が1つあるんですが、いかがですか。

○教育長（藤井光興君） 昔はおっしゃるとおり、例えばテストなんかの結果を廊下に張り出したりとかありましたね。もうご存じのとおり、何年前になりますか、それはしなくなりました。高校なんかも、昔は大学生の合格者の名前を全部張り出しておりましたが、もう今はやめています。これは個人情報の問題があったりだろうと思うんです。だから、それについては、今、学校はやっておりません、やれませ

ん。
その他の方法で、やっぱり子どもたちが切磋琢磨するような、励まし合うような学習の仕方を、今、大崎町の場合は周りの共同体という形でやっていますが、お互い教え合いながらやっていますけれど、そういう形でしか、現在の時代はやれないところで、ちょっとそぐわない面もあるかもしれませんが、やっているところです。御理解いただきたいと思います。

○9番（中倉 毅君） ただいま、平均以下の子どもたちに学校としては、この子どもたちはもうちょっと勉強の力をつけないかんということは、先生たちはみんなわかっていらっしゃるんですよね。

だから、個別には担任の先生もやっていらっしゃるかもしれませんが、学年としてやっぱりそういう補習の勉強、教室というか、補習教室、そういうのをつくって、そこでやっぱりちょっと、これは強制かどうかわかりませんが、やっぱり学校としてそれを位置づけていくと。そうすることによって、毎日ちょっと無理でしょうから、例えば1週間に1回、そういうことをやって、そしてそれを積み上げて学力をつけていくということを、私は考えておったんですが。スクールバスの問題もありますけれども、やっぱりそこらあたりはちょっと調整して、学校現場として何かそういう学力を高める方法を、もうちょっと突っ込んだやり方をやってほしいと思うんですが、いかがですか。

○教育長（藤井光興君） 小学校であれば、習熟度学習というのをやっております。特に算数のほうで、子どもたちに発展コースと基礎コースと分かれるんですね。例えば、先生を2人つけるわけですが、30人学級、35人学級であれば、その中で自分は発展コースに行きたいと、当然、力のある子どもたちはそっちを選ぶわけですが、その場合、親の了解も得ます、私は発展コースを選ぶと、自分はまだちょっとわかっていないから基礎のほうを選ぶと。それで分かれて、そこに1人ずつついて勉強していきます。習熟度学習で、学校はやっています。

中学校の場合は、先ほど言いましたとおり、夏休みに教育委員会でやっている学習講座につきましては、基礎講座・発展、3つのコースで、それぞれ子どもたちに

自分の能力に応じて分けて、指導は数学と英語についてはやっているところです。そういう形でそれぞれ学校では工夫しながら、中学校も同じようなことをやっていると思いますけれども、能力に応じた指導はやっているはずですよ。

以上です。

○9番（中倉 毅君） 私が提案したいのはですね、5教科あると思うんですが、その5教科の中で子どもたちがどの教科がやっぱりもうちょっと平均に足りないのか、そこを担当の先生はわかっているわけですよ、だから、そこをもうちょっと分析をして、そしてそれを補充して学力をつけていくという手法をやっぱりとっていかないと、今、言われたこれは、毎週1回とかそういう、毎日ですか。

○教育長（藤井光興君） 週3時間算数があれば、その3時間分は全部单元ごとに行くわけですよ。分数の足し算、引き算とわからない子どもたちは、そのときは自分は基礎コースでいく、発展コースでいく、最後はまたまとめてやるという形でやっていますので、单元ごとで、1時間だけでなく、10時間なら10時間ずっとそれでいくと、そういう形です。

○9番（中倉 毅君） 学校のほうではそういうことでやっていらっしゃるということですから、その成果を見守りたいと思います。

一方、家庭のほうですが、家庭のほうでは、学校としては先ほど言われましたとおり、一応子どもさんたちにこういうふうにやりなさいということで指示をしてやっていらっしゃるんですよ。私が提案したいのは、週に1回でもいいんですが、例えば金曜日、あなたはこういうところが学力が低いとか、足りないから、もうちょっとここを勉強しなさいということで、それなりのテスト用紙か資料か、そこはあれですが、そういうものを与えて、そしてそれを月曜日に担任に出して、そしてその出来具合を担当の方でチェックしていくと、やっぱりそういうところまでいかないと、今、保護者だけがなかなか、私は解決しない、難しいと思うんですよ。だから、そこらあたりをもうちょっと踏み込んだ手法はないかなと思うんですが、いかがですか。

○教育長（藤井光興君） 中学生については、家庭で保護者が学習、勉強を、国語、算数、数学、英語、多分教えるということではできないだろうと思うんですね。家庭ができることは、子どもが学習できるような環境をつくってやることだろうと思うんです。例えばテレビの声を小さく、音を小さくするとか、それから勉強室で勉強ができるような雰囲気をつくってやるとかそういう、やっぱり言葉かけとか、そういう援助しかできないだろうと思っています、中学生の場合は。

小学生は、週に1回ぐらいは見られるかもしれませんが。家庭に期待しているのは、そういう、親の学習に対する関心を持ってもらって、そんな雰囲気を、子ども

のやる気を育てていただきたいというのが、委員会の気持ちです。

○9番（中倉 毅君） それでは、家庭学習という点では、保護者に勉強しやすいような環境づくりをするということによろしいですね。もうちょっと踏み込んだものややっていくべきじゃないかなと思ったんですが。それじゃ学力、それから体力、こういう面では来年の結果が楽しみでございますので、今のいわれたそういうことを、学校現場、家庭、その両面で子どもたちの学力、体力向上に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目の小中校の2学期制についてということでお伺いします。

新聞報道によりますと、文科省の調査で、これは平成15年ですが、全国の小学校で20.6%、中学校で19.6%が導入しているという報道がございます。県内では、鹿大の附属小中、それから玉龍中、ここが導入しております。薩摩川内市の小中では今検討中ということで、新聞報道で見ておられると思いますが。こういう状況の中で、大崎町の教育委員会としてメリット・デメリット、これをどのように考えていらっしゃるか。

○教育長（藤井光興君） 小中学校の2学期制についての御質問ですが、まずメリット・デメリットについてお答えいたしたいと思います。

小中学校の2学期制につきましては、2002年度、平成14年度に改定されました学習指導要領によって学校週5日制が導入されて以来、全国各地の小中学校において取組が始まりました。平成21年度には、全国で小学校で21.8%、中学校は23.8%まで増加しましたが、その後、横ばい状態となり、直近の平成24年度調査では小学校は、今ありましたとおり20.9%、中学校は21.9%と減ってきています。この前ちょっとインターネットを見ましたら、京都市もやっていたんですが、やめました。また3学期制に返しました。それから、九州内の長崎県大村市だったと思いますが、見られたらわかりますけど、ここも今まで15年間やってきましたけど、また3学期制に戻しました。そういう状況があります。

そういう中で、2020年度に全面改定される小中学校の新学習指導要領では、小学校3年から6年までの授業時間数が、現行比で35時間増加することなどから導入を検討する自治体も出てきております。県内では、今話がありましたとおり、鹿児島大学教育学部の附属小中学校が既に2学期制を導入しています。また、公立中学校では中高一貫教育を進めています鹿児島玉龍中学校が実施しております。それから、今ありましたとおり、県内では薩摩川内市が2020年度から導入を計画しております、現在検討しているところであります。

メリットにつきましては、始業式と終業式が3回から2回に減るわけです。3学期制から2学期制になるわけですから、2回に減るため、減った分の始業式や終業

式の日数を授業に充てることで授業時間数の増加が見込めると。それから、通知表を家庭に渡す回数が1回減るため、教員の負担軽減が図られると、そういうゆとりが生まれるわけですね、そういうメリットがあります。

デメリットとしましては、通知表を家庭に渡す回数が減るために、家庭にとっては評価が見えにくくなること。地区内では、本町だけがもし2学期制を導入した場合には、地区教委との調整がつきにくいことなどが上げられます。また、中学校においては、定期試験の回数が減ることで試験範囲が広がるため、生徒は試験に向けて学習がしにくかったり、試験回数が減ることで家庭学習をさせる機会そのものが減少したりすることが想定されます。

以上です。

○9番(中倉 毅君) 今言われたようなことだろうと思いますが。始業式、終業式、これは3回から2回に減るということで、いろいろとり方はあるだろうと思います。デメリットのほうもいろいろ話がありました。

今、教育委員が5名いらっしゃいますよね。この教育委員の5名の中で、何かそういう話とか、いけんやろかいというような話をされたことがございますか。

○教育長(藤井光興君) 2学期制につきましては、国や県の動向等については見ておりますけれども、教育委員の中ではこの話題については、現在のところ検討はしておりません。

○9番(中倉 毅君) 今後の問題として、やはり1つのテーマといたしますか、そういうことになってくるだろうと思いますが、今後検討委員会なり、そういった団体なり、そういったものを教育関係者で開かれる、あるいは設置するというお考えはございませんか。

○教育長(藤井光興君) 川内市の教育長から、大崎もやりませんかと言われたんですけど、私はそこについてはまだメリット面はあまりとらえてなかったものですからちょっと、返事はしなかったところですけども。今後、検討委員会を設ける必要はないかということですけども、先ほど言いましたとおり、学校長から要望とか、学校職員からの要望もありませんし、現在のところ、検討委員会を設置する考えはありません。ただ、2学期制につきましては、今後、国の動向やら県の動向なんかを見ながら、また2学期制の状況等について把握をしながら、ちょっとしばらくは見守っていきたいと思っております。

以上です。

○9番(中倉 毅君) 教育現場の小学校、中学校の先生方は、何かこのことについて話はございませんか。

○教育長(藤井光興君) 今も申しましたとおり、学校現場からはこのことについて

は、校長会とか職員からは出ておりません。今でも、実態調査なんかを見ますと、教員は賛成の傾向のようですが、保護者のほうがやっぱり反対している案件等が多いのかなという状況ですが。京都市やら大村市が撤退するのは何なのかなと、やっぱり季節感がないとかいわれておりますけど、今増えない、約10年間増えておりませんが、逆に減りつつありますけど、この後どんなふうになっていくのか、もうしばらく動向を見たいなと思っております。

○9番（中倉 毅君） 小学校の先生の中ではですね、私が知っている中では何人か、これは検討してみらないかな、という話もあります。だから、それはそれとして、もう少し先生たちの意見という、話というかな、議論、そこらあたりをもうちょっと整理をされて、大崎町の教育委員会としては現在のところはそういう段階にないという判断をされてもいいんですが、もう少し教育現場の話も聞いてですね進めていただきたいと思います。いかがですか。

○教育長（藤井光興君） 今も申しましたが、校長会等で校長さんに意見を聞いておりますし、職員とも話す機会がありますので話しますけど、出てきていませんね。

ただ、おっしゃるとおり、小学校の先生で賛成の意見があったような様子ですが、先生方とすれば、通知表が3回が2回に減るわけで、それから授業数が増えるということでゆとりが出てくるんですね。そういう意味ではやっぱり賛成の方がいらっしゃるだろうなど。それはやってみないとわかりませんが、そういう表面だけのとらえ方では、そういう面があるのかもしれないですね。今のところ、町内の場合は職員間では出ておりませんので、今後また聞きながら、また検討しながら、やっぱりそのあたりの意見が強くなったり、大隅地区内の状況等がどこも取り組むとかなったときには、町としても考えなきゃいけないのかなと思っておりますが、そんな状況ではありませんので、しばらくは動向を見たいと思っております。

以上です。

○9番（中倉 毅君） はい、わかりました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

-----○-----

日程第3 議案第36号 大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について

○議長（小野光夫君） 日程第3、議案第36号「大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）を実施するため、公募型プロポーザルにより優先交渉者を定めましたが、その者と事業契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、PFI法に基づき、旧菱田中学校跡地に合宿施設を整備することを目的に、既存施設を解体し、あわせて消防分団詰所を建設するため、特別目的会社である株式会社OTCと事業契約を締結するものであります。

まず、議案説明の前に、仮契約に至るまでの経緯を御説明申し上げます。

本年4月に、大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）募集要項案を公表し、その後、5月21日に参加表明の受け付けを開始し、7月27日にOTCグループ1グループから提案書を受理いたしました。8月8日には、公募型プロポーザルによる事業者選定委員会におきまして、OTCグループから提出された提案書を審査した結果、本グループを優先交渉権者に選定し、決定後に基本協定を締結いたしました。その後、OTCグループは特別目的会社株式会社OTCを町内に設立し、本町と9月6日に事業仮契約を締結したところでございます。

それでは、議案書と添付書類により御説明いたします。

まず、議案書ですが、事業名は大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）でございます。事業の目的は、既存施設の解体撤去・消防分団詰所の建設に係る設計、建設及び工事管理に関する業務並びに合宿所の建設に係る設計、建設、工事管理に関する業務及び維持管理、運営に関する業務でございます。

設置場所は、大崎町菱田1469番地。

事業期間は、契約の効力の発生の日の翌日から別途協議において定めた日までとなっておりますが、合宿所は、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の事業計画や利用者誘致計画に深く関連する施設であるため、建設の管理運営者が決定してから合宿所の規模や機能・維持管理等について、町と事業者が協議し、合意したところから設計建設等の契約を締結する予定であるために、このような定めとしております。

契約金額は、既存施設解体撤去費及び消防分団詰所整備費が2億6,894万5,

720円でございます。

合宿所施設整備費及び維持管理運営費につきましては、今後慎重に検討して行く予定としているため、当該債務負担行為額の範囲内としております。今後、適切な時期に、必要な予算等の関連議案を上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

事業者は、鹿児島県曾於郡大崎町神領2156番地1、株式会社OTC、代表取締役、弓場昭大でございます。

続きまして、添付資料の説明をいたします。

まず、資料1でございますが、事業仮契約書の写しでございます。記載内容につきましては、議案書で説明したとおりでございます。

資料2は、株式会社OTCの組織構成でございます。

次に、消防分団詰所の概要等について説明いたしますので、資料3を御覧ください。

詰所の構造は、木造平屋建て延べ床面積は175平方メートルで、災害時の迅速な対応を考慮し、旧菱田中学校の武道館付近である県道、町道に沿った場所に建物を配置する計画で、駐車場も同時に整備する予定でございます。また、機材の出し入れ、使いやすさを考慮し、車庫を中心として、倉庫、会議室、待機室、研究室、男女別々のトイレを配置しております。

なお、資料4といたしまして、株式会社OTCの履歴事項全部証明書、資料5といたしまして、大崎町PFI事業者選定委員会における審査結果報告書を添付してございますので御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） 1点だけ。資料の5の3ページ冒頭、一番上のほうにアンダーラインが引いてございますが、参加者が1グループの場合はあらかじめ町の要求する水準を満たしている場合ということで記載がしてございます。町が要求する水準を満たされたんだろうということを理解しておりますが、その水準はどういったものなのか、これを文書によって提出を求めます。議長、よろしくお願ひいたします。

○議長（小野光夫君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時51分

再開 午後3時55分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

今、中山議員のほうから資料の提出の要請がありましたが、これについてどのように取り計らいいたしましょうか。資料の提出について求められておりますが、これについて何か皆さん方で意見はないでしょうか。そのようにしますか。

○6番（吉原信雄君） これは特別委員会を設置されているんでしょう（「いや、まだ」と呼ぶ者あり）するとしてですよ、それはそのときに。

○7番（中山美幸君） 今、吉原議員のほうから特別委員会が云々ということでございましたけれども、特別委員会を設置する、しないの事前の段階として、どういった水準でこういう形で提案されたのか、その結果が必要なんですね。そのことについては、今の説明の中では一切触れられておりません。だから、文書で求めているわけであります。

以上です。

○議長（小野光夫君） 資料の要請がありました。皆さん方はどうされますか、求めますか。求める方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長（小野光夫君） 資料を配付するために暫時休憩をとります。

-----○-----
休憩 午後3時57分
再開 午後4時03分
-----○-----

○議長（小野光夫君） それでは、再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条

第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定いたしま
した。

これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特
別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の
規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及
び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委
員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でさせていただきます。

これより暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後4時04分

再開 午後4時09分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告い
たします。委員長に、11番、神崎文男君、副委員長に、5番、中倉広文君が選任
されました。

-----○-----

日程第4 陳情第3号 商工会に対する平成31年度補助金増額等について

○議長（小野光夫君） 日程第4、陳情第3号「商工会に対する平成31年度補助金増
額等について」を議題といたします。

陳情第3号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しま
したので報告いたします。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本
日はこれをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時10分

第 3 号

9 月 2 0 日 (木)

平成30年第3回大崎町議会定例会会議録（第3号）

平成30年9月20日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番，3番）
- 日程第 2 議案第29号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第30号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第31号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正
予算（第1号）（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第35号 大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定に
ついて（大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例
審査特別委員長報告省略）
- 日程第 6 議案第36号 大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における
事業契約の締結について（大崎町スポーツ交流施
設整備事業（仮称）における事業契約の締結審査特
別委員長報告）
- 日程第 7 報告第 2号 平成29年度大崎町健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 平成29年度大崎町資金不足比率の報告について
- (特) 日程第 9 認定第 1号 平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- (総) 日程第10 認定第 2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算認定について
- (総) 日程第11 認定第 3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について
- (総) 日程第12 認定第 4号 平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- (文) 日程第13 認定第 5号 平成29年度大崎町水道事業会計決算認定について
- (文) 日程第14 認定第 6号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- (文) 日程第15 議案第37号 平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について

日程第16 選任第 1号 平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別
委員会委員の選任について

日程第17 陳情第 3号 商工会に対する平成31年度補助金増額等について
(総務厚生常任副委員長報告)

日程第18 議員派遣の件

日程第19 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 児玉孝徳	7番 中山美幸
2番 稲留光晴	8番 上原正一
3番 諸木悦朗	9番 中倉毅
4番 宮本昭一	11番 神崎文男
5番 中倉広文	12番 小野光夫
6番 吉原信雄	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 長重充輝

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	川畑定浩
副町長	千歳史郎	耕地課長	福永敏郎
教育長	藤井光興	建設課長	時見和久
会計管理者	東正隆	農委事務局長	大地敏郎
総務課長	中倉幸二	水道課長	高田利郎
企画調整課長	上橋孝幸	教委管理課長	川添俊一郎
住民環境課長	小野厚生	社会教育課長	今吉孝志
保健福祉課長	中村富士夫	税務課長	本高秀俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下村俊郎
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、稲留光晴君、及び3番、諸木悦朗君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第29号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第2、議案第29号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました議案第29号、平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月6日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月7日に委員会を開催し、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億704万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億529万2,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

款4項2目1節13委託料の1,096万3,000円のし尿等メタン発酵処理事業化可能性調査事業について、委員から、メタンガスを取り出す施設については、他の自治体では事業が滞り、補助金返納という事例があったようだが、事業の内容を吟味して取り組んでいるかとの問いに対し、この調査事業の中で本当にメタンガスを取り出すことができるものなのか調査をしていき、先進地研修等を通して、間違いがないよう進めていくとの答弁。

また、委員から、環境省のこの事業で、全国で成功している事例があるかとの問いに対し、全く同じスタイルではないが、同じような形で福岡県の大木町が取り組んでおり、そこは生ごみとし尿を混ぜてメタンを発酵してメタンガスを取り出し、

発電をしている。また、隣町のみやま市も今年の秋から大木町と協定を結んで、大木町のノウハウを基に新しい施設を作り、10月から稼働させる取組があるとの答弁でありました。

款5項1目9節19負担金補助及び交付金の畜産クラスター事業補助金2,013万1,000円について、委員から、事業取組主体の堆肥舎の400平方メートルは、飼養頭数に見合った面積になっているかとの問いに対し、事業取組主体は、現在50頭を飼育しており、計画では32頭増頭し82頭にする予定である。今回の堆肥舎は、増頭する32頭分の堆肥舎であるとの答弁。

さらに、委員から、堆肥を肥料として畑に散布したとき、臭いが問題ないかとの問いに対し、繁殖牛舎と同時に堆肥舎も整備するため、周辺への環境的な影響は無いと考えているとの答弁でありました。

款5項1目9節19負担金補助及び交付金の全国和牛能力共進会団体総合優勝記念事業助成金150万円について、委員から、助成金の使途は学校給食等で地元産牛肉を提供するということだが、幼稚園・保育園などへの提供の考えはないかとの問いに対し、なるべく多くの人々が均等に恩恵に授かる形が良いのではと考えており、まずは学校給食と思っている。その他に、ふれあいフェスタや町民体育祭などで、引換券にして肉と交換できる形を案として考えているが、幼稚園・保育園への提供についてはまだ協議をしていないので、今後検討していくとの答弁でありました。

款6項1目3節15工事請負費の2億6,894万6,000円の校舎等解体及び消防詰所等整備工事について、委員から、消防詰所の建物が木造平屋建てになっているが、2階建てにして災害時の避難場所にするには考慮しなかったのかとの問いに対し、予算的なものがあり、その予算に対して事業者からの提案の結果が平屋建てになっている。また、避難場所については、隣接する合宿所の屋上、あるいは耐震強化がされている3階建ての旧有明高校校舎の屋上で対応できないか、施設完成後に県と協議を進めたいと考えているとの答弁。

また、委員から、消防車両の車庫については、消防ポンプ車と軽自動車2台分の駐車スペースしかないが、将来的にタンク車を導入したときの駐車スペースを考慮した設計ができなかったかとの問いに対し、各分団に大型タンク車を配置できれば一番いいが、予算的な制約がある。各分団に配置しているポンプ車を更新する際は、簡易な水槽を積んだ水槽付消防ポンプ車に切り替えていく考えであるとの答弁。

さらに、委員から、現在の消防詰所の跡地利用の計画はあるかとの問いに対し、現在、菱田地区にある水防倉庫が老朽化しているため、水防倉庫の移設を考えてい

るとの答弁。

さらに、委員から、水防倉庫で残すのであれば、今の場所が住宅密集地にあり、火災の際は迅速な出動が求められているため、軽車両を1台配備できないかとの問いに対して、分団内で協議して結論を出していただき、分団から要望があれば検討するとの答弁でありました。

款8項1目2節19負担金補助及び交付金の消防団員退団慰労金補助金68万円について、委員から、消防団員退団慰労金は、毎年積立があるはずだが、それが不足したのかとの問いに対し、慰労金は年額報酬の2割、後援会からの拠出金、それで不足する場合は町からの補助金をもってそれに充てることになっている。今回は10名の退団者がおり、今の積立では対応できない分に対して補助金として支出するものであるとの答弁。

さらに、委員から、退団する時期は、随時あるいは年度末かとの問いに対し、ほとんどの方は年度替わりで退団されるが、中には仕事や病気で体調不良を理由に年度途中で退団する方もいる。今回は、ほとんどの方が年度末での退団という形をとっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第29号平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第29号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第29号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第30号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第3、議案第30号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました議案第30号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本案は、9月6日の本会議において当委員会に付託されていたもので、当委員会では9月7日に委員会を開き、全員出席のもと、担当課長並びに係職員の説明を受け、審査をいたしました。委員会における補足説明と質疑、答弁の主なものについて報告をいたします。

補正予算書10ページ、参考資料を御参照ください。

目5資産減耗費、節1固定資産除却費13万3,000円の増は、配水管布設替え工事に伴う2路線分の既設配水管の除却費であります。

11ページ、款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事業費、節4工事請負費659万円の増は、県道黒石串良線西持留地区道路改良工事に伴う布設替え費用と町道横瀬菱田線側溝新設に伴う老朽管の更新費用であります。

質疑に入り、資本的支出の節4工事請負費659万円、配水管布設替え工事内容の詳しい説明を再度求めた結果、県道黒石串良線西持留地区道路改良工事は、高速道路と県道黒石串良線の交差点部分、野方側の取付道工事を県で行っており、この区間の水道管の布設替え工事である。既設の水道管は合計30ミリメートルであり、これまでも漏水がたびたび発生しており、補修を繰り返してきた。直接県道工事に影響のある箇所ではないが、今回、漏水対策として、耐用年数等も考慮して布設替えを計画している。また、町道横瀬菱田線の正坂地区については、建設課の側溝新設に合わせ、この区間の水道管布設替えを計画している。この区間の水道管は昭和53年に布設されており、耐用年数も経過していたことから、新しく耐震用の水道管に布設替えをする計画であるとの答弁でありました。

さらに質疑の中で、黒石串良線については、今後大型車両の通行がさらに増えて

くると予想されるが、配管の強度など配慮なされているかとの問いに、今回の県道改良工事の中で、新しく歩道が設置されるが、水道管については、その歩道部分に布設をする計画である。今後も改良工事で歩道が設置される場合は、同様の工事を行っていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに、全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第30号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第30号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第31号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（小野光夫君） 日程第4、議案第31号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました議案第31号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本案は、9月6日の本会議において当委員会に付託されていたもので、当委員会では9月7日に委員会を開き、全委員出席のもと、担当課長並びに係職員の説明を受け、審査をいたしました。委員会における補足説明と質疑、答弁の主なものについて報告をいたします。

補正予算書7ページ、歳出について、款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目2維持管理費、節14使用料及び賃借料165万円の増は、本年度内に見込まれる公共下水道区域内の新築住宅下水道取出管設置に伴う機械借上料であります。

次に、6ページ、歳入について、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金、節1下水道費負担金90万円の増は、新規に接続される公共下水道の受益者負担金6件分の見込みであります。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金75万円の増は、歳出増の財源として、前年度の繰越金を充てて調整するものであります。

質疑に入り、歳出の機械借上料について、新築11件分の下水道取付に伴うものであると説明があったが、地域はどこで、それぞれ何件かとの問いに、横瀬地区に4件、神領地区に1件、仮宿地区で3件、あと今後の見込みで3件分を計上しているとのことでありました。

ほか、特記すべき質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第31号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第31号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第31号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第35号 大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第5、議案第35号「大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定について」を議題といたします。

お諮りします。本案について、本案に関する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第35号「大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定について」、特別委員会審査報告書の審査の結果は、原案可決であります。

特別委員長審査報告書の審査の結果のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号「大崎町リサイクル未来創生奨学基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第36号 大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について

○議長（小野光夫君） 日程第6、議案第36号「大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について」を議題といたします。

本案について、特別委員会委員長の報告を求めます。

○大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結審査特別委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第36号、大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、9月12日の本会議において本特別委員会に付託されてたもので、9月14日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この契約は、PFI法に基づき、旧菱田中学校跡地に合宿施設を整備することを目的に、既存施設を解体し、併せて消防分団詰所を建設するため、特別目的会社である株式会社OTCと事業契約を締結するものであります。

内容については、9月12日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、既存施設解体撤去費及び消防分団詰所整備費の契約金が2億6,894万5,720円となっているが、既存施設の解体撤去費と消防分団詰所以外の合宿施設整備費及び維持管理運営費については、当該債務負担行為額の範囲内とされているが、現時点では債務負担行為額が決まっていない状況である中での当該債務負担行為額の範囲内とはどういうことかとの問いに対し、現在建設中の県施設であるジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の利用状況がどうなるか、どれだけの人の利用が見込まれるのか、今のところ非常に不透明であり、現時点では合宿施設の規模や機能等について決められない状況であるため、合宿施設整備費及び維持管理運営費については金額を明示できない状況である。今後は、県が募集している指定管理者が決まった時点で、指定管理者が持っている合宿の誘致計画等を参考にしながら、株式会社OTCと合宿施設の規模や仕様等を検討し、合宿施設の整備費及び維持管理運営費の債務負担行為額として明示できる段階となったときに議会で審査していただく予定であり、その明示された債務負担行為額の範囲内で施設整備、維持管理費及び運営を行っていくことになるとの答弁。

さらに、委員から、ホームページに公表された客観的な評価の結果の審査結果の概要で、菱田地域のにぎわいの創生と交流人口の増加が期待されるとあるが、この表記についての説明を求めたところ、今回は廃校となっている菱田中学校跡地に合宿施設あるいは消防分団詰所を整備するとともに、P F I 事業では民間収益施設も整備できることから、民間収益施設や合宿施設が整備されることによってジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の利用とあわせて、町内外を含め多くの方々が菱田地区に来ていただけるだろうということから、このような表記となったとの答弁。

さらに、この契約は、合宿施設の整備まで、株式会社O T Cが行うことを見込んだ契約なのかとの問いに対し、今回は、P F I 事業としてスポーツ交流施設整備事業の契約を締結するものであり、その条件としては既存の校舎等の撤去、消防分団詰所の敷地内への建設、あわせて合宿施設の建設、それから、できるならば民間収益施設も建設してくださいという形で募集をしたものであるとの答弁。

さらに、町執行部としてはジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の利用率の問題を懸念材料としてとらえていることから、合宿施設の整備は今後行うことにしていると推測するが、県の施設の利用率の問題をどのようにとらえているのかの問いに、利用率の問題については、将来どのような利用がされるのか不安な点であり、それはまさしく行政にとってのリスクにもつながることから、今回の事業では、現時点で合宿所を整備するのではなくて、どれくらいの方々が利用できるのか、そういったものの予測が立てられる状況になったときに、合宿施設の規模とか整備を行うということで、なるべく町の財政負担を軽減するということを考えて、段階的に事業を進める形をとったところであるとの答弁。

さらに、先般、実施した議員研修の中で、県の担当課から、中学生及び高校生のグループは使用できないと明言されたが、当該事業に係る要求水準書の事業目的では、小・中・高校生等も使用可能であると解釈できる。県の意向と異なると思うが、どのように解釈すればいいのかとの問いに、企画調整課としては、地域住民を含め学生、実業団、トップアスリートまで利用可能な施設であり、トップアスリートだけに限定した施設ではないと認識しているとの答弁。

さらに、P F I 方式というのは、後世に財政負担を残すことになるのではないかと懸念しているが、その点についてどのように考えているのかの問いに対し、規模の大きい施設を整備すれば、建設費や維持管理費は上昇することになると思うので、今後、財政負担を軽減する努力をしなければならぬと考えており、その点については、合宿施設の規模であったり、機能であったり、どのような方々をターゲットにするのか等、株式会社O T Cや県の指定管理者も交えながら慎重に検討し

て、極力財政負担の軽減が図られるような事業になるよう努力をして行かなければならないと考えているとの答弁。

さらに、委員から、消防分団詰所の概要や設備費用はどれくらいなのかの問いに、現段階における消防分団詰所の整備費用が5,263万9,000円、面積については175平方メートルを予定しており、間取りは平面図を参照していただきたいが、今後、実施計画をする段階になったときには地元分団の方の意見も聞かないといけないのでは、若干の変更は可能であると考えているとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第36号、大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結については可決すべきものと、出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結審査特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第36号「大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第36号「大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について」、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号「大崎町スポーツ交流施設整備事業（仮称）における事業契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

日程第7 報告第2号 平成29年度大崎町健全化判断比率の報告について

○議長（小野光夫君） 日程第7、報告第2号「平成29年度大崎町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度大崎町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ございません。

次の実質公債費比率でございますが、本町は11.7%となっております。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均でございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町は0%となり、28年度決算から該当なしという結果が出ております。監査委員の意見書によりますと、すべての比率が早期健全化基準を下回り、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第8 報告第3号 平成29年度大崎町資金不足比率の報告について

○議長（小野光夫君） 日程第8、報告第3号「平成29年度大崎町資金不足比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当ございません。監査委員の意見書によりますと、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで報告は終わります。

-----○-----

- 日程第 9 認定第 1 号 平成 29 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 2 号 平成 29 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 3 号 平成 29 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 4 号 平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 5 号 平成 29 年度大崎町水道事業会計決算認定について
- 日程第 14 認定第 6 号 平成 29 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（小野光夫君） 日程第 9、認定第 1 号「平成 29 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第 10、認定第 2 号「平成 29 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 11、認定第 3 号「平成 29 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 12、認定第 4 号「平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 13、認定第 5 号「平成 29 年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第 14、認定第 6 号「平成 29 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

認定第 1 号、本案は平成 29 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 2 号、本案は平成 29 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 3 号、本案は平成 29 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 4 号、本案は平成 29 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 5 号、本案は平成 29 年度大崎町水道事業会計決算認定についてでございます。認定第 6 号、本案は平成 29 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。それぞれ 6 つの案件につきまして、法に基づき決算を行い、監査委員の審査に付しましたので、監査委員の意見書を添付し、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれ主管課長から概要について申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げ、御認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、平成 29 年度大崎町一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入から説明いたしますので、1ページをお願いいたします。款ごとに、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。

まず、款1町税でございます。収入済額13億5,139万1,091円は、前年度に対しまして4.1%の増となっております。不納欠損額432万4,700円でございますが、時効完成等によるものでございます。収入未済額5,331万214円でございますが、これは現年度分と滞納繰越分を含めた未済額でございます。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、収入済額8,557万2,000円は、前年度に対して0.5%の減となっております。款3利子割交付金、収入済額194万1,000円は、前年度に対して151.8%の増となっております。款4配当割交付金、収入済額235万9,000円は、前年度に対して23.1%の増となっております。款5株式等譲渡所得割交付金、収入済額233万8,000円は、前年度に対して114.7%の増となっております。款6地方消費税交付金、収入済額2億3,446万3,000円は、前年度に対して3.2%の増となっております。款7ゴルフ場利用税交付金、収入済額883万3,698円は、前年度に対して4.1%の増となっております。款8自動車取得税交付金、収入済額1,477万2,000円は、前年度に対して40.2%の増となっております。款9地方特例交付金、収入済額404万5,000円は、前年度に対して8.1%の増となっております。款10地方交付税、収入済額26億8,401万8,000円は、前年度に対して1.2%の減となっております。なお、内訳につきましては、普通交付税が25億222万4,000円、特別交付税が1億8,179万4,000円となっております。款11交通安全対策特別交付金、収入済額244万6,000円は、前年度に対して1.8%の減となっております。款12分担金及び負担金、収入済額6,874万8,818円は、前年度に対して1.3%の増となっております。右隣の欄の収入未済額152万6,500円は、過年度保育料及び施設型給付費利用者負担金でございます。

次に、2ページをお願いいたします。款13使用料及び手数料、収入済額8,051万5,050円は、前年度に対して23.1%の増となっております。不納欠損額5万9,300円は、町税督促手数料の不納欠損でございます。収入未済額405万8,500円は、公営住宅及び町営住宅の使用料等町税督促手数料でございます。款14国庫支出金、収入済額10億5万3,358円は、前年度に対して11.9%の減となっております。収入未済額1億82万5,000円は、野方小学校校舎等大規模改造事業に係る繰越明許費でございます。款15県支出金、収入済額10億7,413万1,976円は、前年度に対して42.5%の増となっております。款16財産収入、収入済額6,819万3,008円は、前年度に対して19

2.3%の増となっております。収入未済額317万6,220円は、建物及び土地貸付料でございます。款17寄附金、収入済額23億1,305万2,466円はふるさと納税寄附金で、前年度に対して38.1%の増でございます。款18繰入金、収入済額7億7,135万1,195円は基金からの繰入金で、前年度に対して112.7%の増となっております。款19繰越金、収入済額2億1,778万4,100円でございます。款20諸収入、収入済額1億437万1,105円でございます。収入未済額は2,313万7,942円となっております。これは、住宅新築資金等貸付金償還金、奨学金返還金、福祉就労施設整理得分返還金、強い農業づくり交付金国庫補助金返還金の未済額でございます。款21町債、収入済額7億3,692万1,000円でございます。

歳入合計でございますが、収入済額108億2,730万865円。不納欠損額438万4,000円。収入未済額1億8,603万4,376円となっております。

以上で歳入を終わりました、次に歳出を御説明いたします。

3ページをお願いいたします。歳出につきましては、款ごとに支出済額並びに不用額等について御説明いたします。款1議会費でございますが、支出済額9,742万1,785円、不用額46万8,215円でございます。款2総務費、支出済額10億1,984万9,969円。不用額733万6,731円でございます。款3民生費、支出済額16億2,554万7,180円。不用額1,770万2,790円でございます。款4衛生費、支出済額11億5,309万2,867円。不用額1,102万9,133円でございます。款5農林水産業費、支出済額10億3,457万1,379円。不用額386万621円でございます。款6商工費、支出済額24億3,305万2,973円、不用額56万1,787円でございます。款7土木費、支出済額7億454万1,460円、不用額45万4,540円でございます。款8消防費、支出済額3億1,328万6,836円、不用額114万9,804円でございます。款9教育費、支出済額8億1,676万9,363円。翌年度繰越額4億1,850万円となっておりますが、これは野方小学校校舎等大規模改造事業でございます。不用額は1,815万4,794円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。款10災害復旧費、支出済額は3,669万4,416円、不用額9万9,540円でございます。款11公債費、支出済額は10億686万8,685円、不用額8万7,315円でございます。款12予備費、不用額が55万7,817円でございます。歳出合計でございますが、支出済額101億4,169万6,913円、不用額6,146万3,087円となっております。

次に、5ページをお願いいたします。歳入合計額108億2,730万865円。歳出合計額101億4,169万6,913円。歳入歳出差引額6億8,560万3,952円となっております。このうち基金繰入額が2億円でございますので、翌年度への繰越額は4億8,560万3,952円となっております。

以上で説明を終わりますが、6ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、68ページに実質収支に関する調書、69ページ以降に財産に関する調書、また96ページ以降に基金の運用状況調が添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 続きます、平成29年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。まず、歳入から御説明いたしますので決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1国民健康保険税の収入済額は3億3,730万8,191円で、対前年度比1.0%の増でございます。不納欠損額510万9,402円、収入未済額8,759万9,671円でございます。款2使用料及び手数料の収入済額23万7,800円、不納欠損額4万8,100円、収入未済額51万2,400円でございます。次の款3からは、調定額の全額が収入済でございますので、収入済額だけを申し上げます。款3国庫支出金は4億4,024万7,657円で、対前年度比24.7%の減でございます。款4療養給付費等交付金は2,327万7,000円で対前年度比58.2%の減でございます。款5前期高齢者交付金は8億2,197万7,574円で、56.4%の増でございます。款6県支出金は1億9,971万9,957円で、47.8%の増でございます。款7共同事業交付金は4億7,527万9,506円で、25.9%の減でございます。款8財産収入は3万1,494円で、50.7%の減でございます。款9繰入金は1億4,217万1,418円で、29.5%の減でございます。款10繰越金は5,889万2,790円で、7.7%の増でございます。款11諸収入は1,055万8,090円でございます。歳入合計といたしまして収入済額は25億970万1,477円で、対前年度比1.3%の減でございます。不納欠損額は515万7,502円、収入未済額は8,811万2,071円でございます。

次に歳出を御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。款1総務費の支出済額454万3,054円で、不用額が5万3,946円でございます。款2保険給付費の支出済額13億8,957万1,915円で不用額7,335万85円でございます。款3後期高齢者支援金等

の支出済額は2億1,403万4,359円で不用額は1,641円でございます。款4前期高齢者納付金等の支出済額は79万7,410円、不用額1,590円でございます。款5老人保健拠出金の支出済額は5,581円で、不用額419円。款6介護納付金の支出済額9,111万289円で、不用額711円でございます。款7共同事業拠出金の支出済額6億1,670万2,270円、不用額1,730円でございます。款8保健事業費の支出済額1,991万7,630円、不用額99万4,370円でございます。款9基金積立金の支出済額は3万1,494円、不用額506円でございます。款10公債費の支出済額はゼロ、不用額5万3,000円でございます。款11諸支出金の支出済額3,980万6,145円で、不用額は53万5,855円でございます。款12予備費の支出済額ゼロ円、不用額112万円ございまして、歳出合計といたしまして支出済額23億7,652万147円で対前年度比0.3%の減でございます。不用額は7,611万3,853円でございます。

次の4ページをお願いいたします。歳入合計額25億970万1,477円。歳出合計額23億7,652万147円。歳入歳出差引額1億3,318万1,330円となりまして、このうち基金への繰入額が1億円、翌年度への繰越額が3,318万1,330円となっております。

また、5ページから19ページまでに歳入歳出決算事項別明細書を、20ページに実質収支に関する調書を、21ページに財産に関する調書を、22ページに基金の運用状況を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

続きまして、平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。まず、歳入から御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不能欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1後期高齢者医療保険料の収入済額は1億142万4,990円で、対前年度比13.9%の増でございます。不能欠損額ゼロ、収入未済額は38万260円となっております。款2使用料及び手数料の収入済額は2万4,300円、不能欠損額200円、収入未済額3,500円でございます。

次の款3繰入金からは調定額の全額が収入済でございますので、収入済額だけを申し上げます。

款3繰入金は7,818万6,469円で、2.5%の減となっております。款4繰越金は417万385円で、6.3%の増となっております。款5諸収入は37万537円ございまして、歳入合計といたしまして収入済額は1億8,417万

6,681円で対前年度比6.3%の増となっております。不能欠損額は200円、収入未済額は38万3,760円でございます。

次に歳出を御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億7,951万5,659円、不用額139万7,341円でございます。款2諸支出金の支出済額27万8,300円、不用額は2万1,700円でございます。款3予備費の支出済額ゼロ、不用額2万2,000円でございます。歳入合計といたしまして、支出済額は1億7,979万3,959円で対前年度比6.3%の増となっております。不用額は144万1,041円でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳入合計額1億8,417万6,681円、歳出合計額1億7,979万3,959円。歳入歳出差引額438万2,722円となりまして、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

また、4ページから6ページまでに歳入歳出決算事項別明細書を、7ページに実質収支に関する調書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、平成29年度の大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。まず歳入から御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1保険料の収入済額は2億9,139万3,870円で、対前年度比3%の増でございます。不納欠損額は22万2,950円、収入未済額は239万2,875円でございます。款2使用料及び手数料は収入済額3万9,400円、不納欠損額2,500円、収入未済額2万4,700円でございます。

次の款3から款7までは調定額の全額が収入済でございますので、収入済額だけを申し上げます。

款3国庫支出金は4億9,894万3,602円で、対前年度比4.9%の増でございます。款4支払基金交付金は4億7,926万5,000円で、2.2%の増となっております。款5県支出金は2億6,812万7,529円で、対前年比4.5%の増でございます。款6繰入金は2億2,363万5,802円で、3.9%の増でございます。款7繰越金は1億1,475万5,829円でございます。対前年度比21.2%の増でございます。款8諸収入は169万8,164円でございます。収入未済額が5,600円でございます。歳入合計といたしまして、収入済額は18億7,785万9,196円で、対前年度比4.4%の増でございます。不納

欠損額は22万5,450円。収入未済額は242万3,175円でございます。

次に歳出を御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。款1総務費の支出済額は21万126円、不用額40万2,874円でございます。款2保険給付費の支出済額16億9,445万2,201円で、不用額が3,052万7,799円でございます。款3地域支援事業費の支出済額は4,745万6,810円、不用額835万8,190円でございます。款4財政安定化基金拠出金の支出済額ゼロ、不用額1万円でございます。款5公債費の支出済額ゼロ、不用額10万円でございます。款6諸支出金の支出済額1,771万6,371円、不用額48万1,629円でございます。款7予備費の支出済額ゼロ円、不用額100万円。歳出合計といたしまして支出済額17億5,983万5,508円で、対前年度比4.7%の増でございます。不用額が4,088万492円でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳入合計額18億7,785万9,196円。歳出合計額17億5,983万5,508円。歳入歳出差引額1億1,802万3,688円となりまして、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

また、4ページから15ページまでに歳入歳出決算事項別明細書を、16ページに実質収支に関する調書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、平成29年度大崎町水道事業会計の決算について御説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入でございます。決算額と予算額との比較を申し上げます。第1款水道事業収益は決算額2億3,658万6,985円で、651万5,985円の増となりました。内訳は、第1項営業収益が決算額2億1,782万6,050円で656万7,050円の増となっております。これは水道料金と手数料でございます。次に、第2項営業外収益が決算額1,858万7,126円で、22万1,874円の減となりました。預金利息と補助金等でございます。第3項特別利益は17万3,809円で、17万809円の増となっております。貸倒引当金及び賞与引当金として計上いたしました経費の残額を、収益で計上したものでございます。

2ページをお願いいたします。支出でございます。第1款水道事業費用は決算額1億9,496万3,811円で、不用額は1,809万7,189円となりました。内訳は、第1項営業費用が決算額1億8,209万8,282円で、不用額は1,370万8,718円であります。水源地や配水施設の維持管理に必要な修繕や人件

費等でございます。第2項営業外費用が決算額1,275万3,191円で、不用額は230万809円であります。これは、企業債の償還利息が主なものでございます。第3項特別損失が決算額11万2,338円で、不用額は8万7,662円であります。過年度水道料金の還付が主なものでございます。第4項予備費は執行がございませんので、不用額200万円となっております。詳細につきましては、25ページ以降に水道事業収益費用明細書を添付してございます。こちらは消費税抜き金額ですので、御留意の上御参照願いたいと思います。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入は、決算額1,079万3,676円で、230万6,324円の減となりました。内訳は、第1項補償金が決算額565万1,640円で、119万8,360円の減でございます。第2項負担金が、決算額166万円で、110万8,000円の減であります。第3項補助金、決算額が348万2,036円で、36円の増でございました。これは、簡易水道の起債償還に係ります元金の一般会計からの補助金でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出は、決算額9,612万4,353円で、不用額は1,231万6,647円でございます。内訳は、第1項建設改良費が決算額6,849万9,447円で、不用額731万6,553円であります。第2項企業債償還金が決算額2,762万4,906円で、不用額94円であります。第3項予備費は執行がございませんので、不用額500万円でございます。

表の下の説明になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対しまし8,533万677円の不足となりましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額406万2,506円、当年度分損益勘定留保資金7,703万6,449円、建設改良積立金423万1,722円で補てんしております

次に、5ページをお願いいたします。損益について御説明いたします。損益計算書は税抜きとなっております。1の営業収益の合計は2億173万9,663円、2の営業費用の合計額は1億7,794万9,241円となり、営業利益は2,379万422円となっております。3の営業外収益の合計は1,854万8,717円、4の営業外費用の合計は553万8,791円で、営業外利益は1,300万9,926円となり、その下の経常利益は3,680万348円を計上しております。5特別利益は17万3,809円、特別損失は10万4,168円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金、未処分利益変動額を合計しますと当年度未処分利益剰余金が6億3,932万9,560円となります。これは新会計基準へ移行しました結果でございまして、これを振

り分けますと、下の括弧書きのようになります。28年度までに減価償却分が済んだ分が未処分利益変動額でございますが、6億181万938円になります。29年度の減価償却分が長期前受金戻入となり、1,540万9,619円でございます。これを差し引きますと、当年度の未処分利益剰余金は2,210万9,003円となります。

7ページをお願いいたします。剰余金でございます。当年度変動について御説明いたします。表頭3番目の剰余金でございますが、2段目の利益剰余金で、昨年の12月議会におきまして処分案のとおり可決いただきましたので、減債積立金へ2,310万円処分いたしております。一番下の欄が29年度末のそれぞれの金額になりますが、右から3番目の欄で当年度未処分利益剰余金でございます。6億3,932万9,560円は、先ほど申し上げました数値と合致いたしております。この剰余金につきましては、8ページに処分案を示しておりますが、後ほど別議案において御提案申し上げます。

9ページ以降に貸借対照表、キャッシュフロー計算書、事業報告書、収益費用明細書等を添付してございますが、事業報告書の建設改良工事の概要以外は消費税抜きの金額でございますので御留意の上、参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございますが、款で説明させていただきます。款1分担金及び負担金、収入済額164万9,700円、不能欠損額42万円、収入未済額90万3,000円となっております。款2使用料及び手数料、収入済額3,261万6,390円、不能欠損額3万4,080円、収入未済額は167万6,570円でございます。款4繰入金、収入済額1億2,067万1,000円。款5繰越金、収入済額376万5,186円。款6諸収入、収入済額274万6,243円。款7町債、収入済額3,980万円となり、合計で収入済額2億124万8,519円。不能欠損額45万4,080円。収入未済額257万9,570円となっております。

2ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。款1公共下水道事業費、支出済額4,619万3,173円、不用額180万6,827円。款2公債費、支出済額1億5,002万8,067円、不用額9万4,933円。款3予備費は、当初予算で100万円計上しておりますが、支出がございませんので、不用額100万円となっております。歳出合計で支出済額1億9,622万1,240円、不用額290万1,760円となっております。

3ページをお願いいたします。歳入合計額2億124万8,519円、歳出合計

額1億9,622万1,240円、歳入歳出差引額502万7,279円となりまして、全額翌年度へ繰り越しております。

なお、4ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 全般を通して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま、議題となっております認定第2号、認定第3号及び認定第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、認定第5号及び認定第6号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、認定第1号の審査方法についてお諮りします。本案は、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。決算審査に際し証書類は認定の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に対して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に、次の議会までに継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第37号 平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（小野光夫君） 日程第15、議案第37号「平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。地方公営企業会計制度の新会計基準移行による未処分利益変動額6億1,722万557円を除く当年度未処分利益剰余金2,210万9,003円のうち、2,200万円を建設改良積立金へ、10万9,003円を翌年度へ繰り越すものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りいたします。ただいま付託いたしました議案第37号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 選任第1号 平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（小野光夫君） 日程第16、選任第1号「平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番、児玉孝徳君、2番、稲留光晴君、4番、宮本昭一君、5番、中倉広文君、6番、吉原信雄君、7番、中山美幸君、8番、上原正一君、9番、中倉毅君、10番、長重充輝君、11番、神崎文男君、以上10名の諸君を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました10名の諸君を、平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控え室でさせていただきます。

これより暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 30 分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 休憩前に引続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に 11 番、神崎文男君、副委員長に 1 番、児玉孝徳君が選任されました。

-----○-----

日程第 17 陳情第 3 号 商工会に対する平成 31 年度補助金増額等について

○議長（小野光夫君） 日程第 17、陳情第 3 号「商工会に対する平成 31 年度補助金増額等について」を議題といたします。

本陳情については、地方自治法第 117 条の規定により、児玉孝徳君、中山美幸君が除斥の対象となります。よって、退場をお願いいたします。

[児玉孝徳君、中山美幸君 退場]

本件について、総務厚生常任副委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任副委員長（宮本昭一君） ただいま議題となりました陳情第 3 号、商工会に対する平成 31 年度補助金増額等について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町仮宿 1032 番地、大崎町商工会会長、中山美幸氏であります。

本陳情については、9 月 12 日の本会議において、当委員会に付託されたもので、去る 9 月 14 日に委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、商工会に対する平成 31 年度補助金が増額になるよう働きかけを行うなどの要望でありました。

陳情内容の審査にあたり、担当課である企画課長及び関係職員の出席を求め、平成 29 年度の商工会に対する補助金の実績と平成 30 年度の予算の状況について説明を受け、審査いたしましたので、委員会での主な質疑及び討論について報告をいたします。

委員から、要望項目の 3 番目、商工会に対する助成の条例化・規則化・要綱化等を働きかけるとあるが、これらの規程はないのかとの問いに対し、現在、町から商工会に支出している補助金については、町の補助金交付規則すべてではないが、個別に要綱を設けて補助金を支出している状況であるとの答弁。

さらに、委員から、要望項目の 2 番目、小規模事業者販路開拓支援事業の補助金は、平成 29 年度から予算化されているのではないのかとの問いに対し、小規模事業

者販路開拓支援事業は平成29年度は補正予算で計上し、予算措置をしている。平成30年度は、当初予算に計上し支出をしているので、この事業は平成29年度から支援を行っている状況であるとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入り、委員から反対の討論があり、項目の1番目、平成31年度の補助金増額については、財源を捻出するのに苦慮しているのはわかるが、何のための増額かわからない。項目の2番目、小規模事業者販路開拓支援事業は既に平成29年度から予算化されている。項目の3番目、助成の制度化については、要綱など整備されているとのことであり、必要性を感じないとの反対意見が出された。また、委員から賛成の討論があり、要望書に補助金の増額とあるだけで、具体的な数字が見えてこない部分があるが、補助金額を他の市町村と比較すると、大崎町は少し低いと思う。大きな増額はできないと思うが、補助金額が少しでも他の市町村に近づくように若干の増額は賛成であるとの賛成意見が出された。

その後採決に入り、起立採決の結果、陳情第3号、商工会に対する平成31年度補助金増額等については、起立少数で不採択とすることに決定した次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。陳情第3号「商工会に対する平成31年度補助金増額等について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

○6番（吉原信雄君） 私は、この陳情には反対いたします。

1番目の、平成31年度補助金増額については、補助金については町が切磋しながら増額、減額していると思う。財源の捻出には苦慮しているのはわかるが、何のための増額かわからないので反対です。2番目の、小規模事業者販路開拓支援事業については、29年度から30万円の予算がされている。3番目の、助成制度化については要綱化されているとのことであり、私は必要ないと思う。よって、これの陳情については反対いたします。

○議長（小野光夫君） 次に、原案に賛成の発言を許可いたします。

○8番（上原正一君） 陳情書の内容については、若干問題もあるようでございますが、ほかの市町村から比べると、運営費が大分大崎の場合は少ないようでございますので、この面については補助金を増額するべきだと思い、陳情に賛成でございます。

す。

以上でございます。

○議長（小野光夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、陳情第3号「商工会に対する平成31年度補助金増額等について」の採決をいたします。この採決は、起立によって採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第3号「商工会に対する平成31年度補助金増額等について」を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（小野光夫君） 起立少数。

したがって、陳情第3号「商工会に対する平成31年度補助金増額等について」は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

-----○-----

日程第18 議員派遣の件

○議長（小野光夫君） 日程第18「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（小野光夫君） 日程第19「閉会中継続審査・調査申出書について」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4 委員長から申し出があります。

お諮りします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例議会の全日程を終了いたしましたので、平成30年第3回大崎町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時40分